

第百九十六回国会
衆議院
厚生労働委員会
議 録
第二十七号

平成三十年六月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修一君

理事 後藤 茂之君 理事 田村 憲久君

理事 橋本 岳君 理事 堀内 詔子君

理事 渡辺 孝一君 理事 西村 智奈美君

理事 岡本 充功君 理事 榎屋 敬悟君

理事 赤澤 亮正君 理事 秋葉 賢也君

理事 穴見 陽一君 理事 安藤 高夫君

理事 井野 俊郎君 理事 上杉謙太郎君

理事 上野 宏史君 理事 小田原 潔君

理事 大岡 敏孝君 理事 大隈 和英君

理事 金子 俊平君 理事 木村 哲也君

理事 木村 弥生君 理事 国光あやの君

理事 小泉進次郎君 理事 後藤田正純君

理事 佐々木 紀君 理事 佐藤 明男君

理事 塩崎 恭久君 理事 繁本 護君

理事 田畑 裕明君 理事 高橋ひなこ君

理事 土屋 品子君 理事 長尾 敬君

理事 船橋 利実君 理事 三ッ林裕巳君

理事 山田 賢司君 理事 山田 美樹君

理事 池田 真紀君 理事 尾辻かな子君

理事 長谷川嘉一君 理事 初鹿 明博君

理事 吉田 統彦君 理事 浅野 哲君

理事 大西 健介君 理事 白石 洋一君

理事 山井 和則君 理事 柚木 道義君

理事 伊佐 進一君 理事 中野 洋昌君

理事 高橋千鶴子君 理事 浦野 靖人君

理事 森 夏枝君 理事 柿沢 未途君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官
衆議院庶務部長
大沼みずほ君

政府参考人
(内閣官房人生100年時
代構想推進室次長)
岡田 憲治君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本
部審議官)
大島 一博君

政府参考人
(警察庁長官官房審議官)
川又 竹男君

政府参考人
(金融庁総務企画局参事官)
小田部耕治君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
栗田 照久君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議
官)
佐々木聖子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房生活
衛生・食品安全審議官)
白間竜一郎君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房年金
管理審議官)
宇都宮 啓君

政府参考人
(厚生労働省医政局長)
高橋 俊之君

政府参考人
(厚生労働省健康局長)
武田 俊彦君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局長)
福田 祐典君

政府参考人
(厚生労働省職業安定局長)
山越 敬一君

政府参考人
(厚生労働省職業安定局雇
用開発部長)
小川 誠君

政府参考人
(厚生労働省雇用環境・均
等局長)
坂根 工博君

政府参考人
(厚生労働省子ども家庭局
長)
宮川 晃君

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局
長)
吉田 学君

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局
定塚由美子君

委員の異動

六月七日

辞任

足立 康史君

串田 誠一君

同日

辞任

木村 弥生君

国光あやの君

小林 鷹之君

塩崎 恭久君

白須賀貴樹君

山井 和則君

足立 康史君

同日

辞任

上杉謙太郎君

小田原 潔君

大隈 和英君

金子 俊平君

佐々木 紀君

浅野 哲君

森 夏枝君

同日

辞任

上野 宏史君

土屋 品子君

山田 賢司君

浦野 靖人君

同日

健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出
第四七号)

六月八日

同日

旧優生保護法に基づく不妊手術を施行された被
害者に対する早期の政治的救済制度確立に関す
る請願(西村智奈美君紹介)(第一八七〇号)

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介
護従事者の処遇改善と確保に関する請願(白石
洋一君紹介)(第一八七一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九四三三号)

同(篠原孝君紹介)(第一九四四号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八八四号)

同(笠井亮君紹介)(第一八八五号)

同(穀田恵二君紹介)(第一八八六号)

同(志位和夫君紹介)(第一八八七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一八八八号)

同(田村貴昭君紹介)(第一八八九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一八九〇号)

同(畑野君枝君紹介)(第一八九一号)

同(藤野保史君紹介)(第一八九二号)

同(宮本岳志君紹介)(第一八九三号)

同(宮本徹君紹介)(第一八九四号)

同(本村伸子君紹介)(第一八九五号)

障害福祉についての法制度の拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八九六号)

同(池田真紀君紹介)(第一八九七号)

同(神山佐市君紹介)(第一八九八号)

同(熊田裕通君紹介)(第一八九九号)

同(小島敏文君紹介)(第一九〇〇号)

同(小寺裕雄君紹介)(第一九〇一号)

同(白石洋一君紹介)(第一九〇二号)

同(武内則男君紹介)(第一九〇三号)

同(中野洋昌君紹介)(第一九〇四号)

同(西村智奈美君紹介)(第一九〇五号)

同(野田毅君紹介)(第一九〇六号)

同(御法川信英君紹介)(第一九〇七号)

同(山川百合子君紹介)(第一九〇八号)

同(泉健太君紹介)(第一九四八号)

同(小熊慎司君紹介)(第一九四九号)

同(木原誠二君紹介)(第一九五〇号)

同(斎藤鉄夫君紹介)(第一九五一号)

同(坂本哲志君紹介)(第一九五二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九五三号)

同(篠原孝君紹介)(第一九五四号)

同(谷川とむ君紹介)(第一九五五号)

同(玉木雄一郎君紹介)(第一九五六号)

同(中野洋昌君紹介)(第一九五七号)

同(中山展宏君紹介)(第一九五八号)

同(長妻昭君紹介)(第一九五九号)

同(藤原崇君紹介)(第一九六〇号)

同(三浦靖君紹介)(第一九六一号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一九八五号)

同(岩田和親君紹介)(第一九八六号)

同(江田憲司君紹介)(第一九八七号)

同(小川淳也君紹介)(第一九八八号)

同(神山佐市君紹介)(第一九八九号)

同(工藤彰三君紹介)(第一九九〇号)

同(黒岩宇洋君紹介)(第一九九一号)

同(小宮山泰子君紹介)(第一九九二号)

同(根本匠君紹介)(第一九九三号)

同(船橋利実君紹介)(第一九九四号)

同(古川元久君紹介)(第一九九五号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九六号)

公正な賃金・労働条件に関する請願(白石洋一君紹介)(第一九〇九号)

同(小川淳也君紹介)(第一九九七号)

同(黒岩宇洋君紹介)(第一九九八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九九九号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇〇号)

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(池田真紀君紹介)(第一九一〇号)

同(石田真敏君紹介)(第一九一一号)

同(白石洋一君紹介)(第一九一二号)

同(武田良太君紹介)(第一九一三号)

同(津島淳君紹介)(第一九一四号)

同(宮内秀樹君紹介)(第一九一五号)

同(小熊慎司君紹介)(第一九一六号)

同(高橋ひなこ君紹介)(第一九一七号)

同(橋本岳君紹介)(第一九一八号)

同(藤原崇君紹介)(第一九一九号)

同(根本匠君紹介)(第二〇〇一号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇二号)

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化を目指すことに関する請願(小川淳也君紹介)(第一九二六号)

同(西村智奈美君紹介)(第一九一七号)

同(篠原孝君紹介)(第一九一八号)

同(稲富修二君紹介)(第二〇〇三号)

同(玉城アニー君紹介)(第二〇〇四号)

国の責任でお金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一九四五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九四六号)

同(篠原孝君紹介)(第一九四七号)

同(本村伸子君紹介)(第一九四八号)

若い人も高齢者も安心できる年金制度を求めることに関する請願(本村伸子君紹介)(第一九七八号)

同(本村伸子君紹介)(第一九七九号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八一号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八二号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八三号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八四号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八五号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八六号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八七号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八八号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八九号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九一号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九二号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九三号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九四号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九五号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九六号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九七号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九八号)

同(本村伸子君紹介)(第一九九九号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇〇号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇一号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇二号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇三号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇四号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇五号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇六号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇七号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇八号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇〇九号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇一〇号)

同(本村伸子君紹介)(第二〇一一号)

長官寄雅則君、老健局長濱谷浩樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。池田真紀君。

○池田真紀委員 おはようございます。立憲民主党の池田真紀です。

本日は、幼児教育の無償化について質問をさせていただこうと考えておりますが、冒頭に、昨今、連日ですけれども、報道がされています、目黒区で起きた、五歳のお子さんが両親から虐待を受けて亡くなったという報道が幾つもあるかと思えます。これにつきまして、香川県の児相から、東京都に引越した際の児相の手だてがどうであったかと。

この間ずっと、児相の運営方針については、平成二年の運営方針に基づいて、ケース移管については、転居が確認されてから遅くとも一カ月以内にケース移管をする、あるいは、その後の法改正においても、さまざまな、児童福祉法、さらには児童虐待防止法、通称ですけれども、改正がなされたところでもあります。第十次報告の平成二十六年の九月においても、地方公共団体への提言といったものも示されておりますが、しかし、こういった非常に痛ましい事件といえますか事故が後を絶たない状況にあります。

このことにつきまして、本日は丁寧に質問をさせていただきたいのですが、私も、児童虐待につきましては、非常に多くの事例もありまして、研究もさせていただきました。政府で行っている研究もさせていただきまして、データからも、果につくましても、多くの数字、データからも、いろいろな評価あるいは分析をしなければいけないと考えております。

取り急ぎ、私がきょう申し上げたいのは、ま

ず、今、報道を通して、SNS等で、お母さんたちに対して、御両親に対してのバッシングが非常に多いんです。

これはこの例だけではなく、その前にもそうですが、この間、児童虐待死されたことのニュースに伴って、親はとんでもないという、自己責任を強めるかのような、誰かを悪者にして終わらせる、あるいは児相が悪かったんじゃないか、その誰かのせいにして終わらせるといふことだけがSNSや報道等で大きくなって、私は、二次被害、三次被害を生んでいるだけというふうに思っています。

児相の厳しい状況については何にも改正がなされていませんし、対処もなされていません。そういう中で、事務移管が市町村におろされたりとか、あるいはNPOや市民団体にも支援が広がっているという現状もあります。

この中で、私が申し上げたかったのは、このような現状の分析、そして丁寧な実態調査、さらには二次被害、三次被害を行わないような、偏見意識といったものもきちっと取り組んでいただきたいと思っていて、改めて、この厚生労働委員会で、ぜひ、児童虐待について集中審議を求めたいと思っています。

委員長にお計らいをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○池田(真)委員 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきたいと思えます。まず、幼児教育の無償化というくくりでありますが、これは、この数日、五月の末に幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲に関する検討会報告書が報告をされてから、この厚生労働委員会でも質問が幾つかあったかと思えます。

きょう、私の資料にも添付をさせていただきましたが、一ページ目、そして二ページ目も、新聞

でもありますように、これは高所得者に恩恵ではないかというような報道がなされているわけであります。

この中で、先日、一昨日、六日の日の厚生労働委員会で山井委員が質問をしたかと思えますが、そのときに、既に四割は地方自治体の方で減免をしているんだというようなことで、地方単独補助による保育料の減免割合といったものも添付がなされておりますけれども、こういう状況があります。

非常に、この部分については、八千億円の無償化と言いつつ、実は、地方単独の独自事業の財源の肩がわりではないかと。自治体はいいんですけれども、実際、これは子育て支援の対象の方々には行き届かないのではないかとということであります。

このことについての事実というか、考え方の確認をまずはさせていただきたいと思えます。

○大島政府参考人 お答えいたします。

詳細の制度設計はこれからとなりますが、今般の無償化は、子ども・子育て支援新制度における国が定める負担上限額に相当する保育料を基本に無償化するものと考えています。地方自治体が独自に保険料を減免しているか否かにかかわらず無償化するということが基本的な考え方でございます。

利用者の側から見ますと、自治体が独自に減免した後の保育料が新たに負担軽減されるということになります。

今般の無償化によりまして、自治体の予算に余剰が生じる場合には、それを地域における子育て支援のさらなる充実のために振り向けるところも出てくるかと考えております。

国としても、今後、そうした点も踏まえながら要請をしていきたいと考えています。

○池田(真)委員 今の御答弁の中でもう一つ確認をしたいんですが、私も資料につけておりますけれども、自治体への、次世代へのツケ回し軽減にも活用することを求めるとか、地域における子育て

支援のさらなる充実を求めるというようなことも触れられておりますが、これははっきり言って強制力はないですね。

○大島政府参考人 法的な強制力はないと考えます。

○池田(真)委員 そうしますと、やはりこれは、八千億円の子育て支援、対象者に行くようなものではないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○大島政府参考人 自治体も、地元の住民の方、それから議会の中でいろいろな議論しながら施策を行っておられると思いますが、自治体の子供のための単独事業の予算に余りが出た場合に、それをどう使うかというのは、やはり自治体の中でそれなりに適切な判断が行われていくものと考えます。

○池田(真)委員 これから決まることが多いということでありませうけれども。

そして、もう一つ確認させていただきたい。財源ですが、この八千億円は消費税ということよろしいかどうか。

それと、あと、この八千億円、はつきり言っています、本来であれば政府が示してくるものでございませうけれども、六日の日に、山井事務所の資料ということで、山井委員から許可をいただいていたこと、山井委員がさせていただいたこと、この試算について、八千億円ということについても、きのう、ちよつと質問のレクをいただいたときに、八千億円は私たちは言っていないみたいな話をおっしゃっていましたので、その確認をさせていただきます。

○大島政府参考人 報道で出ていることは承知しておりますが、具体的な制度設計はこれからでありまして、政府として現時点での費用試算は行っておりません。今後、年末にかけまして、予算編成の過程の中で算出してまいりたいと考えております。

それから、幼児教育無償化に係る費用の財源は消費税財源でございます。

○池田(真)委員 そうしましたら、報道で物が違うのであれば、きちつと政府が試算を示していかなければいけないのではないのでしょうか。この八千億円が今さら違うと言われても、私たちは何をもとに今後議論をしていいのかが全くわかりません。

さらに、パーセンテージと金額についても、山井事務所の方での資料がここにありますけれども、私も、そのパーセンテージ、二月の資料をちよつといただいたものでは、若干パーセンテージが違ったりとか、データがまちまちあるわけですよ、それぞれで独自で入手をする。ですので、きちつとこれは示していただきたいと思えます。

六日の日に山井委員の質疑の中でも、きちつと資料を、試算を示してほしいという話もありましたので、ぜひこれは早急をお願いしたいと思えます。

○川又政府参考人 お答えいたします。

幼児教育無償化につきまして、先ほどもありましたが、現段階におきましては、制度の詳細、結論が出ていない段階でございますが、これから年末にかけまして、予算、制度について具体的に検討してまいります。

その中で、具体的な制度設計、予算編成の過程におきまして、試算に必要な基礎的なデータについても精査をいたしまして、政府として正式な所要額、財政試算をお示しをしていきたいというふうに考えております。

○池田(真)委員 ぜひ早急に資料提供をお願いしたいと思えます。

これに関連してですが、この間の優遇措置について、高所得者の優遇ではないかという報道、けさ毎日新聞の二面にも載っておりますけれども、こういう報道がなされている中で、子供底上げ法案のところでは、国費の中では、児童扶養手当や障害基礎年金、二十までの支給拡大では百九十億円です、児童扶養手当の支給額の一万円アップについても三百六億円ということになります。

す。

更に言えば、きょうの資料にありますけれども、学習支援費や児童養育加算、これは削減をされたわけですね。ここの資料の五ページにありますけれども八・六億円です。これは、児童養育加算の減少、ゼロ歳から二歳までですけれども、これについては五千円のカットが八・六億円。更に言えば、生活保護における学習支援費についても十二億円の推計での減少額を決定している中で、高所得者優遇措置というのは格差を拡大するものだというふうに考えておりますが、大臣の考えはいかがでしょうか。

○加藤国務大臣 この間も申し上げましたけれども、これは、要するに幼児教育を無償化していく。そして、幼児教育というのはどういうものなのか。生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障していくことでもあります。保育園の保育においても、そうした教育の要素があります。

幼児教育の効果についてはもう申し上げることがありませんけれども、幼児教育というのは非常に効果が高い。そして、諸外国においても、三歳児から五歳児の幼児教育については所得制限を設けずに無償化をしている。教育という観点なんですね。

また、調査によれば、子育て世帯にとっても、こうした子育ての費用が高い点もなかなか理想の子供が持てない理由の大きな理由として挙げられているわけですから、少子化対策としても大変大事なことでもあります。

そういった観点から、所得制限を設けることなく、今回、三歳から五歳まで、全ての子供たちの幼稚園、保育園の費用を無償化する、こうした考えにのっとっているわけなので。

ここでも申し上げておりますけれども、例えば、義務教育は所得にかかわらず無償になっているわけですね。ですから、幼児教育のあり方というのをまずどう考えるのかということを考えたときに、やはり諸外国においても所得制限を設けず

にやっているということ、それを踏まえて、今回こういった措置が提案されたものと承知をしております。

○池田(真)委員 全子供に対しての幼児教育の無償化、そしてその効果というのは私も同様に考えておりますが、その考えにのっとって今の政策がなされているか、今検討されているかということ、それは私は違うと思うんですね。

では、お聞きします。幾つかまとめて質問させていただきます。

幼稚園、保育園の利用料、所得階層別の利用率、あるいは無認可保育園やベビーシッターなどでの利用実態数、ベビーホテルでも構いませんでしょうか。関係省庁の方、順次お答えいただけますか。

○川又政府参考人 内閣府からは、保育園等の所得階層別の利用率についてお答えをさせていただきます。

保育所等の所得階層別の利用率の割合につきまして、これは民間保育所に限ってのデータでございますが、厚生労働省の福祉行政報告例により、これも、時期的にも新制度の施行前の平成二十六年十月時点の状況の統計データがございます。

その統計によりまして、第一階層、生活保護世帯は約一・五％、第二階層、非課税世帯が一・二％、第三階層、一〇・五％、第四階層、二〇・四％、第五階層、二六・三％、第六階層、二四・四％、第七階層、二・六％、第八階層、一番上です、年収一千三百三十万円以上ですが、二・二％という状況になっております。

この民間保育所以外の公立保育所あるいは幼稚園等については、同様の統計データは持ち合わせておりません。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

私の方からは、今御指摘いただきました後段の、いわゆる認可外と言われる施設、あるいはベビーホテルと言われる施設についての統計がございますので、御報告いたします。

私ども、平成二十五年の調査によりまして把握している範囲におきましては、いわゆる一般的に言われている認可外保育施設、これはベビーホテルとか事業所内保育施設とかベビーシッターとかございますけれども、そういうのではない認可外というところで申し上げますと、階層別に申し上げますと、二百万円未満が六・三％、四百万円未満、次の階層になりますが、二〇・六％、次の階層、四百から六百万円未満、これが最頻値であります。二八・三％、八百万円未満が一七・六％、一千万円未満が一・三％、一千万円未満が一・六％、二千万円未満が二・二％、二千万円以上が一・八％、不明の二・四を含んでのアロケーションでございます。

また、ベビーホテルについても統計ございます。同じ統計によりまして、同じように刻みで申し上げますと、二百万円未満が八・三％、四百万円未満が二〇・九％、四百から六百万円未満、これが最頻値でございますが二五・七％、八百万円未満が一六・〇％、一千万未満が一・二％、一千万円未満が九・八％、二千万円未満が三・一％、二千万円以上が三・二％、不詳一・七を含んだ数字でございます。

○池田(真)委員 ありがとうございます。

ベビーホテルその他の認可外保育の方は保育のニーズというところなので、その利用の種類というところであれば、ちよつと次の質問のときにまた関連して質問させていただきますが、保育園か幼稚園かの選択のときに、やはり幼稚園の低所得者層の利用率が非常に低いわけでありまして、私の手元にもありますけれども、生活保護世帯は〇・一万人という形になりますし、大体三階層から四階層、一番多いのが四階層の方々が大半を占めているような状況であります。

幼稚園での要は利用料以外の負担額、実費額について、園がそれぞれで定めることになっておるかとは思いますが、統計の義務もないかもしれせん。ただ、こういった取組を進めるに当たって、例えば一つの町村でもいいし、ヒアリングを

行う中で、どのぐらい幼稚園にかかわっては実費額がかかるのかというような調査はございますでしょうか。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

幼稚園におきましては、今先生御指摘のように、保育料のほかに、スクールバス代、制服代、日用品代、文房具代などについて、各園により実費徴収をされている例、また各家庭から支出されている例があるということを承知しております。

この家計支出の実態につきまして、個別網羅的に把握しているわけではございませんけれども、一つ例えば平成二十八年の子供の学習費調査という調査がございます。この調査の結果によりまして、学校教育のために各家庭が支出した学校教育費という費目がございまして、この学校教育費は、私立幼稚園の場合には年額約三十一万八千円、このうち授業料以外のものにつきまして、これは約十萬三千円というふうなデータがございます。また、公立幼稚園につきましては、学校教育費が年額約十二萬円のうち、授業料以外のものが約五萬八千円、これが家計から支出されている。このように承知をしているところでございます。

○池田(真)委員 具体的に、要は低所得者の世帯の方たちが幼児教育を望んで、幼稚園の中で、近くにあるいい幼稚園に行きたいといつても、実際に実費額が多かかっている利用ができないという実態があるということは申し上げておきたいと思ひます。

ばらばらなばらつきがあつて、例えば文科省の二十九年の調査でも、学習の部分、公立の幼稚園と私立の幼稚園では二十万ぐらいの差がこの中にもありますし、そのほかの実費額といったものは、全部でなくても結構ですけれども、例えば、ここではこのぐらいあつた、開きがどのぐらいあるのかというふうな実態調査はすべきだと考えております。

これは肌感覚ですけれども、やはり共働き世帯で保育のニーズがある場合で保育園だということになっていても、今幼児一体型保育所がありま

すけれども、そういったところに幼児教育を望む方たちが入れるというよりは、国が幼児教育を進めようということであれば、これは全ての子供たちが行ける環境になければならないと考えます。

義務教育の前に幼児教育の話でありますけれども、幼児教育の効果というのは、当然OECDの国際的な発表もそうですし、あと山井委員が言っていましたヘックマン教授の説、逆ヘックマンじゃないかというような話もありましたけれども、今の状態で一部の方たちだけに幼児教育を進めていく、無償化を国が進めていくということであれば、これはすごく教育における格差が拡大すると私は考えております。

また、六日の日の答弁で加藤大臣が、義務教育ならばという話をおっしゃいました。多分、高等教育の質問のときだったと思いますけれども、高等教育ではなくて、幼児教育は何なんでしょうか。

○加藤国務大臣 ももちろん、義務教育は今、小学校、中学校でありますから、幼児教育は何かと言われても、義務教育ではないのは事実であります。

ただ、無償化をして全員を対象にしていくなので、効果が大きいという意味においては、義務教育的な部分があるのではないかと、これは私は思っております。

○池田(真)委員 加藤大臣ありがとうございます。今、全員が受けられれば効果が大きいということでおっしゃっていただきましたので、ぜひ、もう全員受けられるようにしなければいけないと思います。また、どういう教育を目指していくのかというのも一つ重要な論点だというふうに思いますので、これはきちっと時間をかけて議論をする必要があるというふうに思います。

また、義務教育を完全に無償化した場合、はっきり言って、先日制服の話がありましたけれども、制服でもいろいろありますし、実費がかかってくるものが、公立の学校でもさまざまな差があります。就学援助では当然足りないものもたくさんあります。

ある中で、公立の義務教育の小中学校においても、実は家計の所得によって教育を受ける機会を奪われている子供たちがいるというのが実態であります。

義務教育を完全無償化に行うという場合においては、小学校であれば六千五百億円でございます。中学校で五千七百億円でございます。これは、活動費、学校生活にかかわる諸経費を全て無償にした場合の、経済同友会の二〇一七年の調査でありますから、本当にこれは今、私たちは優先順位をきちんと考えていかなければならないというふうに思います。

続けてですけれども、質問をさせていただきますが、先ほどベビーシッターや無認可の話がありました。今回は、基準を満たしていないものについて五年間猶予期間を設けて無償化の対象にしていこうというふうにご報告書で書かれておりますが、対象とするものの基準と判定方法とか、無償化の対象から除くものといったものはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○大島政府参考人 お答えいたします。

認可外保育施設についての無償化の範囲でございますが、有識者の報告書が五月三十一日に取りまとめられたところでありますが、政府としては現時点で、これから検討するので結論を得ているわけではございません。

その上で、報告書の整理についてどうなっているかということをお申し上げます、無償化の対象となるサービスは、まず、幼稚園の預かり保育、それから、一般的に言う認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッターなど、児童福祉法による届出義務に基づく届出を行っている指導監督の基準を満たすもの。ただし、この指導監督基準を満たすとの要件は、五年間の猶予つきとすること。さらに、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業とすることとされております。

○池田(真)委員 まず、実態調査、ニーズ調査を

きちっと行ったかどうかということが非常に重要だというふうに考えております。

なぜかといいますと、送迎は、この報告書によると、園からの送迎は除く、園に対してのお金は出しませんよということだと思えますが、実際に、送迎というのは、子育て中の、特に送り迎えの必要な子供さんですよ、ちっちゃいお子さん、あるいは障害児の方たちには送迎サービスというのはいくらに欠かせないわけですよ。

ということがありますので、ちよつと関連してございしますが、このことを考えるために一つだけ質問をさせていただきます。

わざわざ衆議院の岡田庶務部長、おいでいただきましたので質問させていただきます。

先日、きょうおいでいただいております大沼政務官が、吉田委員の質問のときに、多分、病児保育の質問だったと思いますが、熱が出ちゃって、いつもはらはらして、お迎えに行かないといけないのよ。そのときに秘書さんに迎えに行ってもらって、会館で見ているんだという話をされていたと思います。本当に大変だと思います。

これは、こういう場での発言があったので、念のためということ、衆議院事務局、庶務の方に聞きをしたんですが、公設秘書さんの場合、まあ私設秘書さんかもしれないけれども、そこは問わず、今、公設秘書さんの場合に、そういう送迎は業務として、公務として可能ということでしょうか。

○岡田参事 お答えいたします。

公設秘書は、特別職の国家公務員でございますけれども、ただ、その服務につきまして具体的に定めた法規がございません。

いずれにしても、公設秘書は、国会法に基づき、議員の職務の遂行を補佐するために付されている、このことを踏まえまして、業務の指示に基づきましては各議員において適切になされているもの、そのように承知をしております。

○池田(真)委員 非常に、こういうのは女性が多いためにターゲットにされる場合が多いと思いました。

で、今あえて質問をさせていただきました。ぱくつとした規定であり、さらに、広義な解釈として見れば、公務ということでの捉え方ということで、必要なこととすることで解釈もできるという御答弁かと思えます。

ということをお私たちは、今度は想像して、もつと広げて考えなければいけないと思うんですね。ということは、共働き世帯の親御さんたちのお子さんたちの送迎についても非常にニーズが高い。これをきちつと法的に位置づけて、質の高い安全性を確保されたものではなくて、今はボランティアや有償ボランティア、Asamaとかで、みんな助け合いの中でやっている場合もあります。しかし、送迎なので、非常にリスクを伴う場合もありますので、ぜひそういったものはきちつと考えていかなければならないこと。

あと、障害児の通学、通所が、支援費制度が始まるときに、通学、通所は認められないということ、居宅介護の方でQAが出された、その経緯もあります。

ですので、子育て支援といったものが、今回、幼児教育無償化なのに、保育が盛り込んでぐちゃぐちゃになっていると思いますが、保育の子育て支援といったものを議論するのであれば、多様な働き方、実は休むことも一つではないかと思えます。ニュージージランドの首相が産休に入ったということもあります。

どういった働き方をするのか。働き方改革ということであれば、病児保育制度だけに頼るのではなくて、子供の気持ちになって、子供目線の、子育て政策ということでの働き方も保障すること、これをこの厚生労働委員会では議論していかねばいけないのかというふうに思っております。

さまざま申し上げましたけれども、厚生労働大臣から最後に、今、多様な保育と、そして幼児教育の徹底性と、さらには格差拡大ではないかと言われている、高所得者優遇措置と捉えられていること、さらには保育の質の確保といった問題について、ちよつとお考えを述べていただきたいと

た。

○高島委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

きょうは、一般質問の機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

ちよつと盛りだくさん聞いていきたいと思ひますので、どうぞ簡潔な御答弁への御協力をお願いしたいと思ひます。

先ほど池田委員からもあった、目黒区で起こりました五歳の女の子の虐待死のことです。

私も、皆さんもそうだと思います、このニュースを聞いて、特に、この五歳の子がノートにつづった謝罪の文章を読むと、本当に悲しさ、そして、どうしてこれが防げなかったのかという憤りというのを感じざるを得ない。それは皆さんも一緒だと思います。

ですので、ちよつと先ほどは大臣からの答弁がございましたので、大臣から、この事件についての受けとめ、そして今後、厚生労働省としてどういうふうになされるのかということについて、お聞きしたいと思ひます。

○加藤国務大臣 私も、報道に載っておりますこの五歳の子供さんの、これは多分お父さん、お母さんに宛てた手紙なんだろうと思ひますけれども、その文言を読むと、本当にもういたたまれないというか、そういう気持ちを持ちながらこうした形で亡くなられた、何とも言えない気持ちになりました。

また、この亡くなられた子供さんに対しては、心から御冥福をお祈りしたいと思ひます。

この事案について、厚生労働省としては、これは東京都と香川県にまたがっている事案でございますから、それぞれに対してまず情報の収集を私どももさせていただいた上で、両都県に対してさらなる情報収集、分析、これを今お願いをしているところでございます。そうした検証結果を踏まえて、必要な対応を考えていくことになります。

児童虐待による死亡例については、自治体において検証いただくとともに、厚労省においても、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証し、その結果を再発防止に資する、そしてそれを自治体に周知していく、こういう枠組みがございますので、今般の事案についても、その中においても取り上げて、必要な対応をしつかりと行つて、こうした事案が二度と、常にこうした事案があるというふうに言うんですけれども、本當の思ひで、二度と起きないように努力をしていきたいと思ひます。

○尾辻委員 二度と起きないように、もちろん検証をしていただくのは大事なことであります。

しかし、それ以外にさまざまな原因があるんじゃないかというところで言いますと、皆さんも、もういろいろな議論の中で多分あったと思ひますけれども、児童相談所のマンパワーが足りていないのか、そして、相談員ですね、相談をされている方々の専門性が本當に足りているのかという部分。

私は大阪ですから、大阪でいうと、児童相談所、子ども家庭センターですけれども、満タンなんです。もうばんばんで、どうにもこうにもケース数が多過ぎて、もう対応できないというふうなことが起こっております。ですので、やはりここは人員の増強ということを、特に地域によってはしっかりと考えていただかなければいけないと思ひますし、相談支援の現場、私も介護や病院の現場で相談員として働いておりましたから、介入というのが非常に難しいですね。

例えば、虐待でもそうですけれども、子供が虐待を認めない、親と離れたくない、親も虐待を認めない、子供と離れたくない。何をもうて介入のポイントとするのか。これは、後からだとわかるんですよ。今回もそうだと思います。引越した後に、品川の児相が本人確認ができなかったと。今、報道ベースでいうとそこなんですよ。これは後からわかる話でありまして、しかし、本當に適切な介入というのはいつなのかというの

は、やはりこれは経験とそして専門性が非常に必要なんです。

実は、海外でいいますと、例えばソーシャルワーカーの数というのは全然違ひまして、ロサンゼルスだと人口が約八百七十万いて、ソーシャルワーカーが三千五百人いる。その二分の一の横浜では人口三百七十万ですけれども、ソーシャルワーカーは八十一人ということで、もう桁が全然違うというふうな人員配置の部分、やはり、こういう痛ましい事件が起こり続けていることを考えると、検討しなきゃいけないじゃないかという思ひがありますし、あと、実は相談員の処遇改善もやはり必要なんです。

私もきょうのちよつと質問で調べてきたんです。ハローワークに出ている政令市の児童相談所の児童虐待対応専門員の月収はどれぐらいか、パートです。実は、これは十五万二千円、賞与なし。これで児童虐待対応専門員として児童相談所で働いてくださいというのが今の児相の現場なんです。

こういうパートの方や非正規の方々が相談現場にいて、もう一年で、もしかして次あるかどうか分からない、こういう状態になっているわけです。ですから、やはりこういう状態をまずどうにかしないと、事象の検証だけでは根本的な原因の解消にならないんじゃないかという思ひが私はしております。

あと、児相も、今、都道府県と政令市と、手を挙げた区ですね、特別区とかでやっておりますけれども、ここと、児相のない市町村、ここの連携もやはり必要になってくると思うんですね。こういった市町村との連携、人材、財源、必要だと思ひます。

ここについて、ちよつとこれは通告ありませんけれども、もし大臣、お答えできるのであれば答えていただければと思ひます。

○加藤国務大臣 今御指摘がありますように、児童虐待、平成二十八年度の児童相談所における児童虐待相談件数も十二万ということで、年々増加

をしているということでもあります。

そこで、平成二十八年に、児童相談所の体制強化を図る児童相談所強化プランというのをつくらせていただきました。これは平成三十一年度目標を設定し、児童福祉司等の、あるいは児童心理司等の専門職、この増員を計画的に図っております。

また、平成二十九年四月より、児童福祉司の研修を義務化し、研修カリキュラム等を策定し周知するなど、児童相談所職員の専門性の向上を図っているところでございます。

またさらには、子育て世代包括支援センターの設置を進めさせていただいております。こうした形で体制整備をまず進めていく。それから、先ほど申し上げた取組の進捗状況や死亡事例の検証結果も踏まえて、体制の強化、そして、先ほど委員御指摘もありました、専門性も向上していきたい、こういったことにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

じゃ、現状で予算が十分かということでもあります。

児童相談所の体制整備、これは地方交付税措置ということでありますけれども、引き続き、先ほど申し上げた児童相談所強化プランの目標に向け、必要な地方財政措置が確保できるよう、厚生労働省としては総務省としっかりと協議をさせていただきたいと思っております。また、平成三十年度においてもさまざまな施策をさせていただきまします。

こうしたことも含めて、今後とも、必要な予算の確保、これにはしっかりと努力をしていきたいと思っております。

○尾辻委員 奪われた命は戻りませんので、しっかりと予算をとっていただいて、今以上にやっていただくようお願いし上げたいと思っております。それでは、次に参りたいと思っております。介護保険のことについてお聞きしたいと思います。

二〇一八年度の介護報酬改定で、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネさんがある事業所の、

実は管理者の要件が変わるということになりました。質の高いケアマネジメンツの推進をするんだということ、で、管理者を、主任ケアマネジャーという資格を取る、ただのケアマネジャーではだめだ、主任ケアマネジャーにするんだということになりまして、ただ、経過措置としては、二〇二一年、平成三十三年三月三十一日までという三年間の猶予がついたということになりました。

まずけれども、御指摘のとおり研修を受ける必要があるわけでございますけれども、毎年四千人以上の受講者でございます。こういった傾向を踏まえまして、三年間の経過措置期間中に、全国のケアマネ事業所におきまして、主任ケアマネジャーを管理者として配置することは可能であるというふうに考えております。

私は、これは本当に三年で大丈夫かというふうに思っているんですね。

ちよつと聞いていきたいと思いますが、主任ケアマネジャーの取得、まずこれはケアマネになつてから五年かかるとですね。つまり、主任ケアマネジャーにならうとしたら、その専門の研修を受講しなきゃいけないんですが、それはケアマネジャーになつて五年間かかるわけです。だから、今なつた人が、例えば、じゃ、三年の経過措置で主任ケアマネジャーになれるかというと、なれませんというところ。更に要件がありまして、専門研修課程Ⅰを五十六時間、専門研修課程Ⅱを三十二時間受講していただければ、主任介護、これは主任ケアマネなんですけれども、専門研修を受けることができないということになっております。

また、ケアマネジャーが必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体であります都道府県に対しては、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用いたしまして、受講者の負担軽減をしていただく、あるいは、研修の開催日程、開催期間、定員等の設定に当たりましては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別開催とするなど、ケアマネジャーとして事業所に勤めている方々が受講しやすくなる工夫をすることを都道府県に對しまして要請をしているところでございます。

そして、各都道府県、この主任ケアマネジャーの研修というのは大体年に一回なんです。これは二回やるところもありますけれども。

なお、今回の見直しにつきましては、ケアマネ事業所における状況を検証するよう、介護給付費分科会の審議報告におきましても指摘をされておりました。適切に検証してまいりたいというふう

と考えております。

○尾辻委員 適切に検証とおっしゃいましたかね。検証していくということなんですが、例えば、これは今想定されることなんですが、主任ケアマネジャーが、私は、本当に三年でできるとは思えないんですが、何とか一人だけ確保できた、でも、じゃ、その一人が病気やけがでいなくなつた、あと突然退職した、こういう場合は管理者がいなくなるわけですね。こういう場合はどうなるんではないですか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、平成三十年度の介護報酬改定におきまして、質の高いケアマネジメンツを推進する観点から、ケアマネ事業所の管理者の要件につきましまして、人材育成や業務管理の手法等を研修により修得いたしました主任ケアマネジャーであることといたしまして、その準備期間、経過措置として、三年間の経過措置を設けたところでございます。

経過措置終了後でございますけれども、御指摘のとおり、管理者に主任ケアマネジャーが何らかの形で配置できない、配置していないケアマネ事業所につきましては、形式的には指定基準に該当しない、満たしていないことになるわけでございます。

現在の主任ケアマネジャーの養成状況でございます。

しかしながらでございますけれども、一般的には、他のサービスの配置要件も同じでございますけれども、指定基準を満たさなくなった場合でありまして、指定権者は直ちに行政処分を行うのではなくて、個々の事情をきめ細かく把握した上で弾力的に対応しております。今回のケースにつきましても、そういったケースと同様の取扱いを行うものと考えております。

○尾辻委員 研修内容については、私も介護現場です。周りに主任ケアマネジャーの研修を受けている方はいらっしゃいますけれども、とにかく

現場でどういうことが言われているかという、主任ケアマネジャーの資格がイコール管理者として適切な技能を身につけるものではないんじゃないかということで、研修内容です。主任ケアマネジャーの研修内容の中で、管理者として必要な人材育成及び業務管理は、七十二時間のうち三時間しかないんですよ。この三時間の講義で、この人は管理者としての必要なスキルを身につけられるのか。つまり、主任ケアマネジャーとしてやっている講習の中で、管理者として必要な業務というところのスキル、三時間しかないんですよ。これは三時間で適切ですか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

現在、いづれにいたしまして、ケアマネジャーが管理者という要件でございます。それをレベルアップするというところで、主任ケアマネジャーにするということでございます。

く、研修内容についても、余り評価されている声は聞こえませんが。七十二時間座っている必要やいけなとか、いろいろ出さなきゃいけないで大変だけれども、スキルが上がったという自分自身に対する評価というのは私の周りからは聞こえてきませんので、この研修内容についてもしつかりと見直していただきたいというふうに思います。

費用負担なんです、問題は。先ほどおっしゃいましたように、都道府県には言っているということなんです、この村上さんもおっしゃっているんですけれども、今でも、労使関係のある法人の七割が、研修費用は全額自己負担だということをおっしゃっているんです。

私、自分の大阪で、ではこの主任ケアマネジャーを取るまでに幾らお金がかかるのかというのを計算しました。そうすると、専門研修課程Ⅰが、テキスト代と講座込みで四万二千七百円。三年以上経験して受講資格ができる専門研修課程Ⅱが、大阪だと三万八千円。ですから、主任ケアマネジャーを取るまでに七万二千八百八十円かかるわけです。介護のケアマネって給料そんなに高くない。二十万あるかないかぐらいの給料の中で、これだけの時間を使って、七万ですよ。

さらに、大阪では、主任ケアマネを取ろうと思ったら更に六万四千円かかるんですよ。ですから、主任ケアマネになろうとしたら十三万二千八百八十円、自腹でやってと言って、給料はそんなに変わらないんですよ。これでやりますかということ、私はこれは本当に心配でなりません。

ということで、私自身は、これはちょっと最後大臣にお聞きしたいんですけども、今聞いていただいたように、これは本当に三年で大丈夫かという私は不安が高いんです。できれば、三年経過措置の前に二年ぐらいで、本当にできるのかどうか検証していただきたいんです。二年ぐらいで検証していただいて、だめなら延ばすということも一旦ちょっと考えていただけないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 本日に、介護保険制度において、ケアマネの方というのは大変中核に私はあるというふうな思っておりますし、また、その方々がしつかりその機能を果たしていただくことが介護保険制度が適正に円滑に運用されていくことにもつながっていく。そのキーの方について係る、今、尾辻委員からの御質問。

これは、例えば三年を六年に延ばす何が起るかというと、最初、余りみんな準備しなくなっちゃうんです。だから、そういうこともあるので、まずはやはり三年を前提にやっていただくという、ここはちょっと崩すわけにはいかない。ただ、事務当局から言っておりますように、当然、検証はしていかなきゃいけない。しかし、それを延ばすための検証だと言われちゃうと、それはちょっと話が違うので。まず三年でやらせていただく、しかし、検証はちゃんとやらせていただく、こういうことで対応させていただきたいと思っています。

○尾辻委員 ケアマネさんたちの質を高めるといふのは大事なことです。でも、現場の方々からは、今でも大変なんだ、安い給料も大変だということもありますので、例えば介護報酬のこととかもやはり考えていただいて、本当に給料が上がっていくということも考えていただかなければいけないと思います。

次に参ります。

グループホームのこと、認知症グループホームについてお聞きしたいと思うんですけども。私は、介護老人保健施設、老健で相談員をしておりまして。老健の相談員は、入所希望する方に面談をするのが仕事なんです。そのときに、認知症の方で、ADLが高い、つまり自分で結構動けたりする方というのは、老健よりもグループホームの方が、認知症グループホームの方がいいんじゃないかという方が多いんです。

ただ、認知症グループホームを選ばない、選べない方が多いのはなぜかというと、きょうの添付の一枚目にあります補足給付と呼ばれるものであ

りますけれども、居住費と食費の実額は軽減策がグループホームにはないんです。ですから、低所得の方であつたとしても、大体十五万円から二十万円強かかるわけです。一月に十五万円から二十万円払える方というのは限られてしまうので。つまり、払える人しか今はグループホームに入れない状況になっているんですね。なので、何とか、負担限度額認定と現場ではよく言いますけれども、食費と居住費の低所得者に対する補足給付をグループホームにも私は適用すべきだということに思います。

これはたしか大臣にお答えいただくということ、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 これは、まずベースとして、まさに居宅、家にいれば当然住宅費、これはいろいろな形であります。借家であれば家賃、自分で持っている家はさまざまなお金等々がかかる、また食費もかかる、それが議論のやはり前提になっているんだと思います。

ただ、介護保険制度については、これは平成十二年からスタートしているわけでありましてけれども、十七年のときに、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に係る費用のうち、食費、居住費については保険給付の対象外として本人の自己負担を原則とするというふうにしたわけですね。そうした経緯もあるので、所得の低い方については、その影響を勘案して、食費、居住費を補足する補足給付を支給している。こういうことでありまして、認知症グループホームは当初からいわばそれが前提になっているということでもあります。

今委員御指摘のように、認知症グループホームについての食費、居住費も補足給付の対象にするということになりましたと、先ほど申し上げた、そもその原則論と考えると、また、特養についてもそうした経緯があつてやっているということ、また、更に言えば財政負担です。なかなか厳しい課題ではないかというふうに思います。

ただ、認知症グループホームにおいて利用者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負

担が困難な低所得者に対して利用負担の軽減を行っている事業者を対象として助成する事業、これが地域支援事業として国からも助成が出る、こういう仕組みにはなっているところであります。

○尾辻委員 オレンジプランとか新オレンジプランで認知症対策をやりますと安倍総理もおっしゃっているわけですよ。その一番の私はかなめの一つがグループホームだと思っております。そのグループホームの入所が、経緯が違ふからというところで、片一方は、特養や老健は補足給付があり、安くなるんですよ。第二段階だったら大体五万円ぐらいで行けますし、第三段階だったら八万円ぐらいで行けます。五万円、八万円が入れる施設と、十五万円から二十万円かかるグループホームであれば、どうしてもそっちへ行ってしまうわけですね。

同じ施設なんです。これは利用者からとつたら同じ施設なんです。経緯とかわからないんです。やはりここは負担限度額を入れるべきだと思います。

先ほど大臣がおっしゃいました、地域支援事業の任意事業で家賃助成事業をやっていますということで、私もきのうお聞きしました。どれだけやっているんですかと聞いたら、六十三市町村、一千七百余りの自治体の三・六％しかこれはやっていないんですよ。ということは、ほとんどできていない。

ですから、これはしつかりと、認知症グループホームの入居費用はぜひ安くするべきだとか、特養や老健と同じ補足給付ができるように何かしら考えていただきたいということをお願いを申し上げます。

ちょっと時間がなくなりましたので、大分飛ばします。

本日は介護人材の外国人のこともやりたかったんです。ちょっと資料につけていますけれども、外国人の介護実習生が、制度を始めて七カ月でやつと二人。これはもう指摘だけしておきます。にもかかわらず、骨太の方針二〇一八では、

何と、介護の技能実習生については入国一年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みを検討する。わずか二人しか来ていないものを、あつという間に間口を広げるなんというのを骨太で言っているわけです。これは本当に大丈夫かということ。

さらに、骨太で、技能実習生、三年を修了した者は、このまま無条件に試験を免除して新たな在留資格を与えるというようなシステムまでできるようにします。

技能実習生は、今でも新聞報道でいろいろありますとおり、例えば、原発の処理の中で働いていたとか、さまざまな自動車会社の下請でも不適切だったとか、いまだにやはり借金をさせられてきているとか。技能実習生は基本的に仕事をやめることができないんですね。職業選択がないんです。こういうものをベースに、更に拡大したものをつくっていくのか。これはちょっと問題の指摘だけにさせていただきたいと思います。

最後ちょっと、きょうも保育の無償化そして安全性についてという話がありました。なので、私の方からもちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

配付資料の六ページ目をごらんいただければと思います。いかに子供の事故を防ぐのかということとやっていくことは大きなことなんです。効果のないものを使っているかというものが一月二十七日の読売新聞に書いてあります。「うつぶせ寝」などによる乳幼児の事故防止対策として、厚生労働省が計画している警告装置の購入費補助に対し、小児科医らの学会が反対の意見書を提出したことがわかった。米食品医薬品局（FDA）は予防効果はないと警告しており、専門家は「効果の検証もなく公的補助をするのは問題」としている。」ということです。

これはどういう事業かというと、一番最後の十ページをごらんください。補正予算で三・一億円、平成二十九年でついたものです。保育園等における事故防止推進事業ということで、このよ

うな無呼吸アラームとかがあるんですね。

学会は何を言っているかというと、七ページをごらんいただきたいんですけども、保育施設での乳幼児突然死予防モニター導入に対する補助金制度に関しての意見、ここに、日本SIDS・乳幼児突然死予防学会の理事長の市川光太郎先生が出しております。「意見」として、「乳幼児の突然死を予防するモニターは存在しません。何らかのモニターを導入したとしても、それが死亡を予見したり予防したりするものではありません。こういった観点から、保育施設がこのようなモニターの購入をするにあたり、政府が補助金を提供するのは適切ではないと判断します。」と書いてあります。

めくってください。九ページのFDAの警告文を国会図書館に仮で訳していただきました。「今日まで、FDAは、乳幼児突然死症候群のリスクを予防又は軽減するための乳児用製品を認可又は承認したことはありません。」つまり、根拠がないとおっしゃっているわけです。

この三・一億円という補正予算が多分繰り延べられたかと思うんですが、これはこのままやるんでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきました無呼吸アラームにつきましては、これは医療機器の承認を受けたというものを対象にさせていただいておりますけれども、乳幼児の呼吸を含む動き、運動を継続的に感知する、動きが一定回数以下に減少したり一定期間停止すると警告するという機能がございまして、保育事故防止の補助的な役割を期待するというところでございます。

また、先行して実施した一部の自治体から、例えば首都圏周りの三自治体あたりから、保育所、病院等での実績を伺いますと、保育従事者の心理的な負担の軽減に寄与しているというお声をいただいているということもございします。

他方で、無呼吸アラーム、これ自身があくまでも安全対策の補助的なものでございまして、無呼

吸アラームを設置した場合においても、睡眠時に子供を一人にしない、あるいは寝かせ方に配慮を行う、定期的な呼吸、体位等の点検を行うという形で、設置前に求めていると同様の安全対策が必要であるとの認識は私どもも共有してございます。

そのため、購入補助をする際の留意点として、この備品の導入があくまでも、安全確保業務の代替というものでなく、保育の質の確保の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に対する補助的なものであるということを徹底させていただいていこうとさせていただきます。

○尾辻委員 学会もFDAも効果がないと言っていることを言ってしまうっていいんですか。厚労省は、心理的安心感でもって見守りとか、さつきおっしゃったように、逆に言わなきゃいけない立場だと思わなきゃいけないのは危ないですよと言わなきゃいけない立場なのに、補助金を出していいんですか。もう一度お答えください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。私どもとしては、先ほども申し上げましたように、基本的には、無呼吸アラームの設置の有無にかかわらず、睡眠時に子供を一人にしない、寝かせ方に配慮を行う、定期的な呼吸、体位等の点検を行うということ。このほか、事故防止に関するガイドラインをもつて、保育現場における安全確保に対して取り組んでいただいておりますので、その取組は取組として強化、引き続き取り組まさせていただきますが、このような機器を業務改善、保育の質の確保の一環としてお使いいただくこともあるのではないかとという形で予算計上させていただいておりますので、そのような観点から、これからも取り組まさせていただきますと思います。

○尾辻委員 安全に本当に資するものを導入していただきたいと思うんですね、当然ながら。これがないうと、何か今のだとやはりやるんだということになって、全然安全が確保されていないもの

までこういうふう現場に行つて。一番恐れているのは、こういうのがあるから人を減らしても大丈夫だよね、法定ぎりぎりでも大丈夫だよねということになって、保育の質が、逆に、心理的な安心面だけで、減っていくんじゃないかと私は危惧をしております。

これについては、今の答弁ではちょっと納得できませんので、またお聞きしたいと思います。

以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、長谷川嘉一君。

○長谷川委員 通告に従いまして御質問をさせていただきます。

最初に、旧優生保護法についての質問でございます。

本年一月末に宮城県的女性が国を訴えたことを契機といたしまして、自治体や国会において、強制不妊手術の対象者の救済に向けた動きが活発になっております。

三月二日の参議院予算委員会においては、安倍総理が、関係省庁で協議の上、適切に対応する、今後の動きを注意深く見守りたい旨の発言をなさっております。

超党派の議員連盟や与党内のワーキングチームが立ち上げられ、厚生労働省による関連資料の調査が開始されるなど、事態は現在目まぐるしく動いていると思われしますが、こうした状況について厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

○加藤国務大臣 旧優生保護法、もう委員御承知のとおり、平成八年、議員発議で現在の母体保護法に改められ、精神疾患等を理由とした同意によりない不妊手術に関する規定も削除されたところであります。

今委員からお話がありましたように、与党のワーキングチームや超党派の議員連盟において精力的な御議論をいただいております。厚労省としても、そうした議論等も踏まえながら、あるいは要請をいただきながら、都道府県等が保管している資料の調査あるいは引き続きの保管、そういうい

たことの要請等、適切に対応させていただいております。

引き続き、与党ワーキングチーム等における議論をしっかりと注視し、また、御要請にはしっかりと応えつつ、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現、それに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

この問題は、議員発議で旧優生保護法は成立してきたというふうな歴史的経緯もあって、我々政治の任に当たる人間は、これを基本的に見直し、我々の今の言動、行動に処していかなければいけない問題の一つの典型的な例ではないかというふうに思っております。

この件については次に移らせていただきますが、局内でも、これについては問題視する発言が出ています。

特に、従来、政府は、強制不妊手術は当時の優生保護法に基づいて適正に行われたと答弁を繰り返しておりますが、最近の報道によると、障害がない方に不妊手術をしたケースや、妊娠の可能性のない十五歳以下の子供に不妊手術をしていたケースもあったとされております。また、国が予算消化のために優生の手術を件数を増加して要請していたというふうな新聞報道等も文書で見つかっているというふうにお聞きをしております。さらに、報道では、厚生労働省のものと局長であります、この方が遺伝性疾患を理由とした強制不妊手術を問題視する発言をしたことも明らかとなっております。

これらのことは、当時、かなりずさんな手続のもとに強制手術が行われていたこと、不妊手術をめぐって国の圧力があつたということ、また、国が認識していながら問題を放置していたことを示唆するものではないかと思えます。

全容解明のためには、旧厚生労働省の果たした役割、責任、これを明らかにする必要もあるかと思えますが、厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

○加藤国務大臣 個々の事案についていろいろ動きがあつたり、中には訴訟に踏み切る等々の報道等、これは承知をさせていただいておりますが、個々の事案でございまして、直接のコメントは避けさせていただきたいと思えます。

あと、委員御指摘の、例えば昭和四十九年の、日本医師会雑誌に掲載をされております当時の局長のこと、これは確認をさせていただきまして、ただ、現時点で、発言の趣旨、当時の状況についてはまだ判明をしていない。また、研究班の報告書、学会の意見書についても、現時点で内容を把握をしていないので直接云々ということとは控えたいと思えますが、ただ、いずれにしても、我々どこまでやれるかわかりませんが、できるだけ、そうしたことも含めて事実確認あるいは状況確認、これには努めていきたいと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

その関連でありますけれども、旧優生保護法のもとで、強制不妊手術に関しては、国連の規約人権委員会が、日本政府に対して、一九九八年、二〇〇八年、二〇一四年、三度にわたって強制手術の対象者に必要な法的措置をとるよう勧告を行っております。また、二〇一六年には、国連女性差別撤廃委員会も勧告を行っているところでございます。

このような国際機関からのたび重なる勧告にもかかわらず、今日に至るまで何らの措置もされなかつた理由について、再度お伺いいたします。

○加藤国務大臣 今の議員御指摘の国連による勧告等については承知をしておりますけれども、私どもとしては、当時は法律に基づいて手術が行われている、こういう認識をしているところでございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたけれども、この旧優生保護法に関しては、超党派の議員連盟又は与党ワーキングチームにおいて精力的な議論がなされておりますので、我々としても、そうした議論、御要請には対応させていただき

い、こういうふうに思っております。

○長谷川委員 ぜひこの部分については期待をしているところでありますが、苦言を呈させていただきます。国連の最初の勧告の時点で、少なくとも、自治体や関係機関に対して国から資料の保全だけでも御指示がしっかりとされていれば、現在問題となっている資料の散逸や不存在といった問題は生じていなかったのではないかと考えると、大変残念でございます。

大変しつこいようで恐縮でありますけれども、これについても大臣の御所見をお伺いできればと思います。

○加藤国務大臣 これまでの認識は、まさに、それぞれ行われていた当時、これは法律に基づいて手術が行われた、こういう認識であつたというふうに思っています。

しかし、今まさにいろいろな訴訟もあり、あるいはさまざまな動きがある中で、超党派の議員連盟、また与党ワーキングチームも議論をいただいているということ、それを踏まえて、我々としてもそうした議論をしっかり踏まえながら、また、御要請には先ほど申し上げた対応をしながら、先般の都道府県等が保管している資料の調査なども行わせていただいているということでございます。

○長谷川委員 ちょっとしつこいようで恐縮でありますけれども、大変重大な歴史的な、国の汚点であると言つてもいい問題でありますので、超党派の議員連盟、また与党の議員連盟のしっかりとした対応について期待をしつつ、またこれについては機会を見て御質問をさせていただければと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。これは、昨年十二月の初めての質問でさせていただいた問題で、歯科技工士の減少また高齢化について大きな課題を今はんんでいるというふうなことでございます。特に大臣から的確な御答弁をいただいて、御認識もいただいておりますけれども、高齢化については非常に問題意識を持って

おられるというふうな御答弁をいただいておりますが、これについて現在どのような状況になっているか、御答弁をお願いできればと思います。

○武田政府参考人 お答えをさせていただきます。

今御指摘の歯科技工士の高齢化でございますけれども、現在、就業歯科技工士の数につきましては平成二十八年末で三万四千六百四十人でございまして、人数自体は横ばい傾向でございますけれども、就業歯科技工士の約半数が五十歳以上である、また、平成二十二年には五十歳以上就業者割合が三九%であつたものが二十八年には四七・九%と急上昇している、こういうことでございまして、このまま高齢化が進みますと将来的に歯科技工士が減少することが予想されているところでございます。

一方、長寿化に伴いまして、食べる、かむといった口腔機能の回復に対する需要は高まっておりますので、歯科技工士の担う役割はますます大きくなるわけでございますので、歯科技工士の確保につきましては大変重要な課題であると認識しているところでございます。このため、歯科技工士の人材確保につきましては、都道府県が医療従事者の確保のために必要な事業として実施する場合につきましては、地域医療介護総合確保基金の活用が可能となっているところでございます。

他方、今後の超高齢化社会に対応するためには、こういった歯科技工士の高齢化の中での養成、確保をいかに図っていくのか、これは非常に大きな課題でございますので、義歯などの歯科補綴物が適切に提供される体制を構築することを目的といたしまして、私ども、新たな検討会を設置をしております。歯科技工士の養成・確保に関する検討会という検討会でございまして、この検討会を設置して議論をまさに開始をしたところでございまして、私ども、こうした取組を通じて歯科技工士の確保に関して議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○長谷川委員 的確な、比較的俊敏な御対応で

あったということで御礼を申し上げたいと思いますが、その検討会の審議内容と、あと、いつぐらいまでそれが決定されるのか、これについてもあわせてお聞きしたいと思います。

○武田政府参考人 お答えをいたします。

この検討会につきましては第一回の検討会を五月十五日に開催をしたところでございまして、第一回は主な論点につきまして委員の方から自由に御議論いただいたところでございますが、今後、各論点について検討を深めてまいりまして、目途といたしましては平成三十年度内、今年度内を目途に報告書の取りまとめを行ってまいりたい、このように考えております。

○長谷川委員 この内容でありますけれども、内容についてはもうちょっと細かく御質問しないわけにはまいりません。

これによって高齢化について歯どめがかかるかどうかということ、また、歯科技工問題というのは、技工物の相当数が海外に行つて、国家資格を持つていない方たちがつくられて、それがまた戻されて皆様の治療に提供されているという実態もあるやに聞き及んでおりますが、この辺の問題も含めて組上に上がっているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○武田政府参考人 歯科技工につきましては、ただいま御指摘をいただいたような問題もかねて指摘をされているところでございますので、私も、この検討会におきましては、歯科技工士を取り巻く状況を踏まえつつ、歯科技工士の養成、確保に關して具体的に検討を行うということでございますので、関連する論点について幅広く検討してまいりたいというふうに思っております。

【委員長退席、橋本委員長代理着席】

○長谷川委員 ありがとうございます。

設置が割と、比較的早い段階に入つて、問題意識をしっかりと、大臣が御答弁されたように、それを受けて対応されているということでありまして、この辺については敬意を表したいと同時に、これについての、本当に実のある内容であること

を願つて、これについての質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、きょうは、池田真紀それから尾辻かな子委員から御質問がありました。目黒区において、船戸結愛ちゃん、五歳の女の子が三月二日に亡くなった、その原因が父親による虐待であったというふうな部分について、触れないわけにはまいりません。

大変、新聞報道等を見ても、胸の詰まる記事でありまして、ちょっと言葉は悪いんですけども、内容にまで踏み込んで読み込むにはちょっと心の準備が要するような問題でありましたけれども、この児童虐待について、最初にお聞きしたいと思うんですけども、最近の発生状況については十二万件という大臣答弁の中にも件数が示されておりましたけれども、そのうち、今回のような死亡事例というのはどのくらいになっているんでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

まず、御指摘いただきましたように、児童虐待相談の対応件数というのにつきましては、平成二十八年年度時点で十二万二千五百七十五件、それに対して、今御指摘いただきましたような児童虐待による死亡事例、これは、自治体と協力して調査を行つて、平成十六年度から厚生労働省の専門委員会が検証を実施しているところでございますが、近年の数字、多少、過去の記録の中で期間を変えたりしてございますけれども、近年におきましては毎年八十件程度でほぼ横ばいというふうな把握をしております。

○長谷川委員 死亡事例で八十件で横ばいという数字もございします。これはまさに氷山の一角として考えなければいけないのではないかとこのうふうに思っております。

児童相談所の相談状況については、尾辻委員の地元ではもう手いっぱい、また、初鹿委員の東京都内においてもやはり大変忙しい状況であるというふうなことをお聞きしておりますが、この辺に

ついて、抜本的な死亡事例を減らすための方策等は、国としてはどのようなことをお考えになつていいのか、もしあれば、お聞かせいただければと思います。

○加藤国務大臣 今お話ししたように、平成二十八年年度、児童相談所における児童虐待相談対応件数十二万件を超えるということで、これは大変深刻な状況だというふうな認識をしております。

そのために、児童相談所の体制強化を図るため、平成二十八年に決定した児童相談所強化プラン、これに基づいて、平成三十一年度までの数字目標を設定をいたしまして、児童福祉司等の専門職の増員を図る。また、平成二十九年四月より児童福祉司等の研修を義務化し、研修カリキュラム等を策定し周知するなど、児童相談員、職員専門性の向上を図つていこうとございます。

また、児童虐待の発生予防、早期発見を進めるため、平成二十八年の児童福祉法改正に基づいて、身近な市町村に子育て世代包括支援センターの設置を進めておりまして、これは三十二年度までには全市町村に設置をしたいと思っておりますけれども、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じた取組を進めさせていただく。

こうした体制の整備等を進め、あるいは死亡事例の検証結果等を踏まえて、一層体制の強化を図るとともに、そこに取り組んでいただいている皆さんの専門性の向上、これにも努めていきたいと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

強化をなさつていこうという御答弁はそのまます受けたいと思ひますが、尾辻議員がおっしゃつたように、処遇の問題、これは相談員に限つたことではありませんが、介護や福祉や、こういった現場の人たちの処遇については、極めて、言葉を選ばなければいけません、申し上げれば貧弱な状態で、本当にそれに特化して、プロとして、人の命を守るという気持ちで任に当たるといふところまで、どの辺まで今の処遇で踏み込まれるのか、甚だ心もとなひ状況であることは私の

立場からも御指摘をさせていただきたいと思ひます。

具体的には、今回の事例、船戸結愛ちゃんですね。この方は、この事例を振り返つてみると、香川県で二回保護を受けている。二〇一六年の十二月二十五日から二十四日か、クリスマスに、寒い屋外にはだして出て、近所の人が見つけたところ、唇から血を流していた。ぶるぶる震えていた。衣服をかけてあげたということでありましたけれども、おうちに帰りたい、お父さんが怖いというふうなことを言っていたそうですね。

その後、約三カ月、二月までは預かりということとで収容はされましたが、お母さん、お優しいお母さんだったようでありますので、お母さんが引き取りに來られて、戻された。またそれから一カ月もしない間に、再度父親の暴力が発生をして、また親元から引き離されたというふうなことであつて、その後、父親が東京に仕事を探すためにいなくなつて、虐待の危険性がなくなったということ、また親元に戻されて、また、監視の状況もいろいろランクがあるのかもしれないけれども、比較的緩いランクでなつたというふうなことであるようでありませうけれども。

あともう一つは、その後、このお子さんたちがまた父親のもとに行つて、目黒区に移住をした。その段階でも、香川県の担当者は、きつと品川区の児童相談所と目黒区の目黒区役所に報告をしつかりしていただんですが、その引継ぎ、情報共有や認識がしっかりとされていたのかいなかったのか、非常に心もとなひ部分があるんですが、指導官庁として、厚生労働省の御見解をお伺いできればと思ひます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

本件の、個別事案でもございしますし、現在検証中ということですので細かなコメントは差し控えてさせていただきますと思ひますけれども、今委員お話しいただきましたように、私ども報道等を通じて把握している事案も踏まえて考えますれば、本事案、今後、東京都や香川県において検証

が行われるというふうに承知をしておりますので、私ども厚生労働省としても、東京都、香川県と連携をとりながら、検証結果をきちんと踏まえて、必要な対応につなげてまいりたいと考えてございます。

○長谷川委員 踏まえてというふうな御答弁をいただきましても、甚だ心もとないと言わざるを得ません。

年間八十件の同様な死亡事例が起きて、そのぐらいな認識が児童相談所の指導監督官庁である厚労省の見解だとすると、これはちよつと、いまいち、襟を正して対応していただかなければいけないというのを申し添えさせていただきます。

次に、県の取組については、茨城県と愛知県、これは警察との情報共有が進んでいるというふうなことが新聞報道等で見られました。今、初鹿委員ともこのお話をさせていただきましたけれども、虐待をするような親御さん、家庭環境のところに相談員が行っても、追い返されてしまった。あるいは、かなり暴力的な発言のために、なかなかそこに介入できない。

しっかりとした権限がどの辺まで確保されているか、私はちよつと専門的なことまではわかりませんが、それなくして立ち入れないけれども、警察への情報がかかりして、警察官と面談、面接することなどで、保護者を指導しやすくなったと言っておりますが、この辺の対応について、厚生労働省としてはどのようにお考えでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

警察との連携という点につきましては、私も、平成二十四年に、児童虐待における警察との連携を進めるために、研修における相互協力を推進したり、あるいは警察職員OBの方を児童相談所サイドにおいて採用するなど警察職員の知見を活用させていただく、あるいは、児童の安全確認、確保の際に、必要に応じて警察に援助要請を行うなど連携して対応する。

さらには、市町村にございます要保護児童対策地域協議会を活用して、関係者、警察関係者の

方々も含めた積極的な情報交換を行うということにさせていただきましたし、さらに、平成二十八年には、警察との情報共有によりまして、一一〇番通報等により虐待が疑われる場合を把握した場合、警察側から児童相談所及び市区町村に過去の対応状況が照会される。そしてその際には、適切に情報提供がなされ、必要に応じて連携が、迅速かつ安全確認をするというふうなことを内容といたします対応について、自治体に周知をしてございます。

私どもとしても、引き続き、こうした取組が進むように連携を進めさせていただきたいというふうに思います。

○長谷川委員 大変努力をされているというふうなことでありますが、死亡事例が八十件で変わっていないというところについての認識も一言お願いできますでしょうか。

○橋本委員長代理 時間が参っておりますので簡潔にお願いします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

先ほど来、大臣の方から答弁ございますように、国としても死亡事例については検証させていただき、その専門委員会における八十人という数字が、現在のところ残念ながら横ばいということでございます。

私どもも、その検証結果を踏まえまして、各現場に対して、妊娠に対する相談窓口の設置周知、相談窓口などでの対応の留意事項、あるいは保護、支援制度を活用することなど、検証を通じて得られた知見を現場にフィードバックするとともに、自治体現場における体制整備をこれまでお願いしているところでございまして、引き続き、この検証を通じて知見を活用しながら、第一線における児童虐待防止の対応について、一緒に強化をさせていただきたいというふうに思っております。

○長谷川委員 これについては、まだまだ納得のいくような御答弁というふうには私は思えません。

また、この問題については、行政当局にお任せするということに、超党派の議員立法、あとは、先ほどは池田議員からも集中審議というふうな提案もしておりますが、我々議員の使命の大きな一つとしても、幼い子供の命を守る、また、そういった複雑な家庭環境の方たちが非常に急速に増加しているというふうな社会環境も含めて、これからしっかりと我々も取り組んでいかなければいけないのではないかとこのことを申し添えさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○橋本委員長代理 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

先ほど来、目黒区で起きた五歳の女児の虐待死亡問題について皆さんが取り上げられております。本当に、この世界で、たった一人であつても、親が子供を守ってくれるべきだと思ふんだけれども、その親によつて命を落とす、こんなむごいことはないと思います。

ただ、私きょうは、報道ベースでばつと、質問するほどの心の準備ができませんでしたので、先ほど来指摘がありますように、集中審議、また視察や参考人質疑など、この委員会として取り組んでいただきたいと思います。

委員長にお願いします。

○橋本委員長代理 ただいまの件につきまして、理事会で協議をいたします。

○高橋千鶴子委員 では、きょう大臣が参議院に行かれる関係で持ち時間が分かれてまいりますので、質問の順番を変えさせていただきますと思います。

資料の二を見ていただきたいと思います。これは、「労基署業務を民間委託」という大きな見出しがあります。昨年の五月二十二日付の読売新聞の夕刊であります。大きな見出し、「初期調査 社労士に」とあるわけです。

一段目の方に経過を書いているんですけども、規制改革会議の答申案が出され、働き方改革

の二環として罰則つき残業規制の導入を目指しているが、労基署は人員不足などのため、毎年対象の三〇程度しか調査できていないのが実情だと。全国四百十二万事業所のうち、従業員十人以上で三六協定を掲げていない事業所四十五万カ所を二〇年度までに重点的に調査すると決めたとあります。

次のページを見てください、資料の三番。

来月からこれをいよいよ始めるといふんですね。それでいただいた資料なんです。「民間委託を活用した新たな取組」ということで、何かえらいシンブルなペーパーだと思ったわけですが、けれども、全国の労基署で始めるといふことです。具体的に何をどのように行うのか、説明されたい。また、委託先としてどのようなところを考えているのかも教えてください。

○山越政府参考人 御指摘の事業でございますけれども、民間事業者を活用いたしまして、三六協定を届け出していない事業場に対しまして、自主点検表の送付、そしてその回答の取りまとめ、それから、自主点検の結果、相談指導が必要と思われる事業場に対しまして労務管理の専門家による任意の相談指導を実施いたしまして、労使における適切な対応を促進する事業でございます。

この事業でございますけれども、事業を効果的かつ効率的に行うためには、労務管理の知識や経験を有する方に事業を行っていただく必要があると考えておりまして、そのような観点から、公共調達を通じて適切な受託者を決定することといたしております。

○高橋千鶴子委員 今、労務管理の専門家を委託をして、効果的かつ効率的にとおっしゃいました。昨年はそれでパイロット事業を行ったということですが、その内容はどのようなことですか。

○山越政府参考人 平成二十九年年度に、今年度からこの事業の全国実施を行うわけでございますけれども、これに先駆けまして、地域を限定した形で、モデル的な事業によりまして、本体事業を円滑に進めるための事務や手続の確認を行い、より

よい手法を検討するためにパイロット事業を行つたものでございます。

事業内容といたしましては、自主点検の送付や取りまとめ、それから集団的な相談指導を実施したところでございます。

○高橋(十)委員 どこで、そして誰がやって、どのくらいの事業所、どんな効果があつたんでしょ

○山越政府参考人 これは、対象の地域として千葉市を選んでおります。対象となつた事業場が三千二百四十でございます。受託者は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託をいたしまして、実施をしたところでございます。

○高橋(十)委員 最初からきちんとやってください。そういうふうに通告をしているわけですかね。

それで、実は、それはパイロット事業なわけですから、実際にどうだったんですか、問題なかったんですかと聞いたら、何にも来ないんですよ、結果が。どう評価しているんですか。

○山越政府参考人 このパイロット事業でございますけれども、調達の系統とか実施事務の流れを

実際に確認するという目的で行つておりまして、これによって得られました知見をここの事業に反映するというところでございます。

例えば、この中では、事務の流れといたしまして、自主点検を効果的に間違いのないように回収するための工夫というのについて、回収後のデータの取りまとめ作業が行いやすいような記載の工夫、そういったことについてどうしたらいいの

のかということが知見として得られましたので、今年度の事業に反映するようにしているところでございます。

○高橋(十)委員 どうしたらいいのかというのを三千二百四十事業所相手にやって、問題がなかったというんですか。

○山越政府参考人 このパイロット事業でございますけれども、ことしから実施をいたします本

事業、その調達の系統とか事務事業、その流れを

実際に確認するために行ったものでございます。その結果得られた知見につきましては、今申しましたように、ここの事業に反映するようにしているところでございます。

おっしゃっているのは、これが円滑に行えるのかということだと思ひますけれども、自主点検表の発送と回収というのはそれなりの実施ができたというふう

に考えておりますし、事務の系統として改善すべき点についてはここの事業に反映するようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋(十)委員 結局、結果がうまくいったとも問題があつたとも何もないんですよ。まとめた紙がないんですよ。今紹介した、ことし七月からやる資料を、もつと字が少

ない紙、一枚しか持つてきませんでした。それで全国の労働基準で始めるんですかというのを指摘したいんです。

私、この問題は何度も質問しました。一年前の三月に質問したときは、ちょうど規制改革会議のタスクフォースが立ち上がったときでした。あのときも本

当におかしかったんですよ。タスクフォースを立ち上げたということ、前年の十月、つまり半年前に決まっていたんです。

だけれども、規制改革会議はいろんなテーマを扱っていますから、そのときは専門的検討を行うというだけで、タスクフォースを立ち上げまし

ようと、何のテーマかはそのとき決めていない。だけれども、八代尚宏氏が主査をやることだけは決まっていた。驚きの展開です。これは、八代氏

が、その半年前から既に労働基準の監督官業務を民間委託するべきだということ、持論をもう述べているわけですね。それがやはりで

きリリースだったんじゃないかということ、当時指摘をしたわけ

です。まさに、主査になって、三回のタスクフォースの会議の中で思いつ

きやべつていっているわけですよ。厚労省に、監督の中身がどうなつてい

るか、なぜ三%なのかと質問が浴びせられる中で、厚労省は、定期監督、重点監督などがある

けれども、抜き打ちで立入検査を行つて、台帳とか書類の提出を求め、法違反があればその場で正

告を提出するんだ、それを一気にやる場合もある、そういうことが、非常に監督官の大きな権限

から、重要な仕事なんだと。それを前払いだといって民間の方が先に調査をして、それは最初

は紙ですけれども、その後、指導もできますよとアポをとって行く。そう

なつたら逆に監督指導を阻害することになると思うんです。そういう指摘をさんさんタスク

フォースの中で厚労省がしています。大体、野村不動産のときだつて、あれだけ黒塗

りの書類を出して、手のうちを見せられない、手のうちを見せたら、やはり指導に行く事業

者が準備をしようからだとさんさん言つたじゃないですか。

タスクフォースで頑張つて抵抗したけれども、諦めたんですかと言わな

きゃいけない。大臣、どうなんですか。

○橋本委員長代理 山越労働基準局長。(高橋(十)委員「大臣に聞いています」と呼ぶ)

大臣は後で補足させます。

○山越政府参考人 今回の事業でございますけれども、三六協定を届けられていない事業場

に対して自主点検を促すということ、それから労働管理の専門家による任意の、希望され

る、これは絶対に譲るわけにいきませんから、その仕分をして、逆に、それ以外の仕事を減らす

ことによって、監督官が本来やるべき仕事、これに深度を深めてやる、そういう体制をつくつた

というふう

に承知をしております。

○高橋(十)委員 今、大臣、絶対譲るわけにいきませんからと言いました。だけれども、八代氏

が言っているのは、臨検業務を一部民間委託したいということなんですよ。

昨年五月二十三日の規制改革会議第一次答申は、「三六協定未届事業場であつて就業規則作成義務のある事業場については平成三十年度開始

については平成三十三年以降に計画的に措置」要するに、更に今やることを広げるわけ

です。「なお、労働基準監督官による監督指導については平成三十年度以降継続的に措置」「なお、監督官の仕事をお書きにされているんですよ。おかしいじゃないですか。

つまり、これは、ソフトウェアとして、もともと臨検業務をやりたいと言つた人を主査に選んだんですから、どんどん拡大しますよ。本

当に守るつもりがありますか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた、民間委託する部分と労働基準監督官がやるべきもの、この仕分、これははっきりさせていかなきゃいけないと思ひます。

ただ、今もおっしゃつた拡大の部分は、対象者を拡大をしていくことでありますから、それは今、とりあえず十人以上については平成三十年度開始して三十二年

度まで、それ以外については平成三十三年以降計画的に、これはそういう形でや

の、これは監督官においてしっかりとやらせていた
だきたいと思っております。

○高橋(千)委員 それを本大臣が決意をし
て、どこまで持つていくのかということが本大臣に
問われていると思うんです。

大体にして、この規制改革会議は、大臣は呼ば
れていませんので。担当大臣が違いますので。そ
ういう中で、土屋審議官が頑張つて監督官の仕事
とはこういうものだと思えてきたんですよ。とこ
ろが、提出する側になると、いやいや大丈夫と
言っているんじゃないか、本当に残念に思いますよ。重
ねてこれは指摘をしたいと思ひます。

それで、民間委託の有力候補となつてゐるのが
社労士さん、二万六千人対応できますとお答えし
てゐるわけです。もちろん、私は、お世話になつ
てゐる社労士会の皆さん、尊敬しておりますし、
労働法制の専門家として活躍されてゐるのは十分
承知してゐます。しかし、中には、企業の代弁者
となり労使交渉を阻害するなど、あるいは事務所
のホームページ上で法抜け行為の指南役ともとれ
るような情報発信をしてゐる社労士さんが残念な
がら散見されるわけです。

資料の四枚目を見て下さい。

平成二十八年三月三十日、基準局長、年金管理
審議官連名による通達です。「社会保険労務士の
不適切な情報発信の防止について」。社労士の懲
戒処分が過去最高だった二十四年度と同様、十一
件発生している、二段落目、社員をうつ病に罹患
させる方法などの内容を公に発信した、この事案
を重く見て再発防止策を全国社労士会に求めたも
のです。これは本大臣に重大ですすね。

専門家だけれども、専門家のえに企業の代弁者
となつて利益を得ようとする、こうした社労士が
もしも事業を受託するようなことは絶対あつては
ならぬと思いますが、大臣はいかがですか。

○加藤国務大臣 まず、受託云々以前として、社
労士がこういう行為をやることは大変問題である
し、許してはいけないというふうに思います。

その上で、この事業の調達に際しては、必要な

参加資格を定めて適正に行うこととしておりまし
て、本委託事業を受託した民間事業者は、労務管
理の専門家を選任し相談指導を行うものでありま
すけれども、当該選任に当たっては、不適切な者
でないことや当該業務に従事する際に職務に専念
することなど、適切に事業が実施できる者を選任
させるということにしているわけでありまして、さ
ら、それに沿つて対応させていただきたいと思つ
ております。

○高橋(千)委員 大分トーンが弱い、そう思ひま
すね。

このときに通知を發出してゐるんですが、その
後も事件は起きてゐます。そもそも私自身も何度
か取り上げたことがあります、ホームページで
就業規則に正社員登用制度と書いておきなさいよ
と、それで有期雇用契約で雇つて半年後に正社員
にすれば助成金をもらえますよなどとブログで指
南している社労士がいます、こういうことを指摘
をしたことがあります。企業の皆さんお手伝いし
ますということとをさんざん宣伝してゐる、そうい
う方たちのホームページは今でも見受けられるん
です。

資料の⑤は、この通達を受けた後の全国社労士
会の会長声明です。この通知が出た翌月の四月二
十二日です。だけれども、違うことをまたやつて
いるということですよ。『労働者を退職に追い
込む代行業務等の報道に関する会長声明』と。一部
の報道番組において、社会保険労務士が企業から
依頼を受けて労働者を退職に追い込むことを業と
している旨報じられた、これが事実であれば全国
四万人の社労士の信用を失墜させるものと強く述
べてゐるわけでありまして。これが二年前なわけ
ですよ。

ですが、残念なことに、ことし三月にも滋賀県
で、ホテル経営会社と労働組合による団体交渉
で、同社の代理人と受け取れる発言を社労士がし
たとして、県警が非弁行為、弁護士じゃないのに
弁護士のようなことをやったという疑いで、書類
送検をするという事件もありました。

実は、これとほぼ同様の事案で、個別の社労士
のことで私が相談を受けている案件もあります。
組合は社労士会にも要請し、厚生省に指導要請を
したと言つてゐます。

つまり、通達を出した後も繰り返されてゐる、
このことを本大臣に重く見なさいいけないと思ふん
です。

利益相反はないようにするんだと、顧問をして
いる企業に訪問はさせないなどと言つております
が、だけれども、今言つたように、ホームページ
で宣伝をするような方たちに、もし、協定未届け
のリストを渡す、そういう社労士がいれば、利益
相反ではないんですよ、でも、営業リストになる
おそれだつてあるじゃないですか。本大臣にそれだ
け重い関係なんです。年金相談や社会保険の未適
用やいろんなことを社労士会に委託してゐるもの
だから、言えない、そういう関係になつては困り
ます。

大臣、もう一度御答弁ください。

○加藤国務大臣 まず、社会保険労務士法に規定
する懲戒処分です、こういった方は、もちろん
適切な者ではないということでありまして。

その上で、当該業務に従事する際に、職務に専
念することなど適切に事業が実施できる者を選任
させることとしておりますし、実際、この事業を実施
するに当たっては、行政側が随時監査を行つて、
事業が適切に実施されるようしっかりと対応させて
いただきます。

○高橋(千)委員 これで言い切りにします。

資料の⑥を見て下さい。働き方改革支援宣言
に関する具体的な取組について、全国社労士会連
合会が理事会で決議。

大臣自身が全国社労士会の新年祝賀会の挨拶で
述べていたんですけれども、昨年六月に全国社労
士会として働き方改革支援宣言を発表してゐるん
です。従業員五十人以下の事業所において、働
き方改革について理解が不十分なところに無料の
労務診断ドックを行います。すばらしいじゃない
ですか。三月末までなので、第一弾なんですす

ね。

顧問企業に対してはもともと指導してゐるんだ
から、顧問もいないような小さなところ、これこ
そまさに三六協定も出してゐないような、そうい
うところを応援するとやつてゐる。そういう自主
的な取組を支援するでいいじゃないですか。しか
も、社労士は、今回わざわざ入札してまでやるん
いう。そうじゃなくて、そこを、今自主的な取組
を応援する。

しかも、社労士は、全国約二百名いる三六協定
指導員などという肩書で、労基署の中で非常勤職
員として雇用されてゐる方もいます。本大臣に必要
ならそういう形ですべきなんです。

働き方改革と言ひながら、上限規制などと言ひ
ながら、その一方で、民間委託、抜け穴をつくつ
ていくことはやはり絶対認められない、このこと
を指摘をして、まず一部 終わらせていただきま
す。

ありがとうございます。

○橋本委員長代理 高橋千鶴子君の残余の質疑は
後刻行うことといたします。

○橋本委員長代理 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察
庁長官官房審議官小田部耕治君、金融庁総務企画
局参事官栗田照久君、厚生労働省大臣官房生活衛
生・食品安全審議官宇都宮啓君、健康局長福田祐
典君、職業安定局雇用開発部長坂根工博君、雇用
環境・均等局長宮川晃君、保険局長鈴木俊彦君、
国土交通省大臣官房審議官山口敏彦君の出席を求
め、説明を聴取したいと存じますが、御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長代理 御異議なしと認めます。よつ
て、そのように決しました。

○橋本委員長代理 質疑を続行いたします。木村
弥生君。

○木村(弥)委員 自由民主党の木村弥生です。

本日は、一般質問の機会をありがとうございます。

私は、本日は、子供、地域包括ケア、そして、誰もがより健康で活躍できる社会、この三つをテーマに質問させていただきます。多岐にわたりますので、御回答の方、どうぞ短目に簡潔に述べていただけたら大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、先ほど来、委員の皆様から質問がございました、あの目黒で起きた痛ましい事件でございます。

既に加藤大臣からも今後の見解等、また経緯について御説明がありましたので、私は、最初の質問の項目、少し制愛をさせていただきたいと思っております。

本件、非常にさまざまな指摘がされておりますけれども、私は、選挙区がなかったところ、児童相談所や養護施設、自分で個人視察に行つてまいりました。そのときに伺った言葉で、自分から親を切つて施設で頑張ろうという子供は必ず伸びるのだという言葉が忘れられません。

読売新聞の三月八日の報道によりますと、児童関係者が、養護施設と自宅とどちらが好きと尋ねると、施設と答えたという、こういった記事もありました。

私は、あのノートに書かれた言葉を読み上げることができません。今の自分の立場で何ができるのかを自問自答する日々が続いております。

例えば、一昨年、児童福祉改正法が成立し、また、その翌年に、虐待を受けている子供たちの保護について司法関与を強化する法改正が行われました。私は、この法改正を大変うれしく、これでもう虐待のニュースが少しでも減るのではないかと期待しましたが、その対策強化もまだまだ道半ば。では、足らざる部分は何なのかを改めて考えたいと思います。

先ほど、尾辻委員からマンパワーの不足がありました。今、四万人に一人の配置だそうです。また、通報件数十二万件という中で、私は通報する

のが悪いことではないと思います。むしろ、そういったリスクを早く予防し発見することが重要ではないかと思ひますけれども、もつとやらなくてはいけないこととして、提案ですが、例えば親権の制限、あるいは、先ほど長谷川委員からも御指摘があった警察との連携、既に愛知や茨城、高知県で進んでいるこの情報共有、また、一時保護の増強に加えて、私は、連れ子であったという、群馬県でも生後二カ月の男の子がやはり虐待、殺人未遂の疑いがありました。シングルマザーの自立・就労支援が鍵ではないかと考えております。

お答えできる範囲で結構です。ぜひ、医療的ケア児や、さまざまな子供の事案についてともに進めてきていただきました高木美智代副大臣に御見解を伺いたく思います。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕
○高木副大臣 私、今回の報道に対して悲痛な思いしております。

こうした児童虐待によりまして子供のとうとい命が失われる深刻な事件が繰り返されることのないように、まずは早期対応、早期発見から、迅速的確に対応できる体制整備、そしてまた、今御指摘ありました、関係機関と連携した適切な対応が重要であると認識しております。

このため、今行っております内容いたしましたし、では、平成二十八年に決定した児童相談所強化プランに基づきまして平成三十一年度までの目標を設定し、児童福祉司等の専門職の増員を進めております。

また、平成二十九年四月から児童福祉司等の研修を義務化したしまして、研修カリキュラム等を策定し、周知するなど、児童相談所職員の専門性の向上を進めているところでございます。

さらに、国の平成三十年度予算におきまして、中核市、特別区による児相設置を促進しております。一時保護所を整備する場合の加算の創設もまた市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営や施設の修繕等への補助を盛り込んでいるところでございます。

さらに、保護者の拒否や抵抗により子供の安全確認ができない場合には、先ほどお話ししました出頭要求、立入調査などに関して警察署長に対し援助を求めるなど、警察などの関係機関との連携、情報共有に努めるよう通知しているところでありまして、引き続き、こうした取扱いについて周知徹底をまいりたいと考えております。

さらに、児童虐待による死亡事例につきまして、これまでも自治体において検証を実施していただくといいことと、また、その後になります。が、厚労省におきましても児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会におきまして検証し、その結果を再発防止に資するよう自治体に周知をしているところでございます。

本件につきましてもまずは香川県と東京都で、またさらには合同で検証を実施し、年度内に報告書を公表予定と承知しております。

しかしながら、こうした流れの検証の中でしっかりと取り上げることとはとより、厚労省といったしましても同時並行で、今できることは何か、例えば全国会議等で情報収集した結果に基づき徹底をさせていただきなど、しっかりと対応してまいります。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

現場が非常に疲弊した中で頑張っておられるのはよく承知しておりますけれども、児相が母親の方に面会を求めたところ、子供を会わせたくないといった発言がありました。会わせたくないのはいはり虐待が発見されるからということと、ハイリスクであるという認識のもとでもつと対応してはしなかった。これは言っても仕方ないことですが、次に向けてできることをしっかりとやっていかなければならないと思います。

一つ、また提案として、今、三歳から五歳のことが話題になっておりますけれども、幼稚園と保育園に行っていない子供たちが日本でも四％から五％います。この場合は、貧困世帯でも幼稚園や保育園の使用料は減免されておられますので、貧困が理由というわけではありません。今回の案件

も、もうすぐ小学校だからということで幼稚園、保育園に通っていないと聞いております。こういった通っていない子供たち、もちろんインターナショナルスクールとかそういうところに行っている子供たちもいるとは思いますが、そこも把握して、どこかに虐待のリスクがあるのではないかといいこともぜひ申し添えたいと思います。

次の質問に参ります。

何らかの事情によつて実の親が育てられない、そういった事情を抱えている子供たち、その成長を、大人と社会を信頼してすくすくと成長していくよう助けるのが私たち政治家の務めではないかと思っております。私は特別養子縁組のあつせん事業を行う民間機関の議員立法の汗をかいた者として、里親や特別養子縁組制度を更に広めていくべきではないかというのを強く申し上げたいところでございます。

アメリカン・エコノミック・レビューという経済学のジャーナル誌があるんですが、こちらが養子縁組の効果調べた研究でありまして、養子縁組をした子供たちが、同じような属性にもかかわらず、した子供としかかった子供と比較すると、将来の大学進学や結婚や収入にプラスの影響があることも示されております。

しかしながら、我が国の里親委託率は平成二十九年三月末の時点でまだ一八・三％でございます。新しい社会的養育ビジョンで示された目標達成は、三歳未満については五年以内に、そしてそれ以外の就学前の子供についてはおおむね七年以内に里親委託率七五％以上を実現し、学童期以降はおおむね十年以内を目途に里親委託率五〇％以上を実現すべきであるというふうに明記されておりますが、なかなかハードルが高いのが実情でございます。

しかしながら、今こういった案件が注目されている中で、やはり里親委託率、目標を掲げて数値目標を出すのは非常に重要なことではないかと思ひますけれども、政府の見解をお尋ねしたいと思ひます。

ます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いただきました新しい社会的養育ビジョン、平成二十八年改正で児童福祉法に定められました家庭養育優先の理念などを具体化すべく御議論をいただいたものでございまして、これからの社会的養育のあり方を示すものとして重く受けとめております。その上で、ビジョンで掲げられました取組を通じて、家庭養育優先原則を徹底して、子供の最善の利益を実現する必要があるという認識でございます。

このために、私どもとしましては、この理念を実現すべく、都道府県に対して、社会的養育に関する推進計画の策定をお願いする予定でございます。

現在、この計画の策定要領をお示すために、関係者の御意見を伺いながら、検討、調整を進めておるところでございますけれども、各都道府県におきましては、里親委託率の目標やその達成時期を設定いただくとともに、その実現に向けて、包括的な里親養育支援体制の構築などに取り組んでいただくことにより、里親委託が一層進むことが重要であるというふうに思っております。

厚生労働省としましては、この策定要領の発出に向けまして、引き続き調整を進めさせていただくとともに、発出後は、都道府県における計画策定、あるいは策定された計画に基づく取組をしっかりと支援させていただきたいというふうに考えてございます。

○木村(弥)委員 しつかりと明示していただけるようお願いいたします。県知事経験者の議員の方々からも、明示されることで予算が取り組みやすいといった御意見もありましたので、ぜひそのところもお願いしたいと思います。

家庭養育をすることで、施設で養育するよりも公的な負担のコストが下がります。ですので、里親で養育可能な乳幼児が施設から里親に移行することで削減できるコストを、また施設の職員配置や待遇改善に充てられると思います。里親等に託

せない、本当に深刻な状況を抱えているような子供たちは、やはり専門性を持った職員によってケアされることも重要であると考えております。そこで、児童養護施設の職員配置についてのお尋ねでございます。

厚生労働省では今年度、初めて子供間の性暴力についての実態調査に乗り出すというふうに毎日新聞で報道されております。三重県が開示した資料によりまして、二〇〇八年から一六年度、県内の児童養護施設などで暮らす子供の七％に相当する年間約三十人が性暴力にかかわっていたとも伝えられています。

今の児童養護施設のほとんどは児童虐待によるものであると聞いています。家庭での暴力から、やっと安心できる施設に行つて、また性暴力を受ける、子供たちにそんな思いをさせてはならないと思います。そこで、私は、職員の配置基準について、ぜひ高めていくようにお願いをしたいと思っております。

今現在の人員配置、年少児四人に対し職員一人というのが現状でございますけれども、この現状について、今どのようにお考えであるでしょうか。虐待を受けてきた子供たちが、また施設でそんな思いをしないようなところで、私は、良好な家庭的な環境をやはり実現するべきであると考えております。

社会的養育に係る費用は、名目GDP比でいいますと、日本はわずか〇・〇二％、アメリカ合衆国は二・六％、ドイツに至っては〇・二三％でございます。ぜひ、この予算のことも考えながら、職員の配置基準一対一を目指すくらいの構えで抜本的な見直し、日本で生まれた子供たち九十四万人の中で一人一人がすすくと育てるような、そんな仕組みづくりをお願いしたいのですが、見解をお尋ねいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきましたように、児童養護施設などで暮らされる子供たちにできる限り良好な家庭的環境を提供するためには、職員配置の改善を合

めまして、職員体制の確保というのが非常に重要であるという認識でございます。

最近では、平成二十七年より、これは消費税の引上げによる増収分を活用させていただいて財源を確保した上で、ケア単位の小規模化を行う施設への支援の拡充、あるいは職員配置の改善などを行つてまいりました。

先ほどもお話ございました、平成二十八年改正児童福祉法の理念を実現するためには、今後、児童養護施設等の小規模、地域分散化あるいは高機能化を進めていくために、一層の職員配置の強化が重要であり、厚生労働省としては、必要な予算の確保に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

先日示された骨太の方針には見直すとしか書いていなかったもので、ぜひそのところの強化をお願いいたします。

次に、待機児童問題についてのお尋ねをいたします。

京都におきまして、京都子ども子育て支援会議というのが五月の二十六日にありまして、「子育て支援が日本を救う」というタイトルの本を出しておられます京都大学の柴田悠先生の資料に、保育所の効果として、親の育児ストレスが減って体罰が減る、親との愛着形成が改善し、子供の多動性、攻撃性が減り、言語発達が追いつくといった記述がございました。

そこで、これからの待機児童問題を解消する一つの策として、企業主導型保育事業が実施されているところがございます。

お手元の資料一、そしてまた二をごらんください。これは、一昨年、自民党の待機児童問題対策特命チームというものが結成されまして、田村筆頭理事、また後藤田先生を顧問に、私がふつかながら座長を務め、さまざまな緊急提言を与党で安倍総理に提出したわけでございます。その中の目玉がこの企業主導型保育事業でございます。お手元にもありますように、これはなかなか、

また行政の中で待機児童問題が深刻なところを中心にということで、既にこの八百七十一施設、二百二十八十四人が平成二十九年の三月三十日

で助成が決定されているところでございますが、この企業主導型、課題が指摘されておりますのが、特に待機児童がない、例えば定員割れをしているような地域においても、また、保育園が隣にあるにもかかわらず、この企業主導型が設置されてしまつたといった案件を受けておりました。

そこで、五月の十五日に、資料二の①と②にございます、国の方から通知が参りまして、必ず、六番ですね、地域枠を設定する場合、地方公共団体に相談を行つていふことという文言がありまして、裏の二の②は、これを受けて京都市の方から出されたものでございますが、やはりここで相談というのが非常に中途半端ではないかといった、非常にそこところが、どのように相談を受けて、どこまでできるのかといったことが明記されていないといった指摘を受けております。

やはり、待機児童が発生していないような状態での自治体での申請については、可否の基準をきちんと明らかにすべきといった指摘がありますけれども、内閣府にお尋ねいたします。

○川又政府参考人 お答えいたします。

企業主導型保育事業につきましては、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の観点から、企業が主体となつて事業を実施しているものでありますけれども、その事業の円滑な実施のためには、自治体とも連携しつつ取り組まれることが望ましいというふうに考えております。

これまで、企業主導型保育施設の設置状況を自治体へ共有するなど、連携を図つてまいりました。今般、この取組に加えまして、地域の保育園二一五を踏まえた地域枠の設定を可能とする観点から、今年度の募集に当たりましては、地域枠の設定を予定する申請者は、申請に先立ち、自治体へ相談することとし、これを申請の前提といたしました。

こうした自治体への相談の仕組みを通じて、自

治体は、地域における企業主導型保育の設置の予定について事前に状況を把握できることが可能となる、それとともに、市町村の保育事業計画への位置づけなどについて検討を行うことなどに活用できるものと考えております。

その際、自治体から、企業主導型保育事業を実施予定の事業者に対して、地域における人口の推移等を踏まえた保育ニーズに照らして、さまざまな観点から助言を行っていただくことが期待されます。

引き続き、今般の相談の仕組みの実情、あるいは効果も見えながら、自治体との連携のあり方について検討をまいりたいと考えております。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

今まで懸念されていた件は、助成についてはしっかりと内閣府の方でいうか、第三者機関の方で認定して、助成するかどうかというのでも決めるという認識でよろしいですね。

○川又政府参考人 お答えいたします。

今年度の募集はまだこれからでございますけれども、二万人程度の分の募集を予定しております。その募集状況いかにありますけれども、多くの申請があった場合に、審査委員会でのような観点、待機児童解消等々の観点も踏まえた審査により選定を行うこととしております。

○木村(弥)委員 より多くの子供たちがきちんと保育園に入れるような、そのための企業主導型でございますので、そのところはまた自治体が迷ったりしないようにしっかりとした対策をとっていただくよう、重ねてお願い申し上げます。子供に關しての質問は、これまででございます。

次は、地域包括ケア、医療についてお尋ねいたします。

私は、地元で医師や歯科医師の皆様と時々勉強会を開き、お話を伺っているところでございますが、在宅医療について、特に地元の乙訓医師会では非常に在宅医療をしっかりと頑張っておられます。

て、チームで在宅医療を取り組んでいくといった取組をしているのですが、今回の診療報酬改定のかかりつけ医制度がちょっとわかりづらいといいますが、そういった意見が出ていますので、今後の診療報酬、また改定したばかりでありますけれども、在宅医療のあり方について、課題解決に向けての取組について、お聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

今後の在宅医療の進展という中で、一つ中心的な役割を担っていただくのが在宅療養支援診療所だと思っております。この在宅療養支援診療所が地域の実情に合わせていかにしっかりと取組を進められるか、これが一つの観点だと思っております。し、この診療所は在宅医療におきまますからつけ医機能を担うものでもございます。

その中で、特に焦点になりますのが、患者さんが急変した場合にも迅速に対応できるように、二十四時間の往診体制の確保というものを求めているところでございます。その中で、チームという御指摘がございました。一つの医療機関で二十四時間の往診体制確保というのはなかなか困難であるという御指摘もいただいているのは承知いたしました。しております。したがって、この在宅療養支援診療所の中で、今般の診療報酬改定も含めまして、地域の実情に合わせた取組をしていかなきゃならぬというふうに思っております。

具体的には、単独型の機能強化型以外の通常の在宅支援診療所の場合には、地域のほかの医療機関と連携して二十四時間の往診体制が確保できればよいということにしております。今回の改定の中では、この在宅支援診療所以外の診療所につきましまして、他の医療機関との連携で同じように往診体制と連絡体制を構築した場合に新たに加算をするというふうなこともいたしております。

こうした見直しによりまして、診療所と地域の医療機関が連携して地域の事情に合わせて在宅医療を推進することができるといふふうに考えておりますので、今後とも、今般の改定の効果などを

見据えて、更に必要な取組があれば手を加えてまいりたいというふうに考えております。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

あと、オンライン診療についてもお尋ねをしたと思っております。

もともとは、これは遠隔診療で、離島や過疎地等々の患者の場合の往診と来診に、患者さんや付き添う御家族等の御苦労とかもある中で想定されていたと承知しておりますが、しかしながら、最近の流れを見ても、ビルの診療所でオンライン診療を利用して手軽に診断するというふうなシフトしているように思えてなりません。

私も、もちろん皆様も大変仕事で忙しいから、本当に便利でいいだろうと思う反面、私は、やはり医療職として、まず視診、触診があつて、看護の看の字は手で見るでございますけれども、そういう対面診療がまず基本であり、そもそも論でございますが、京都においてはまだこのオンライン診療は二件ではございますが、情報の非対称性ですとか、やはり質と安全性の担保、また、年齢によって、オンライン診療が制と大丈夫な方、ちょっと難しい方という個別性もあると思うんですね。

こういったさまざまなニュアンスを考えた上で、患者の訴えだけで治療方針を継続したり、また変更することができるとはどんなものかと思っておりますので、このオンライン診療についてもお聞かせください。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

このオンライン診療でございますけれども、患者さんの利便性もさることながら、やはりその中で、安全性それから質の担保というのが非常に重要になってまいっていると思っております。

そうした観点から、本年三月に、オンライン診療を安全かつ有効に実施するための条件、それからセキュリティに関するルール、こういったものを定めましたオンライン診療の適切な実施に関する指針が策定されたところでございます。

その中で、今般の三十三年度の診療報酬改定にお

きましては、この指針と整合的な形でオンライン診療料というものを創設いたしました。

このオンライン診療料でございますけれども、対面診療とオンライン診療を適切に組み合わせる実施する、ただいま御指摘いただきました点、これをしっかりとやってまいりたいと思っております。

また、効果的、効率的な医療の提供がオンライン診療の中でできるのかどうか、そして治療の継続などに有効かどうか、こういった観点から、オンライン診療の対象疾患あるいは実施方法についても、一定の要件を定めて実施することにいたしております。

診療報酬におきまます評価ということになりますと、安全性、有効性等が確認されている、これが必要でございますので、今後、今般やりました改定の影響についてしっかりと調査、検証を行いました。データや事例の収集を進めて、安全性、有効性が確認されたものについて適切に評価を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

私は、地域包括ケアというのは、決して高齢者だけのものではなく、母子保健があり、また障害のある方、さまざまな状況の方たちを含めての地域包括ケアであり、これからの医科歯科連携が非常に必要だと思っております。

なぜなら、口腔ケアが健康寿命の延伸に非常に関連性があるといったデータが出ております。口腔ケアをしつかりすることで、生活習慣病や、また認知機能の低下等の発症のリスクを防ぐことができるといった、そういった知見が出ています中で、これからの口腔ケア、やはり、かかりつけ歯科医、歯科医は、その地域において大体また同じ先生にかかることが多いですから、この医科歯科連携と、また訪問看護をもとに進めていくことが私は重要ではないかと思っております。

そういった医科歯科連携、かかりつけ歯科医等に関してのお取組についてお聞かせください。

例えば、有料老人ホームや、またサ高住のようなそういうところの方は、まだまだ健康で働きたいと考える高齢者の皆様が希望に応じて、例えは、食事の配膳を手伝う、また庭の掃除を手伝

う、そんなことで介護分野の人材不足を担うのがいいのではないかと思うのですが、そのお考えについて、端的にお願いします。あともうちょっと質問がありますので、お願いします。

○定塚政府参考人 御指摘いただいたとおり、介護人材の確保は大変重要でございます。

高齢者の活躍という観点では、今年度から、アクティブシニアの方などに、介護未経験者向けの入門的研修の普及を促進していく等についても取り組んでまいるところでございます。

委員御指摘のとおり、有料老人ホームなどにおいて食事の配膳を手伝っていただくとか、あるいは、実際売店の運営にサ高住の入居者がかかわっているという事例もございます。こうしたことで、高齢者に生きがいや社会の中での役割を持つて生活していただくということは大変重要でございます。

こうしたことも含めまして、多様な人材が介護現場で活躍していけるように、我々も取り組んでまいりたいと考えております。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

次に、ソーシャルファームについて質問させていただきます。

一億総活躍社会の実現のために、障害者、また難病を抱える方、高齢者、刑務所を出所した、さまざまな就労困難を抱えている方たちが、誰もが自分の能力や希望を生かして参加し働くことのできる環境を整備していくためのこのソーシャルファームの考え方を、私は我が国でも活用すべきであるかと考えております。

このたび、一億総活躍社会PTで座長を拝命し、今回骨太の方針にも一行書いていただきましたが、こういったさまざまなソーシャルファームの活用について、一つ、課題として、例えば空き家対策。今、全国の空き家の数が八百二十万戸ある中で、全住宅の七戸に一戸が空き家な中で、なかなかグループホームなどに、障害者施設に活用したいというお考えが、建築基準法の取扱いが大きな壁になっていたといった事案がございまし

た。

このたびの建築基準法の改正によりまして、防火設備などの大規模改修を行わなくても空き家をグループホームなどの障害者施設に活用が期待できることになりました。これは本当に、空き家対策にもなりますし、障害福祉の推進にもつながると思いますので、ぜひどんどん取り組んでいただきたいということで、国土交通省から、せっかく来ていただいたので、一言でお願いしたいのですが、御答弁をお願いいたします。

○山口政府参考人 お答えいたします。

空き家の増大等を踏まえまして、住宅を住宅として流通、活用することに加え、他の用途への転用により有効活用を図りますことは重要であると考えております。

三階建ての戸建て住宅をグループホームに転用する場合、現行制度におきましては、全ての柱、はり、壁、床等を耐火構造とする必要がございます。こうした転用を円滑化いたしましたため、今国会に提出した建築基準法の一部を改正する法律案におきまして、二百平米未満の建物でありまして、在館者が迅速に避難できる措置として警報設備の設置や階段の安全性を確保している場合におきましては、特段の改修を不要とすることとしてございます。

こうした改正におきまして、用途転用に伴う負担が軽減され、戸建ての空き家をグループホームに用途変更するなどの活用が一層促進されるものと考えてございます。

○木村(弥)委員 ありがとうございます。

ソーシャルファームにおいては、超党派の議論もしております。田村筆頭理事が会長でございますので、どうぞまた、皆様、参加をお願いいたします。

もう時間でございますので、問題提起で。

高齢者の金融資産の管理、保護について、これから進めなければならぬと思っております。これから認知症の方たちがますますふえていく中で、金融資産をどのように運用、活用してい

くのかといったことが非常に重要な課題であると思っております。

本日は、本当は金融庁の方にお越しいただいて、そのことについてもお話しいただく予定でございましたが、私の配分ミスで、申しわけありません、もう時間になりました。

しかしながら、人生百年時代を見据えて、これから高齢者の皆様の、特に認知症の方たちの金融資産が適正に管理、保護されるよう、今、金融庁と法務省と銀行と裁判所で報告書も出されていると聞いております。

ぜひ、この問題を厚労省もしっかりと考え、また、厚労委員の皆様とともに情報共有をしたいと思ひまして、これを私の最後の質問にさせていただきます。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、冒頭、私も、目黒区での大変に痛ましい児童虐待の事案について、一言、政府にお願いをしたいと思ひます。

一昨年、児童福祉法等の一部改正をしまして、そのときに私も国会の質問もさせていただきました。

やはり児童虐待、こういうものを本当に何とか助けていかないといけない、こういうことで、児童相談所、現場のマンパワーも大変に不足をしております。これは人員も含めてしっかりと強化をしていく、そしてまた社会的養護、こうした受皿もしっかりとその整備を進めていかないといけない、こういうことを一昨年も議論をさせていただきました。

午前中、議論がずっと続いておりましたので、改めて政府に答弁は求めませんけれども、やはり、これはしっかりと政府一体となって進めていかないといけない、加速していかないといけない、これは改めてお願いをしたいというふうに思

います。

まず、今回、久しぶりに私も一般質問でございますので、地元でさまざまないただいております。いろいろの御意見、厚生労働行政に関するそうしたものがございまして。一つ一つ政府の方に質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

一つ、難病の対策であります。

私、地元で、ある難病の方について御相談を先日伺ったことがございました。その病気は何かと申しますと、筋痛性脳脊髄炎あるいは慢性疲労症候群ということで、病名も二つ併記して使われることも多いというふうになっておりますけれども、原因もなかなか特定されていない難病でございます。まして、神経系や免疫系など、さまざま異常が発生をして、極度の疲労を感じ、日常生活が大変に困難になって寝たきりになってしまふ、こういう患者の方も大変に多いということで、国内でも十万人ぐらい患者の方がいらっしゃるんじゃないか、こういうふうになっております。

私が御相談を受けた方も、外出も非常に困難な場合もあるということで、やはり治療にかかるのも大変です。私にそうした相談を来ていただいたんですけれども、それも本当に大変な中で来ていただいたということで、さまざまお話を伺いました。

しかし、この病気、いろいろな研究の経緯もございまして、名前も筋痛性脳脊髄炎、慢性疲労症候群ということで併記されているということからもうわかりますとおり、原因が特定されていない、研究が続いている状況であるというふうに通っております。厚生労働委員会の委員の皆様も、知っている方も、初めて聞いたという方もいらっしゃるかもしれませんけれども。

ですので、医師にかかった場合も、適切に診断ができる方がいらつしゃればいいんですけれども、なかなかそれとわからないケースもあって、どういふふうには治療していけばいいのとか、あるいは、実際に寝たきりの方になってしまった場合は、そういう福祉的なやはり支援というの

必要になってくるんですけれども、なかなかこの支援にも結びついていかないというふうな現状もお伺いをいたしました。

やはり、私は、国として、まずはしっかりとこの研究、今やっておられることを進めていくということが大事だと思いますし、また、適切な診断に結びついていくように、啓発活動、周知、あるいはさまざまな取組をしっかりと後押しをしていっていただきたい、このように思うのですけれども、答弁いただきたいというふうに思います。

○高木副大臣 私、この筋痛性脳脊髄炎また慢性疲労症候群の方たちから、何度も御要請をいただいたところでございます。

全身の神経系や免疫系、内分泌系などの異常に基づく複雑な病態でありまして、個人差も大きく、いまだ明確な病因や病態が解明できていない症候群と承知しております。先ほど来お話ありましたとおり、まずは病因や病態の解明を行い、客観的な診断基準を確立することがこの病気の患者の方々の診断及び治療のために必要だと考えております。

そのため、医療研究開発推進事業費補助金によりまして、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、AMEDが実施しております障害者対策総合研究開発事業等におきまして、一つは、客観的な方法により診断する研究、二つ目に、治療法の評価を行う研究、そしてまた三つ目に、この病気を正しく診断するための診療ネットワークモデルを開発するという、こうした三種類の研究が進められていくところでございます。

厚生労働省といたしましては、これらの研究を支援することを通じて、病態の解明、また客観的な診断基準の確立を推進することにつながることを考えておりまして、この病気で苦しんでいる患者の方々に適切な治療等が提供されるよう、環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野委員 ぜひともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、障害者の雇用政策についてお伺いをしたいというふうに思います。

先日、神戸のアイセンターというところで、こは、先端的な治療から、就労支援等々も含めて支援をしている施設でございますけれども、視覚障害者の方の就労支援のセミナーというものに参加をさせていただきまして、いろんな御要望をいただいたところであります。

やはり、視覚障害者の方、人数が少ないということもあるかもしれないんですけれども、企業側としても、ほかの身体であるとか精神の障害の受入れということに比べて、じゃあどうやったら企業が視覚障害者の方を受け入れたらいいのかわからないというところについてなかなか高いハードルを感じているというふうな実際の現場のお話もお伺いをいたしました。

私、ここで御要望をいただいたのが、そういう状況もあるので、これはかなり大胆な御提案ではあったんですけれども、それぞれの障害の種別に応じて、この障害についても何％しっかりと雇用すべきだといったようなクォータ制度、こういうものも含めてしっかりとやらしてもらいたいんだ、かなり私は大胆な提案だなというふうに思いましたけれども、こうした御提案をいただくぐらいやはり危機感を持ってやられているんだということを受けとめさせていただいたわけでございます。

確かに、それぞれの障害の種別においてどういった形で就労支援をしていくのかというのはさまざまな支援助というのが必要であるというのは間違いないことだというふうに思っております。

そこで、現在、国といたしまして、視覚障害者の皆様の就労の現状についての御認識、そしてまた今後の就労の促進の取組について、これをぜひお伺いをしたいと思います。

○牧原副大臣 大変大切な点、ありがとうございます。

まず、データですけれども、平成二十九年度のハローワークにおける視覚障害者の職業紹介状況

につきましては、新規求職申込件数が四千七百五十五件に対し、就職件数が二千三十五件というふうになっているところでございます。これは大体同じような結果でございます。

厚生労働省としましては、視覚障害者の方の特性を踏まえた雇用マニュアルや事例集の企業への周知、視覚障害者の作業を容易にする就労支援機器等の企業への無料貸出しなど、支援を進めているところでございます。

また、先生がおっしゃった個別のことでございますが、現在、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構におきまして、視覚障害者の雇用の実情及びモデル事例の把握に関する調査研究を実施しております。就職に向けた関係機関の連携や中途視覚障害者の方の雇用継続支援に関する好事例を収集しております。

この調査研究を活用して、視覚障害者の方の雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○中野委員 視覚障害の方もさまざまな方がおられます。現在のICTの、パソコンですとかいろいろな技術を活用すれば、今、自動でいろいろ読み上げたりとか、かなり便利になってきておりますので、非常に多くの仕事もできるんじゃないかというふうにも思っております。

いずれにしても、その受入れ、先ほどおっしゃっていただきました好事例の横展開でありますとか、さまざまな支援が私は可能であるというふうに思います。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに再度お願いを申し上げます。

今回、二十分でございますので、ちょっと通告からは順番は若干飛びますけれども、肝炎対策についてもお伺いをしたいというふうに思います。昨年の厚生労働委員会でも、私、ウイルス性の肝炎から更に悪化した重度の肝硬変であるとかあるいは肝がん、こうしたところへの支援というのが必要である、肝炎の場合は支援があるんですけれどもそれが重度化していった重度肝硬変や肝がんというふうになったときに支援がないという

ふうなことを訴えさせていただきました。

今年度の予算ではこうした支援の仕組みというものが新しくできたというふうに承知をしております。これは私、高く評価をしたいというふうに思っております。他方、この事業につきまして、それぞれの都道府県においても予算措置をしていく必要があるということでございますので、しっかりとそれぞれの都道府県で取組を進めていただかないと、ある都道府県ではこうした支援が受けられて、ある都道府県では受けられない、こういう状況になっては困るわけでございます。

しっかりとこの実施ができていくように、国としてもぜひ後押しをしていく必要があるというふうに思いますけれども、この現状、また今後の取組についてお伺いをしたいというふうに思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

今般、長年にわたります患者団体の御要望を受けまして、予後が悪く長期の療養が必要になるなどの肝炎ウイルスにより肝がん、重度肝硬変の特徴を踏まえまして、患者の医療費負担の軽減を図りつつ、肝がん、重度肝硬変の治療研究を促進する事業に必要な予算を平成三十年度予算に計上しております。本年十二月から実施をする予定といたしております。

厚生労働省では、この事業の実施主体でございます都道府県に対する説明会を開催し、事務の取扱いを定める要綱案などにつきまして、都道府県と十分協議を行いながら制度設計を進めているところでございます。また、この事業の実施に向けて、都道府県が行うシステム改修や普及啓発への補助も行うこととしてございます。

お話がありましたように、各都道府県が円滑に事業を実施できますよう、引き続き各都道府県と調整を行い、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中野委員 各都道府県での取組を後押しできるように、しっかりとお願いをしたいというふうに思います。

また、ウイルス性の肝炎につきましては、感染

をしていることを知らない潜在的なキャリアの方
もかなりいらつしやると思います。そしてまた、
実際に感染していることを知っていても、継続的
な受診ができていない、あるいは治療に結びつ
いていない、こうした方々がまだまだ多いとい
うことも承知しております。

こうした肝炎ウイルスの検診につきましてはそ
れぞれの都道府県、市町村で行っているというこ
とでございますけれども、やはり効果的な検診が
実施できるように、しっかりと国としてぜひサポ
ートをしていただきたいと思っておりますけれども、これ
についても答弁いただきたいと思っております。

○福田政府参考人 お答えいたします。

B型、C型肝炎ウイルスにつきましては、感染
してもほとんど自覚症状がなく感染に気づきにく
いけれども、治療を行わずに放置いたしますと重
篤な病態に進行するおそれがあることから、でき
るだけ多くの方に早期に肝炎ウイルス検査を受け
ていただくことが重要でございます。

このため、厚生労働省におきましては、地方自
治体を実施する肝炎ウイルス検査への助成を行っ
ておりまして、市町村が四十歳以上の方に個別に
行います肝炎ウイルス検査の勧奨、また、都道府
県が保険者や事業主の理解を得ながら職域での検
査促進を図るための取組、さらには、出張型検診
などの利便性が高い検査体制を整備する取組など
を支援しているところでございます。

また、受診率が高い地方自治体の取組につきま
して、地方自治体の担当者が参加する会議でその
内容を紹介し、横展開の取組を促しているところ
でございます。

あわせて、「知って、肝炎プロジェクト」と
して私ども進めておりますが、肝炎総合対策国民
運動事業などの普及啓発を行うことを通じまし
て、肝炎ウイルス検査の重要性を訴えていること
でございます。

このような取組を通じまして、より多くの方に
肝炎ウイルス検査を受けていただき、早期に必要
な対応が行われるよう、しっかりと取り組んでま

いたいと思っております。

○中野委員 ありがとうございます。
続きまして、病院における介護人材の確保とい
うことで一つ質問させていただきたいと思いま
す。

介護人材そのものは非常に不足感が強いとい
うことは、介護保険の施設でも非常に伺ってお
りまして、これも待たなしということございまし
て、介護職員の処遇改善、これは消費税財源等々
も使いつつやっていく、さまざまな取
組を進めることが大事だということふうに思っ
ております。

これに関連をいたしまして、介護保険の施設で
も非常に介護の人材が足りないというお声もいた
だくんですけれども、医療の方の施設でありまし
ても、医療療養病床でありますとか地域包括ケア
の病床でありますとか、生活介護的なことのサ
ポートをしないといけないということで、介護の
仕事をする方も必要だということでは伺ってお
りまして。

これは介護保険による事業ではございませんの
で、介護保険の処遇改善加算というものがつくわ
けではないわけでありましてけれども、介護保険側
でこうした処遇改善を進めていくと、やはり病院
としても、こうした職員の方というのは雇用をす
る必要があるんですけれども、なかなか、こちら
の方も処遇を上げていくということも必要になっ
てまいりまして、非常に確保が難しい、という
現場でのお話も伺いました。

やはりこういうことについても、さまざま、人
手不足というのはいろいろな業界であることでは
ございますけれども、しっかりと確保できるよう
な対応をしていく必要がある、このように思いま
すけれども、答弁いただきたいというふうに思
います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

医療機関におきましては、介護職員の方を含め
てさまざまな職種の方が看護補助者として勤務さ
れております。そうした中で、診療報酬におき

ましては、看護補助者の配置について加算を行っ
ております。

今般の三十年年度の診療報酬改定におきまして
も、看護補助加算の評価を引き上げるとともに、
この加算が算定できる対象病棟を拡大するとい
った取組を行っております。

医療機関におきましては、こうした看護補助者
の加算、これにつきまして積極的に御活用いた
だいて、職員の方の負担軽減、あるいは処遇の改善
を図っていただきたいと考えております。

今後とも、関係者の意見をよく伺いながら、人
材確保に必要な取組に努めてまいりたい、かよう
に考えてございます。

○中野委員 最後に、これも私の地元で伺いま
した声なんですけれども、クリーニングあるいは
コインランドリー、こうした業種に関連して質問を
したいというふうに思います。

お伺いしておいたのが、近年、クリーニング
というのはクリーニング業ということでやってい
ただいているんですけれども、コインランドリー
というのは実は規制は各自自治体に任せられてい
るということで、条例で規制しているところもそ
うでないところもあるんですけれども、洗濯を代
行するような形で、コインランドリーで洋服を預
かって、洗って畳んで返すというような業態がク
リーニング業に当たるのではないかと、こういう指
摘を伺ったことがございます。

これは過去にも厚生労働委員会でも議論になっ
たことがございまして、国としても現状をしっかりと
調査をしていくんだ、こういうことで御答弁をい
ただいていかうかというふうに承知をしております。

こうした現状について、厚生労働省としては現
在どのような把握をされているのかということに
ついてお伺いしたいというふうに思います。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

いわゆるコインランドリーにつきましては、今
委員御指摘のように、クリーニング業法の対象と
はならないところでございますが、その衛生確保

は重要であると考えてございますことから、昨
年、都道府県や保健所設置市等の関係する全ての
地方自治体に対しまして、コインランドリー営業
の実態調査を行ったところでございます。

調査日であります昨年の三月時点におきまし
て、コインランドリーに関して条例又は要綱等の
制定をしている自治体は、全体の百四十三自治体
のうち七十五自治体ございました。また、一部の
自治体では、異臭やほこりなど衛生面の問題や連
絡先の掲示の不備などに関する苦情が寄せられた
という例がございましたものの、クリーニング業
法に抵触するようなサービスが行われているとい
うような報告はなかったということでございま
す。

○中野委員 現状としてそういう把握だとい
うことは承知をいたしました。

私も地元でさまざま、現場の状況、また聞きま
して、また、国としては把握をしていないとい
うことで今答弁いただきましたけれども、実態とし
て違うんじゃないかということがございましたら
ら、ぜひ御対応を国の方にも求めていきたいとい
うふうに思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高橋委員 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 残り十分、よろしくお願
いいたします。

先ほどの監督官のところで一問残してお
りましたが、時間の関係で要望だけにしたいと思
います。

人手不足はやはり増員でこそ解決するべきだ
と思っております。

資料の最後のところに、都道府県別の監督官
一人当たりの労働者数というグラフをつけてお
きました。平均値が一万七千七百七十五人、ILO基
準は一人を割らなさいいけないわけですから、
大変多いですし、突出しているところを見ると、
宮城と首都圏、名古屋というふうに都市部がや
り多いわけですね。大企業が集中していること

ろが全く足りていない。これでは過労死も防ぐことができないのではないかと考えております。

やはり民間委託を、実績を少しずつ拡大していつて、監督官をふやさなくてもいいねとなつてはいけないと思います。

それから、今、議論をされている残業代ゼロ制度のように、監督官も及ばないような働き方をふやして、本当にどう守れるのかということが言われると思うんです。

でも、大臣は、監督官はちゃんとやっていくと言っているんですから、言っている以上はやはりこれはちゃんとふやしていくことを強く要望したいと思います。

そこで、残りは、前回、先週の日曜日に行った障害基礎年金の質問の続きをやりたいと思います。

資料の一枚目なんですけれども、これは共同通信が配信してくれたもので、東京新聞にも載ったので紹介します。

障害基礎年金を受けている中で、二十前の障害発症の方で支給停止と判定された千人に対して、一年間同じ支給を続け、再審査するということが決定されました。一方、障害基礎年金の支給判定が障害年金センターに一元化された昨年四月以降に支給が打ち切りになった方、これは、つまり、二十以降に発症した方ですけれども、それが二千九百人いるということが初めて明らかになったわけであります。

この内訳を示してください。

○高橋政府参考人 御指摘の昨年四月の障害基礎年金の事務の集約化以降、障害等級が二級以上から非該当になった二十前障害でない障害基礎年金の方、約二千九百人でございますけれども、これにつきましては、どういう方であるかという内訳が、今、数字がございませんので、これにつきましては、今後、調査をしまして、調査のやり方はいろいろ考えますけれども、調査をした上でお知らせしてまいりたいと思っております。

○高橋(千)委員 委員長、これは確認をお願いい

たします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○高橋(千)委員 この記事にも指摘があるんですけども、二十前発症とそれ以降で対応に差が出たのはおかしいのではないかと、記事にも不公平だという声が紹介されています。

今回対応したのは、たまたま昨年非該当とされた二十前発症の人だけなんです。

記事には、厚労省の説明として、「二十歳前障害の人は長年同じ診断書で支給されてきた人が多かったため、配慮が必要と判断した」とありますが、実は、実際はもっと単純なことなんです。

二十前発症の人は、七月に更新を迎える人は七月に一齐に更新をするから、数字がまとまって出た。だけれども、それ以外の二十以降の人は、誕生日がその更新の時期なので、ばらばらばらと出るんですね。だから、非該当イコール不支給となってきた、そういうことになるんじゃないかと思ひます。

なので、問われますのは、二十以降発症の人は、この報道があつて以降も、今月も来月も認定月を迎えます。また、二十前の方は、去年は更新の必要がなかった方もいますが、来月更新を迎える人もあるわけです。どのように対応されますか。

○加藤国務大臣 この前もお話をさせていただきましたけれども、この障害年金は、法律あるいは国民年金法又は国民年金法施行規則のつとつて、受給者が障害等級に該当しなくなったときは支給を停止する旨を規定されておりますので、それにのっとり、具体的には、定期的に診断書の提出を求め、直近の診断書に基づき障害等級に該当しないと判断される場合には支給停止、こういう措置をとってきているわけでありまして、これはこのルールしかないわけでありまして、このルールにのっとりやらせていただいているということであります。

ただ、いろいろと御指摘をいただいておりますので、今後についても、法律の規定に基づき、個

別に障害等級等に該当しなくなったかどうかについての審査に当たっては、混乱が生じないよう、日本年金機構に個別の事例ごとに丁寧に適切に対応させていきたいというふうに思ひます。

○高橋(千)委員 これは説明にならないんですよ。というのは、言ったように、そのとき集中した人が、前回紹介しましたけれども、年金局にも相談があつて、どうしようかということ、一年はそのままにしようとなった。でも、同じ状態の人が、たまたま七月ではない、あるいはこれからの人、そういう人が同じ対応になるのかということが本当に問われると思うんです。それは公平性が本当に問われると思ひます。

私、先週質問したときは、知的障害二級の方で、二十前発症の男性のことを紹介しました。本当ならば、千人の中に精神、知的の人はいないと答弁されたのを聞いて、あれ、そうだったのと驚いたんですよ。じゃ、あの人は何なんだろうと。そういう人がいたんですよ、現実には。それは、本当であれば、二〇一六年九月の精神の障害に係る等級判定ガイドラインにより、当分の間、非該当への変更は行わないとされたからであり、その理屈で言うと、二千九百人の中にも精神障害の人はいないはずなんです。

問題が二つあります。一は、知らないのに、私の知っている、同じ認定だったけれども外された方、知的の人がいます、精神の方もいます。こういう人たちがほかにいるのではないかと。一つ、もう一つは、では、精神ではない障害の方たちが二千九百人の中にならぬものではないかということなんですけれども、二〇一二年の地域格差調査は、精神障害以外の障害の方が格差が大きいわけなんです。肢体障害では、高知が八三・三％、六人中五人が非該当。内部障害では、兵庫が八五・七％、二十一人中十八人が非該当です。肢体ではない外部障害では、奈良が三人中三人非該当。こういう状態なんです。

このときは、精神障害の割合が全体として多いので、しかもトータル傾向は精神障害の

結論と近いからという理由だけで、その分野だけの専門会議をやった。だから、それ以外の障害が、正しいかどうか、認定が。ばらつきは正しいかどうかということは全然検証されていないんですよ。なので、本来、一元化されたのなら、この極端な格差はなくなつていなきゃいけないんです。これを検証しなければならぬと思ひます。

なので、大臣、認識は共有していただければいい。急ぐべきは、ガイドラインの趣旨が徹底されているのか、不支給となった人に対して、納得いく理由あるいは対応を、事務所で、窓口でやつてくれているのか、周知徹底をお願いしたい。一言でお願いします。

○加藤国務大臣 三つおっしゃったというふうに思ひます。

まず、日本年金機構において、平成二十九年年度に支給を継続し、一年後に改めて診断書の提出をというようにした対象約千人の方、この中には精神障害の方は含まれていないというふうに認識をしております。

これは、従来、認定基準が不明瞭であつた精神の障害について、平成二十八年九月にガイドラインを定め、既認定者の障害の状態が従前と変わらない場合は、当分の間、等級非該当への変更は行わないとした、これに沿つたものであります。

それ以外に個々のというお話がありました。知的障害を含む精神の障害の方で、障害状態の変化がないにもかかわらず障害等級が二級以上から非該当になった事例、これについては私も個別に承知をしているわけではあります。ガイドラインの定めにより、障害の状態が従前と変わらない場合は等級非該当への変更は行われたいということと実施されているというふうに認識はしております。もし委員御指摘のような事例があれば、ぜひ、御本人から直接か御本人の承諾を得た上で御相談いただければ、私どもの方として調べさせていただきますというふうに思ひます。

それから、今、それぞれの障害によつて差があるのではないかと。ということでありまして、それに

ついて、今手元で見ると、確かにその数字においては差があるというふうに思いますが、いずれにしても、それぞれの実態に即して、先ほど申し上げた、法律にのっとって対応させていただきたいというふうに思っております。

○高橋(千)委員 終わります。窓口の対応をよろしくお願いいたします。

○高島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後二時二十五分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大西健介君。

○大西(健)委員 国民民主党、大西健介でございます。

早速質疑に入りたいと思いますが、冒頭、反セクハラ条約についてお聞きをしたいというふうに思います。

ジュネーブで開かれていたILOの年次総会で、六日、各国の政府代表や労働代表が演説をして、その中で、職場でのセクハラや暴力をなくすための条約制定を支持する声が相次いだということでありました。我が国からは牧原副大臣が行かれて演説をされたということですが、牧原副大臣はそのことについては言及されなかったということでありました。

ミー・トゥー運動や反セクハラの国際的な潮流の高まりの中で、一方では、先日は、外交をつかさどる外務省の幹部、ロシア課長が、セクハラを理由に停職九カ月の懲戒処分を受けて、課長職を更迭されたということでもあります。

我が国はセクハラ問題に後ろ向きにとられないように姿勢を明確にすべきだというふうに思いますが、改めて、大臣、反セクハラ条約に対する我が国の姿勢についてお聞きをしたいと思えます。

○加藤国務大臣 まず、現在開催中、牧原副大臣も行かせていただきましたけれども、第百七回I

L O 総会の労働の世界における暴力とハラスメントに関する委員会、現地時間の六月六日夜、報告書が採択をされ、現地時間本日午後の本会議で同報告書が採択される予定と承知をしております。

委員会では、労働の世界における暴力とハラスメントの基準策定に関し、文書形式を勧告つき条約とすることが採択されたほか、多岐にわたる論点についていろいろな議論がなされたことと承知をしております。

日本政府は、各国の実情に応じた柔軟な対策を促進するような基準が策定されることが重要との立場から、積極的に議論に参加をしてきたということでございます。

今後は、ILO 総会において二回目の議論が行われた上で、勧告つき条約が採択されることが想定されます。基準の内容が、我が国を含む世界各国が対策を進める上で効果的なハラスメント防止の取組等が可能となる内容となるよう、今後とも検討するとともに、ILO における議論にも引き続き積極的に参加をさせていただきたいと思っております。

○大西(健)委員 ぜひ積極的に我が国の姿勢を示していただきたいと思えます。

きょうは、保育についてちよつとお聞きをしたんですけど、保育について、配付資料、まず、「平成二十九年における私立保育所の運営に要する費用について」という内閣府と厚労省の連名の通知ですけれども、これを知らんかったんですけど、右側のところで、保育士の人件費の公定価格、約三百八十万円というふうになっております。ところが、平成二十九年の賃金構造基本統計調査、こちらの方を見ると保育士の年収は約三百四十一万円ということで、公定価格の三百八十万を下回っているんですけど、この理由はどのような理由なのか、端的に御説明いただきたいと思えます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。お示しいただきました二十九年の公定価格、

一般の保育士さんお一人当たりの人件費は、年額で約三百八十万円でございます。今、賃金構造調査、賃構の話をされましたが、私どもも持っております平成二十九年の経営実態調査に基づきまして、同じく一般の保育士さんの平均年収は三百十五万円。いずれにいたしましても、公定価格よりも下回っております。

御質問のように、公定価格上算定された給与と実際の給与の間の差につきましては、公定価格におきましては、例えば九十人規模の保育園においては、国が定める配置基準をもとに、最低限必要な十二人の保育士さんを配置するための人件費という形で算定をしておりますけれども、実際の保育園においては、公定価格上の人数以上の保育士さんを加配していることなどが、さまざま要因がある中の一つかとは思っております。

○大西(健)委員 いずれにしても、公定価格より低い実態になっているということはやはり私は問題だと思っております。

そこで、ちよつと確認をしたいんですけども、委託費というのは人件費、事業費、管理費で構成されていますけれども、厚労省として、この委託費のうち何割が大体人件費に充てられるべきだということに想定しているのか、これは数字だけ教えてください。

○川又政府参考人 内閣府でございます。公定価格を所管しております。

民間保育所への委託費のうち、基本単価分だけでございますけれども、人件費の占める割合は約八〇%となっております。

○大西(健)委員 今、八〇%というお話がありました。

そこで、資料の二ページ目を見ていただきたいんですけど、これはジャーナリストの小林美希さんが、東京二十三区の保育所の保育者人件費、保育に従事する人に払っている保育者人件費の比率を調べてまとめたものです。左側が株式会社のもの、右側が社会福祉法人が運営する保育所です。保育士の人件費比率のワースト順に並べた

ものなんですけれども、これを見ますと、例えば、社福の方ですけれども、ワーストテンは大体二四・五%から三一・四%、これが株式会社になると、ワーストテンは一七・三%から二五・五%、株式会社では大体約半数は四割未満ということになっております。

今、想定上八割ということですが、大幅に下回っているこの実態というのを見て、大臣、どのように感じられるか、率直な御所見をいただきたいと思えます。

○加藤国務大臣 私もこの記事を読ませていただきました。保育園の人件費率については、保育所を始めとした職員の年齢、経験年数の状況によって変わる、したがって、開園してどのくらいなのかということも影響するのではないかと思います。したがって、単純に人件費率を評価して何か判断するというのは一概には難しいのではないかとこのように思っております。

○大西(健)委員 大臣、さすがに、多少のあれだったらわかるんですけど、先ほど八割と言って、実際これを見ると、ワーストテンとかだともう一七・三とか二五・五ですよ。これでも一概に判断できないというその答弁でよろしいんですか。もう一度お願いいたします。

○加藤国務大臣 さっきの話は公定価格上の理論値ということですのでありますので、これはリアルな姿なんだろうと思えます。

その上で、先ほど申し上げたように、それぞれの状況状況、したがって、職員の構成、特に年齢の構成、これは、スタートしてどのくらいになるか、やはりスタートして早いところは割と若い職員が多いところもあるわけでありまして、そういったいろいろな事情を加味してこんな数値が出てきているのではないかとこのように思えます。

○大西(健)委員 理論値とはいえず、さっきも言いましたように、公定価格は例えば一人当たり三百八十万だけれども、実際には三百十五万と大きく下回っている。あるいは、今も若い保育士が多いとか、構成とかはあっても、さすがに、八割人件

費に委託費が充てられるはずなのに、実際にはこんな二割を切ったり三割を切ったりしているところがこうしてざらにあるという状態は、やはり、そういう構成とかの問題で私は済む話ではないんじゃないかというふうに思います。

もう一つちよつと気になるのが、このワーストテンの保育所を見ますと、保育従事者の人件費が二割台になっているのに、園長、事務長、事務員、用務員等を含めた全人件費率になると六割、七割というところがあります。例えば、杜福の方の上から二つ目の蒲田保育園というところを見ると、全人件費比率だと六七・八%なんですけれども、保育者人件費率になると二四・八%になる。あと、株式会社、やはり一番上ですかね、大井町のぞみ保育園、全人件費比率だと五九・九、六割ぐらいなんですけれども、保育者人件費率になると一七・三。

これはいろいろな要因が考えられると思います。が、一概には言えないけれども、こうした例では、例えば園長などの収入がぬきんでて高いとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思えますけれども、そうしたことがあった場合に、これは委託費の使途のあり方として適切と言えるのか、許されるのか、この点について伺います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

保育園の運営費につきましては、保育園を運営するために必要な標準的と考えられる経費をもとに、先ほど来御指摘いただいています公定価格というものを設定をして、各保育園に委託費として交付をさせていただいております。

その委託費のうちの人件費相当額につきましては、保育園に属する職員の給与など、職員の処遇に必要な経費として支出されるものでございますので、人件費以外の支出には原則充てられないということになってございますが、各保育園における個々の職員に対してその給与をどう支払うかにつきましては、地域や施設の実情に応じて運営主体の判断に委ねられているという仕組みでございます。

ます。

○大西(健)委員 確かに、総額の人件費をどう割り振るかというのではありませんけれども、でも、さつき言ったように、例えば、全体人件費比率でいうと六七・八が保育者人件費率になると二四・八に下がるということは、これは、まさに国を挙げて今保育士の処遇改善をしようと言っているのに、そんなことで、それはしょうがないで済まされるのかというふうに私は思います。

それから、理論上のという話でありますけれども、先ほど来言っているように、ワーストテンのところでは三割を切るようなところがこれだけざらにあるというのは、やはりこれは、私は、先ほど来大臣の答弁じゃだめなんだと思いますよ。

だって、こんなことをやっていたら、幾ら保育士の処遇改善とお金を入れていっても、今から申し上げますが、二〇〇〇年に例えば株式会社参入が認められた、そのときにセットで認められたのが委託費の弾力運用というやつなんです。ですから、基本的に人件費として八割、委託費の八割、人件費として国はまさにこれは税金から投入しているわけですから、ただ、その補助金を弾力運用できるということになっている。

だから、幾ら処遇改善の補助金を出しても、人件費の大部分が弾力運用で底が抜けてしまっているんじゃない、保育士の給料は上がりつこないんですよ。せめて人件費を、全く流用するなどとは言いませんけれども、いろんなことがあるでしょうから、でも、人件費をどこまで、弾力運用といつてもどこまで流用していいか、そういう上限ぐらひは設けないと、保育士の処遇改善なんてできないと思います。

また、その大前提として、小林さんのこの調査というのは何でできたかという、これは東京都がキャリアアップ補助金を出している際に、キャリアアップ補助金を出すその前提として、出したところには保育者人件費比率の報告を義務づけている。だからこういう数字が出てきているわけです。

ですから、保育者人件費率の情報公開をまずやらせるということが私は必須だと思えますし、弾力化によって底抜けしてしまっている人件費の弾力運用に一定の歯止めをかけるべきだと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど申し上げましたように、保育園の人件費率につきましては、保育士を始めとする職員の年齢ですとか経験年数等の状況により変わります。得るものというところでございますので、単純に人件費率を評価することが難しいということとはまず御理解いただきたいというふうに思います。

その上で、今お話ししましたように、例えば、今回行っております二十九年度からの技能、経験に応じたキャリアアップの仕組みにおきましては、経験年数がおおむね三年以上の職員に対して月額五千円、経験年数がおおむね七年以上の中堅職員に対しては月額四万円という形で従っておりまして、この処遇改善として行いました分につきましては、使途として人件費のみ、処遇改善に充てるということで、確実な賃金改善につなげるという仕組みもさせていただいております。

また、弾力運用に当たりまして、その上限といたしましては、委託費のうち、先ほど御答弁申し上げましたように人件費相当額というところになってございますが、御指摘いただきました弾力運用に当たりまして、例えば、給与規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されているといった形で人件費の運用が適切に行われている場合など以外は、人件費以外の費用に充てることを認めていないということでございます。

また、そのあたりにつきましては、きちつと適正に現場において運用できるように、保育園に対する市区町村の指導監督において、賃金台帳などから確認していただきながら、適正な執行にお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○大西(健)委員 何度も言いますが、職員

構成とかによって一概に言えないと思うけれども、さすがにこんな三割を、皆さんが八割が充当されるべきと言っているのに三割とかしか保育に従事する人に行っていないような状態で本当にいいんですか。

しかも、それをやはり判断するために、まず、このような形で保育者人件費率というのが情報公開されているからこういうような問題点も指摘されるので、そんなのがされていなかったら、それさえわからないわけです。弾力運用で渡したものが勝手に、保育士の処遇改善に使われていないということさえわからないわけですから、これはやはりちよつと考え方を改めてもらって、しっかりと、せつかく入れたお金が保育者にちゃんと渡るようにしていただきたいということは重ねてお願いしておきたいと思えます。

では、この流用されたものが何に使われているかということなんですけれども、これは、ほとんど新規開設の費用に使われているんじゃないか。特に、株式会社の場合には、売上げをふやすために新規開設を行わなければならない。無理な事業拡大によって人件費が削られて、保育士が疲弊してやめていく、こういう悪循環に陥っているんじゃないか、こういう指摘もありますので、人件費の弾力運用をやめさせることが保育士の処遇改善には不可欠であるということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

次に、保育士がやめていく理由は、給料が安いということだけではありません。保育士の多くは、結婚や妊娠を機にやめていく。特に、新規開設の保育所というのは新卒の方を多く採用しているの、ある程度、数年たつと、結婚や妊娠の時期を迎えられる人が多くなる。

そこで、一度に妊娠しては代替職員が見つからずに困ってしまうので、妊娠順番制というのが、これは現場では暗黙の了解のようになっていっていると言われています。子供が好きで保育士になっているのに、自分の子供を産み育てることに罪悪感を抱かなければならない。そういうことではもう

やつていられないということで、保育士をやめていくというふうに言われています。

この点、我が国の法制上、妊娠や出産、育児中の女性については、マタハラとかの問題で、制度上、最低限の保護があるわけですが、妊娠する前の段階で、妊娠しないようにと言ったりとか、あるいは妊娠待機について暗黙の了解を求められるというところは、これは何らかの法律に違反するかどうか、この点について厚労省にお伺いいたします。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のような状況が、男女雇用機会均等法に違反するかどうか、あるいは同法上の取扱いがどうなるかにつきましては、その内容や状況によって個別に判断する必要がありますが、一様にお答えすることは困難ではございますが、ただし、一般論として申し上げますと、今委員の方から御指摘がありましたように、妊娠や出産をした女性労働者に対して、上司が解雇その他不利益な取扱いを示唆することや、上司、同僚が繰り返し又は継続的に嫌がらせ等の言動を行った場合は、均等法あるいはその指針に基づきまして事業主に義務づけられておりますハラスメント防止措置の対象になるものと考えております。

また、順番を守らずに妊娠した場合に解雇するようなルールというものがあつたような場合には、均等法第九条第一項、女性労働者が妊娠したこと等を退職理由として予定する定めをしてはならないという規定ですとか、妊娠等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止する均等法第九条第三項のいずれかに抵触している可能性があると考えております。

○大西(健)委員 今、ちゃんと私の質問に正面から答えていただいているんです。

だから、妊娠した後の解雇とか不利益取扱い、これは、マタハラとかいろいろある、均等法とかで守られているけれども、妊娠する前に、妊娠しないようにとか、順番を守って妊娠するようにと言うことが違法性があるのかということ

言っているんですけれども、これは、私は、現状では明確な違法性というのが残念ながらないんだというふうに思います。

ですから、そういうことがただ現場で起こっているというところは、ぜひ厚労省としてもしっかり認識をしていただきたいというふうに思います。

ちよつと時間がないので次に行きますけれども、先日来、山井委員が金持ち優遇策と批判している幼児教育の無償化八千億円の話をすけれども、九〇年代から、欧米で、就学前の子供の教育がその後の人格形成や生活レベルに大きな影響を及ぼすという研究報告が相次いで発表されたことで、幼児教育に力を入れる国がふえています。

しかし、我が国の場合は、低所得者世帯は既に利用減免が行われているために、無償化すればは幼児教育を受ける人がふえるのかというところ、そういうわけではない。むしろ、どのような教育や保育を提供すればこれからの子供たちが必要な能力を高めることができるのかをちゃんと研究して、その部分に、限られた財源をしっかりと投じるべきだと私は思っております。

もう一つ、ちよつと関連で確認しておきたいのは、五歳児で、幼稚園にも保育園にもこども園にも通っていない子供の数がどれくらいいるのか、また、その内訳ですけれども、育休中のために例えば家庭で保育しているとか、教育方針として幼稚園とか保育園には行かせないんだとか、あるいは経済的な理由だとか、その理由と内訳を国はちゃんと把握しているのかどうか、これを内閣府に確認したいと思ひます。

○川又政府参考人 お答えいたします。

各種調査によりますと、推計となりますが、五歳児全体の人口は約百四・五万人、このうち、幼稚園の利用児童が約四十六万六千人、保育所等の利用児童が四十二万五千人、幼保連携型認定こども園の利用児童が十三万四千八人となつており、これらを差し引いて推計したいいわゆる未就園児は約二・〇万人となつております。この未就園児の中には相当数、認可外保育施設を利用している児童

が含まれているのではないかとこのように考えてはおります。

就園していない理由等については、内閣府としては把握していません。

○大西(健)委員 今の二万人という数字もあくまでも推計ですし、そこに認可外を使っている人が相当数いるんじゃないかという推測ですし、行っていない理由も把握されていないんですよ。私が言いたいのは、まさに、幼児教育が重要だと言うんだつたら、この行っていない二万人をどうやって幼児教育を受けられるようにするのが私は国の責任だと思ひます。だからこそ、無償化より全人化なんだと思ひますよ、私は。

この未就園児の中には、これは少数かもしれないけれども、虐待を受けて幼稚園、保育園にも通わせてもらえない子供も含まれているはずですよ。

今回、東京都の目黒区で父親に虐待されて死亡した五歳の船戸結愛ちゃんも、保育園にも幼稚園にも通わせてもらえていなかった。ほぼ軟禁状態にあつたんじゃないかということが言われています。記事にもありますけれども、次のページに於いておきましたけれども、「もうおねがい、ゆるして、ゆるしてください、おねがいします」という言葉がづづられていたノートが見つかつています。五歳の子供がどんな気持ちでこれを書いたのかと思うと、本当に胸を締めつけられる思いがいたします。

結愛ちゃんが死亡したのは三月二日です。二月九日には、児童相談所の職員が自宅訪問をしましたけれども、結愛ちゃんには会わせてもらえなかつた。また、二月二十日には、小学校入学説明のために関係職員が自宅訪問していますけれども、やはり結愛ちゃんには会わせてもらえませんでした。

二〇一八年の一月に東京に引越してくる前に、これも報じられていることですが、二〇一六年の十二月と二〇一七年の三月、二度にわたつて香川県の児童相談所が結愛ちゃんを一時保護している。そうした経緯だとか情報というのは

全て香川の児相から東京の児童に伝えられている。つまり、東京の児相もそのことはわかつているわけです。わかつていた上で、二度の面会拒否に遭つたということで、私は、その時点でやはりこれを危険な兆候と判断すべきだったんじゃないかと。

その時点で例えば警察に連絡すれば、警察が家庭訪問すれば、これは子供の安全を確認することができるところです。その時点で、例えば傷があるとかあざがあるとか、あるいは今回も、亡くなつたときに平均的な幼稚園児よりもかなり瘦せていてがりがりの状態だった、がりがりの状態だということが確認できれば、その場で警察官が緊急保護することだってできるんです。

そういう意味では、児相が警察に連絡しなかつたということに私は問題があるんだというふうに思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 個々の話については、いろいろな個人の事情もあるので、つまびらかにどこまで申し上げられるのか。ただ、私も報道ベースでもいろいろと承知をさせていただいて、大体、報道等によれば、今大西委員のおっしゃるような経緯だつたのではないかなというふうに思ひます。

いずれにしても、本件については、香川そして東京都にまたがる話でありますから、それぞれに於いて、私どもとしては、情報の収集を行い、そして、その二都県に対して更に必要な情報の収集、分析等も依頼をしているところでございますので、その検証結果をもつてやはり判断していかなければならぬというふうに考えているところでございます。

また、児童虐待による死亡事例については、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においても検証し、その結果を再発防止に資するという形にしておりますから、本件についても、そういう場においても、検証結果等も踏まえながら、その場でしっかりと取り上げ、議論し、そして必要な対策を講じていきたいと思ひます。

○大西(健)委員 こういう悲劇が起こるたびに検

証しますと言われども、残念ながら同じ悲劇を繰り返しているわけです。

このことについて言えば、私はやはり警察に連絡すべきだと思ひ、そこができていない、その仕組みができていないところに問題があると思ひ、私の地元の愛知県がそうでなければ、あるいは高知県、茨城県では、児童相談所と警察は全件情報共有というのをやっているんですね、ちゃんと協定を結んで。連携して活動している。そのような県であれば、必ず警察が行って警察が子供を確認する、危ないと思つたらすぐ保護するということができるはずなんです。それが東京都ではできていなくて、同じようなことを残念ながら繰り返してしまっている。

でも、これは、やりなさい、やりなさいと言っても都道府県に任せていてやらないんだつたら、私は、これは法律上、児相と警察の全件情報共有をこの際義務づけるべきだと思いますけれども、この点については大臣いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今お話があつた愛知県等々においては、自治体においては、児童相談所が対応した児童虐待の全てのケースについて、児童相談所と警察が共有し、取組をしているということでありますが、一方で、児童相談所が対応する虐待相談の中には、保護者や家庭と時間をかけて信頼関係を醸成しつつ、継続指導を行うことによって改善を図るべきケースも相当あるということで、先ほどちょっと新聞を幾つか見ておる中には、やはりそういったことに対する懸念を示すような声も載つていたような記憶がしております。このため、法令によつて機械的、一律に警察と全件共有をし得るという状況にはないのではないかとこのように思ひます。

警察に相談内容が知られてしまうことに抵抗のある保護者、関係機関等が通告、相談を控えてしまふ、逆に対応のおくれにつながるおそれがある、また、警察にどのような役割が期待されるのか、ケースによつて異なるということもありま

したがって、我々として、頭から否定するわけではありませぬけれども、愛知等においてもまだ始まつたばかりだということふうにもお聞きをしておりますから、そうした実態において、その取組実績がどういうことになっているのか、そういったことも承知をさせていただきながら、今後の取組について検討させていただきたいというふうに思ひます。

○大西健一委員 愛知で問題の方が大きいなら私あれですけども、問題よりもメリットの方が大きいんですから、これはぜひやっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○高島委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 国民民主党の柚木道義でございます。

機会をいただきました、ありがとうございます。

大西さんが今児童虐待の件をちょうど触れられましたので、私も、その他の、医師あるいは看護師の働き方改革等も通告をさせていただいてありますが、前半部分は児童虐待の事件を受けて質問をさせていただきたく、医政局を始め部局の方、ちよつとお待たせして、十分にできなかったら申しわけありません。

全件調査の話が今ちよつと大西委員の方からもありました。資料ページ目以降、これは各紙、記事も皆さんつけておられますが、私も、下の子がちよつとこし五歳でございます。昨日、私も個人的に、目黒区のこの結愛ちゃんのアパートに献花に行つてまいりました。二階の一室で、そのペランダで冬、外にしつと称されて出されて、亡くなつた遺体には重度の凍傷の跡が残つていて

大変に痛ましい事案であると同時に、やはり、これはきょうの、与野党本当を超えて、質疑者もそうだし、答弁をいただいている大臣始め、もちろん当該の自治体、東京都あるいは香川県、それぞれ児相あるいは警察署、関係機関、もちろ

んその中で死亡事例検証も踏まえた対応になると思ひますが、この結愛ちゃんの「パパママおねがいゆるして」もうおねがいゆるしてゆるしてください。おねがいします」もうぜつたいぜつたいやらならないからね、ぜつたいぜつたいやくそくします」というこのノートに書かれた言葉というのは、御両親に対してだけではなくて、我々社会全体に向けての悲痛な叫び声だと受けとめる必要があると思ひます。

そう受けとめるときに、きょうの、あるいは昨日の参議院における大臣の質疑、あるいは報道も承知しております。あるいは副大臣の誠実な御答弁もお聞きしております。与党議員も含めた誠実な質疑、全て拝聴しました。しかし、やはり、なお一歩、二歩踏み込んだ対策なくしては同種の事案を防ぎ得ないのではないかと、そのような危機感を、私もこの十三年でも二百回以上質疑に立たせていただきましたが、調べてみたら、この児童虐待の事案での質疑がきょうで十回目です。

もう十年以上、このような事案、何か悲劇が起るたびに、もちろん二十八年、二十九年の法律改正含めて、さまざまな事案が少しづつではあつても進んできているわけですが、他方で、全件情報共有という面においては、これは平成二十八年、二十九年、参議院、衆議院のそれぞれの附帯決議に明確に記されているにもかかわらず、先ほどの高知、茨城、愛知の三県にとどまつている。

そのような中で、ぜひ加藤大臣、先ほど、法的な義務づけについては児相への相談がしづらくなることの懸念も触れられました。それはそうでしょう。しかしながら、愛知県の先ほど事例も紹介されましたが、逆に、茨城においても、県警によれば、警察への情報提供は一昨年で三十六件だったと、こしは一から四月だけで三百十九件と大幅増、そのうち一割は緊急性があるとして速やかに連絡があり、県警幹部は、認知がスムーズになり立件に結びついた例もあり、児相の職員からも基準が明文化されて情報提供しやすくなつたと評価する声が上がつています。

逆、これは厚生労働省の通知、もちろん、それ以上に取り組んでいる自治体もあるわけですが、この基準が漠然として曖昧なために児相として判断に迷う、こういう実態もあるわけでございます。

ぜひお願いを申し上げたいのは、今後、るるきょうも御答弁あつたように、東京都と香川、当該の児相、警察を含めた自治体間の死亡事例検証が進んでいくものと承知をいたしますが、ぜひこれは政府、厚生労働省として、あるいは関係省庁連絡会議が年に四、五回開かれて、その実務者レベル、あるいは私は私は大臣級の連絡会議を早急に開くべきだと思ひますけれども、ぜひ関係省庁連絡会議においても、全件情報把握のメリット、デメリットも含めて、具体的に、そしてまた期限を切つて検討、検証を進めると、ぜひ大臣の、昨日の答弁も含めて私も誠実な答弁だと思ひます。

しかし、本気で結愛ちゃんのような悲劇を繰り返さないということを取り組まれるのであれば、警察庁のOBで、今まさに最前線で児童虐待防止の活動に取り組まれている警察庁のOBの方、昨日の東京の都議会での陳情もその方がされています、全件把握。ぜひ、そういう有識者の意見も踏まえつつ、関係省庁連絡会議の中でも全件情報把握について具体的な検討を進めていただきたい。

大臣、ぜひ御答弁をお願いします。

○加藤国務大臣 二つあると思うんですね。本件についてどう考えていくのかという話と、それとは別途、今の児相と警察との連携をどうするか、やはり二つ分けて考えた方がいいのではないかと。やはり本件については、本当にどこに課題があつたのかというのはそれぞれしつかり事案を出していただいて分析をする、そういういわば白地で物を見ていく、やはりそこがまず必要なんだろうというふうに思ひます。

ですから、本件に関しては、先ほど申し上げたように、我々も一生懸命情報収集をし、香川そして東京においてもそれぞれ更に分析をしていただ

く、そういったことを積み重ねる中で、本当にどこにどのような課題があったのか、どこをどうすればよかったのか。

しかも、先ほど、たしか尾辻委員だったと思いますが、後から見たら言えることはあるけれども、その場においてどう判断するかというのは非常に大事な事なんだと思いますので、そういった観点からも含めて、これは本当に真摯に私は分析をし、そしてやっていくべき、そういう姿勢でやっていきたいというふうに思います。

その上で、今委員から、あるいは先ほど大西委員からも御提案がありました警察との全件情報共有、これは既に愛知等先行されているところもあります。そういった実態もよく勉強させていただきながら、ただ、それぞれがそれぞれの警察との関係等々もありますので、それぞれの地域において。ですから、そこもよく見ながら進めていく必要があるんじゃないかと。

そういった意味で、先ほど申し上げたように、愛知等々で具体的にどういう効果があつたのか、まずそういうところから私たちはスタートしたいと思います。

○柚木委員 もちろん、地域それぞれの経緯や歴史もあるでしょう。しかし、より重要なのは、この三県における、やはり私はトップの決断だと思っています。これは、実際に要望した警察庁のOBの方も、そういうふうな全国の自治体において、回って、東京都も含めて、最後はこれは政治だと。行政、官僚の皆さんにこれを任せるというのはなかなか大変な判断だと。ですから、愛知、茨城、高知のまさにトップの判断によって、これが実際に全件情報共有に至っている。

加藤大臣、警察庁、法務省、関係省庁とも連携をして、まさに関係省庁連絡会議の中で実務家同士のやりとりも当然やっていただいたいと思います。しかし、ぜひお願いしたいのは、これから来年度の概算要求、そういう時期に入ってきてまいります。その概算要求に必要な手だて、予算が、必要なのであれば、そのタイミングに間に合う時期に

関係省庁連絡会議を開いていただいて、できればぜひ大臣会合を持っていただいて、そしてトップでこの決定、判断を、全国の自治体の状況も踏まえつつ、議論を進める、課題として取り上げる、そういう一言答弁いただけませんか。お願いします。

○加藤国務大臣 どういうやり方がいいのか、警察と児相との関係としてどういうもの方がいいのか。先ほど申し上げたそれぞれの地域によっても違いますから、一律にこうだと言うのがいいのかわか。ただ、いずれにしても、今やっていただいている愛知県等々における事案、そしてそれがどういう成果が出てきているのか、そういったところをまず把握をしなければ、本件を更に進めるか進めないのかという判断にも結びつかない。

したがって、先ほど申し上げたように、それぞれ三県、導入してまだ余りたっていないところもあるというふうにお聞きをしておりますけれども、それぞれについて、どういう効果があつて、また実際どういう運用がなされているのか、そしてどういうことになっているのか、そういったところをまず我々としては承知をすべく、当該三県からお話を聞かせていただくところから始めたいというふうに思います。

○柚木委員 少なくとも、三県からちゃんと話を聞いていただくというのは非常に大事なステップです。それが関係省庁連絡会議という実務家の協議の中に当然私は落とされていくものというふうに、普通に考えたら理解をします。ですから、その第一歩を踏み出すという決意を込めた御答弁だと認識して、今うなずいていただきました、それは大変重要な一歩だと思っています。

逆に、委員長、ぜひお願いを申し上げます。この委員会において再三再四にわたって、私は思いは与野党共通していると思います。ぜひ、集中審議はもとより、例えば、先ほどの愛知、高知、茨城、三県を呼んでいただいて、あるいはその課題の多い自治体にも来ていただいたいと思います。全情報共有についても参考人として意見を伺う。そういうまさに集中審議の場を、ぜひ

ひこれは、与野党を超えて思いは共有していると思います。委員長のぜひお取り計らいで理事会の中での協議をお願いしたいと思っています。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○柚木委員 この事案はまさに本件と全体というそれぞれのフェーズを踏まえてという大臣答弁がありました。この事案について、やはり大臣、もちろん死亡事例検証会議に一義的に委ねられるわけですが、しかし、我々、逆に、立法府においても、あるいは所管の省庁が、これがある意味では主體的に同時進行で共有して、対策を、まさに来年度の概算要求にも必要な手当てをするぐらいの、私は取組が求められていると思います。

何度かこの事案は、もちろん死亡検証事例の中でも議論になり、今後もその議論がまとまっていくと思いますが、例えば、傷害で二度の書類送検が香川においてなされていた、しかし不起訴になっている。あるいは、一時保護も二度にわたって行われ、しかしそれも解除されている、児相によつて。あるいは、児相には連絡が行かずに、警察が通報があつて、外に出されていた、しかもクリスマスの日です、そういう中でその情報が共有をされていないとか。

そして、転居というの大きなキーワードです。環境が変われば、これは虐待にとどまらず、認知症の症状なんかでもそうです。環境が変われば一気に進むとか。あるいは、これは児童虐待も高齢者虐待も共通している部分があります。環境の変化、これは別に転居によりません。就園就学前後、環境が変われば、親も子供も、その関係性も含めてさまざまなマイナスヘネガティブに急変をしてしまう。そういう事案も過去に幾らでもあります。

ですから、転居以降の品川児相あるいは警察との連携。二度にわたって結愛ちゃんの家に行き会えなかった、あるいは、小学校の説明会に来ていと思うと児相の方が行ったけれども会えなかった。そこでもし臨検を行っていれば防ぎ得た可能性があります。

性もあると指摘があります。幾つものフェーズにおいて防ぎ得たタイミングがあつたと。恐らく、そういう議論、検証も今行われていると思うんです。したがって、ぜひ、私は、死亡事例検証、当該自治体に当然その検証は委ねられつつも、やはり政府として、関係省庁として、同時進行で一定の情報共有。きのうも、連携をしてお互いしたいという答弁、きょうもされています。自治体と。

ですから、私は、必要な手だてが、例えば来年度の予算も含めて講じる必要があれば講じられるようなタイミングで、この死亡検証事例も年度末と言わずに一定の経過報告を共有していただきたが、まさに概算要求に手だてが必要なのであれば関係省庁連絡会議もそれまでに開いて、そして私は、できれば政治判断が必要な部分については大臣の関係省庁会合も開いていただいて、この年度末を待たずして、一定の経過報告、中間報告でも結構です。共有をしながらぜひ関係省庁連絡会議において落とすんでいく、こういう対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 委員がおっしゃったように、年度末、別に、年度末を待つつもりは全くありません。

したがって、今、それぞれ東京、香川等で進んでおられるそういう情報を手ししながら、もちろん、我々も我々として、それをまたベースにしていろいろ検証し、あるいは関係省庁とも連携をしていく。当然のことだと思っています。

ただ、先ほどから申し上げているように、いずれにしても、本件については、やはり我々としては先入観を持つことなく、白地の中で本当に何が問題だったのか、どうすればよかったのか、それをもう一回しっかり検証していく。そして、そのプロセスにおいて、必要に応じて、関係会議等々もごこいます。あるいは幹事会という役所レベル、役人レベルの会合もごこいます。そういったものも活用していきたいというふうには思います。

○榎木委員 ぜび、あらゆるそういう協議の場を通じて、今大臣おっしゃっていただいた前例として、年度末を待つのではなく、来年度に必要な対策が間に合う、そういうことも含めて今重要な御答弁をいただいたと思います。

我々としても、ぜび、これは政府が本気でやるのであれば与野党を超えて全力で応援しますよ。予算についても、この委員会でも、例えば幼児教育無償化八千億円の議論がある。その一部でもこのままだと全件共有も含めた対策に、自治体の支援に回していただければ。三県のそれぞれの予算、調べてみましたけれども、数億とか十億単位とか。もちろん、全部の運営費等を入れればもっと額は膨らみますけれども、それでも十億から二十億単位でその三県について行われております。

ぜび、全都道府県においてそういった取組を進めていただけるようなお願いをしたいと思うんですが、その中で、資料六をごらんください。これは、けさの報道でもなされておりますが、六十九の全国の児相。

私も、地元倉敷に、これは十回の過去の質疑の中で、四歳の子供が七味唐辛子を詰め込まれて窒息死をした、その事案を質問させていただく際に当該児相に話を聞きに行きました。その後も何度も伺っています。

しかしながら、驚くべきことに、六十九の児相設置の自治体のうち約半数の三十一の自治体で、まさに全件情報共有以前の問題で、情報共有は通知としてするようにと出ているのに、その基準すらないんです。基準すらないのに、例えば東京都においても、これは協定を結んでしっかり対応しよう。しかし、先ほど申し上げたような、家庭訪問を受けてくれない、あるいは一時保護解除が二度もある、送検が二回もあった、そのような状況の中で、では、情報共有するのかもしれないのか、基準なくして、臨検も、あるいは対策もとれない、こういうことでもございますので、関係省庁連絡会議を含めてさまざまな先ほどの協議の場を通じて、ぜび、児相と警察との情報共有の基準を

作成をする、そのための議論、検討を行っていたきたいと思うんです、大臣。ぜびよろしくお願いします。

○加藤国務大臣 今の御指摘、確かに協定がない。しかし、協定があるのが東京と香川だったわけでありますよね。ですから、やはり、そこも含めて、この点についても議論をしていきたいと思っています。

ただ、ここが、先ほど申し上げたように、本件の事案としての議論と、これはこれとやはり別建てでやって、私は、そこにフォーカスが出てくれば、それは当然一緒になつてくることもあると思いますが、今の段階で一緒にするというのはちよつと、ややあれなのかなという、何といいますが、先入観といいますが、もう少しこの事案についてとはもつと幅広くやはり私は見ていかなきゃいけないと思いますし、他方で、今榎木議員それから先ほど大西委員からもお話があった児相と警察との関係、これについて、うまくいっているところ、それから、協定がないところで実際どうなっているのか、こういったことは我々しっかりと調べていく、そして必要な対応をとっていく必要があると思います。

○榎木委員 ぜび、大臣、おっしゃる趣旨はわかるんです。だけれども、結愛ちゃんこの心の底からの叫びを生かしていただきたいんです。

別に必要な必要はむしろなくて、参考にして、そして、私は、きのう、花を手向けたときに二つのことを祈りました、誓いました。一つは、本当に御冥福をお祈りするしかなかった。だけれども、もう一つは、ここにおける多分全ての皆さんが、防げなかったことへの自責の念です。附帯決議で、きょうも資料をつけています、明確に書いてあるんですよ、全件調査のことも、その体制整備のことも、参議院も衆議院も。ぜび生かしていただきたいんです。

過去に私も何度もこういう不幸な事案を質疑でも取り上げてまいりました。その中で、ぜび、今回の事案も生かして、そして基準の作成、全件共

有の、そしてそのための立法府における審議の場もつくっていただく、そういう対応を強く求め、また、そういう対応を、今のこの間の御答弁の中では、していただけるものと思っておりますので、もう本当に残された時間ですが、働き方改革に入りたいと思います。

資料の虐待以降のページをごらんください。女性医師活躍も含めて、働き方改革、その緊急的な取組としては、一般の方と変わりがありません。一つは、十ページ目、院内保育の実施状況、もう一つは、実は、配偶者の理解、協力です。女医に対しては。

これを見ていただくと、院内保育、最新の調査でも四一・五％です、病院内。そして、看護師さんは九割以上自分の施設を利用しているんですが、お医者さん、歯科医師さん、五五パー、六〇パー、六七・四パー、これは恐らく女医以外の数字も入っているでしょうからこういう数字だと思われる中で、ぜびお願いしたいのは、その次のページにも、十一ページ目につけております、これは、いわゆる基金事業として対策が行われ、二十五年度以降で、二十八年度で三割ぐらい件数もふえています、実績が上がっています。

そこで、二点伺います。ぜびこれは、女医さんの支援も含めて二点。一点は、まさに地域医療介護総合確保基金での、院内保育所の整備を進めるための十分な予算要求を、これはぜび来年度概算要求についてもいただきたい。そして二点目、先ほど申し上げましたような、調査の仕方、施設の医師、歯科医師の中で、では、女性の方がどれだけ利用されているのかどうかということも調査項目の中に入れていただくことで実態をリアルに把握をし、今後の対策にも生かしていけるものと考えておりますので、この二点についてぜび御答弁をお願いいたします。

○加藤国務大臣 院内保育、まさに看護師の皆さんも含めて院内保育、特に院内保育の場合には、その病院の勤務体系に合わせて預けることができ、さまざまな利点もあるというふうに承知をして

おりますので。こういったものがどういうふうを活用されているのか、どういった不足感があるのか、また、今回、企業主導型も出てきておりますから、それを活用されているところもあるんだろうと思います。

そういった意味において、今の院内保育をしておられる方の実施状況とおっしゃっていたところと、それもそうなんです、むしろ足りないところがどこにあるのかというところをやはり我々は把握していかなきゃいけないだろうなというふうな思っておりますので、例えば、今やっておりますところで、院内保育の、待機児童という概念があるのかどうかわかりませんが、そういったものがどうなのか等々、幅広く見ていく必要が、検証していく必要があるというふうに思います。

○榎木委員 あと、できれば二問お聞きします。働き方改革の一環として非常に効果を上げている医療クラークについて、これは今回の改定でも五十点加算がされて、例えば医師の勤務時間が三十分とか四十分とか五十分とか短縮をして、本来業務に充てられているというデータも、十四ページ目、十五ページ目にもおつけをしております。

ぜびこれは、次回改定に向けても、さらなる評価、検証を行って、必要な医療クラークへの診療報酬についての加算を検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今お話ありました医師の長時間労働を是正していくという意味においても、タスクシフトをしていく必要がある。そういった意味での、他の職種に分担可能なものをできる限りタスクシフトしていく。そういうことで、平成三十九年度診療改定においても、医師が行う事務作業の補助者の配置、まさにこれが医療クラークに当たるわけでありますが、医師事務作業補助体制加算の評価引上げ等を行ったところであります。

今回の改定の影響を調査、検証して、その結果も含めて、医療従事者の勤務環境改善の推進について、診療報酬においても適切に対応していきたい

いと思っておりますし、また、委員御指摘のように、医師の働き方改革にも絡んでくる問題であります。検討会における緊急的な取組ということもなされたわけでありまして、そういったものにおいてタスクシフトがどう進んでいるか、その状況も調査をしていきたいと思っております。

○榎本委員 短く、最後、看護師さん。

一つはハラスメント対策です。

ILOの総会でも国際基準が初めて討議をされて、来年の総会で条約採択を目指す、こういうこともありますから、これから開かれる労政審の中で、このILOの流れも踏まえて、労政審の動きの加速をお願いしたいのが一点。

それから、夜勤の改善。

これも、最大の離職の理由でございますが、資料にもついておりますので、ぜひ、夜勤の、離職率低下を阻むというか防ぐための、これもまさに今回の改定に向けて評価、検証をぜひしっかりとお願いをし、女性活躍、一番多い職種である看護師さんたちの働き方改革もお願いしたいと思っておりますので、まとめて御答弁をお願いいたします。

○加藤国務大臣 まず、パワハラについては、有識者、労使関係者にも参加していただいた検討会において、対策のあり方や論点等に関する報告書を本年三月に取りまとめたところでありますので、この報告書を踏まえて、労働政策審議会において具体的な対策について議論を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、看護職の夜勤等の負担軽減、これは大変重要な課題であります。

診療報酬においては、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資するよう、看護職員や看護補助者を夜間に手厚く配置し、交代制勤務のシフトの適正な編成や医療機関内における業務量の平準化といった取組を行った場合に算定できる看護職員夜間配置加算、これを設けておりまして、平成三十年度の診療改定においても、この加算を引上げ、また地域包括ケア病棟でも同様の加算を新設をしたところでございます。

いずれにしても、この改定の影響を調査、検証し、その結果を踏まえながら、また関係者の御意見もしっかりお聞きをして、看護職員の方々の夜勤の負担の軽減、これに対して必要な対応を考えていきたいと思っております。

○榎本委員 ぜひ、次回以降、虐待対策、虐待死対策の集中審議、参考人の取組をお願いをして、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。今日は、二十分という時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきますが、本日、皆様のお手元には参考資料をお配りさせていただきました。

一枚目には、長時間労働対策、過労死対策に関する政府の調査結果の資料を掲載しております。

厚生労働省が平成二十八年度に実施した過労死等に関する事態把握のための労働・社会面の調査研究事業という調査の中に、労働時間を正確に把握することが残業時間の減少や年休取得日数の増加、メンタルヘルスの状態の良好化に資する、こういう調査結果があるんですね。

下の方に書いてございますグラフを見ていただいても、労働時間の把握の正確性が、一週間当たりの残業時間、あるいは年間の年休取得日数、メンタルヘルスの状況に対してポジティブな効果を示しているということが明快に示されております。

まず、第一問目に伺いたいんですけども、労働時間を正確に把握すること、これが残業時間の長さあるいは労働者のメンタルヘルスにどのような効果をもたらしているのか、政府の事実認識と政府の見解をお伺いをいたします。

○山越政府参考人 厚生労働省が平成二十八年度に委託事業で実施いたしました過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究にお

きまして、把握されている労働時間の正確性が残業時間の長さなどにどのように影響を及ぼすかについて分析した結果を見ますと、労働時間を正確に把握されていない場合に比べて労働時間を正確に把握されている方が、週の残業時間は短く、また、メンタルヘルスの状況が良好になるという傾向が見られたところでございます。

こうした分析結果から、労働時間を正確に把握することは、残業時間の抑制でございますとかメンタルヘルスの良好な確保に資するものと認識をしておりますので、労働時間の正確な把握を引き続き促していく必要があると考えております。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○浅野委員 ありがとうございます。

労働時間を正確に把握することが残業時間の抑制あるいはメンタルヘルス環境の改善につながる、政府も同じ見解を持っているということである、この資料のページを見ていただきますと、この厚生労働省が行った調査、実にさまざまな項目に対して残業時間との相関を調査しております。この調査は非常に、私個人的には、定量的でよい調査なのではないかというふうに考えているんですね。

ここで改めて、政府としては、これ以外にも、ひよっとしたら労働時間の短縮につながるさまざまな要因を分析されているというふうに推察しておりますが、残業時間の長さという観点で見たときに、労働時間を正確に把握すること以上に、残業時間、労働時間の抑制に対する効果がある、そんな策はあるのかどうか、政府の見解をお伺いいたします。

○山越政府参考人 この調査におきましては、把握されている労働時間の正確性ととも、残業手当の支払いの有無などが残業時間の長さにとどのような影響を及ぼすかについて分析した結果でございます。労働時間の把握の正確性が週の残業時間あるいはメンタルヘルスの状況に、良好になる傾向という影響を及ぼすものと認識をしております。

また、厚生労働省におきましては、施策といったしましては、労働時間の正確な把握を徹底するために、労働時間の適正な把握のためのガイドラインを定めておりまして、これは平成二十九年一月二十日に策定をしたところでございますけれども、その周知や指導を行っているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

労働時間の把握の正確性を改善するためにガイドラインの周知徹底を行っているということでありまして、やはり私も、時間外労働、長時間労働を抑制するためには、まずは、労働者一人一人が、自分がどれくらい働いたのか、これを正確に把握することが第一歩だと思っております。

そこで、改めてお伺いをしたいんですが、今回周知を徹底しているというガイドラインあるいは労働基準法の中において、使用者というのが労働者の実労働時間、これを把握、管理する責務を負っているのかどうか、ガイドラインあるいは労働基準法の中においてその責任が明確に示されているか、あるいは責任を示しているという政府の見解があるのか、ここについて答弁を求めます。

○山越政府参考人 労働基準法におきましては、労働時間、休日、深夜業などにつきまして規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握することなど、労働時間を適切に管理する責務を有しているものです。

この場合の労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいうものでございまして、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たりますのでございます。

労働基準法第八八条では、使用者は労働者の労働時間を記入した賃金台帳を調製することとされておりまして、使用者が賃金台帳に労働時間を記入していない場合、故意に虚偽の労働時間数を記入した場合には、罰則の対象になるものでございます。

また、労働時間を把握していないために、実際

の労働時間が法定労働時間又は三六協定上の上限時間を超えた場合には労働基準法第三十二条違反、時間外労働時間に応じた割増し賃金が支払われていない場合には労働基準法第三十七条違反となり、罰則の対象となるものでございます。

○浅野委員 使用者は労働者の労働時間を把握、管理する責務を負っているという部分、回答の中にあつたと思います。

であるならば、現在、参議院の方では働き方改革関連法案が引き続き審議をされておりますし、これまでも多くの時間を割いてこの委員会の中で議論をされておりましたが、今回の改正案の中では、時間外労働の上限を設けるということで、月四十五時間、あるいは臨時的な特別な場合でも、毎月百時間未満、複数月平均八十時間未満、こういうのを限度に設定するすとか、あるいは高プロに關しても、健康管理時間と言われるものを把握しなければならぬ、こういう責務を設けているわけでございます。

そういう中身になっているからには、使用者というのは労働者の実労働時間を正確に把握をする責任を有している、今の政府の答弁は至極真っ当なものであると思つてゐるんですけれども、問題は、実際の産業界、各職場において、実労働時間が本当に把握されているのかというところであります。

そこで、お伺いしますけれども、使用者が労働者の実労働時間を把握しているか否かについて実態調査を行った実績はあるんでしょうか。また、もしあるのであれば、その際の調査範囲や結果の概要について教えていただきたいと思ひます。

○山越政府参考人 実態調査ではございませんけれども、平成二十八年度に長時間労働が疑われる事業場に対して実施いたしました監督指導におきまして、労働時間の管理方法を確認いたしました結果、これは対象事業場が二万三千九百十五事業場でございすけれども、そのうちの二千五百四十七事業場で使用者がみずから現認する、六千五百九十九事業場でタイムカードを基礎とする、三

千六百七十一事業場でICカード、IDカードを基礎とするということになっておりました。

この監督指導に限りませんで、一般的に、労働基準監督機関が実施する監督指導におきましては、労働時間管理の状況を確認し、適正な管理が行われていない場合には、必要な指導を行つていくところでございます。

○浅野委員 実態調査ではありませんというのが冒頭についておりましたけれども、今御紹介いただいた調査も、対象は二万数千社ということで、今、日本全国に四百四十万事業場というのがあります。それに対する二万という比率は、どう考えても少ないというふうに言わざるを得ませんけれども。

今、国が、長時間労働を是正しよう、過労死を撲滅しよう、そういうふうな動いている中で、実際に職場の長時間労働は正に最も寄与するというのが調査でわかつてゐる労働時間把握の正確性をもっと高めていく必要があると思ふんですね。

そこで大臣にお伺いをしたいんですが、実態調査がこれまでされていなかったという現状を踏まえて、これから国内の事業場に対して実労働時間の把握状況を調査すべきというふうな考えるんですけれども、これに対する御見解をいただければでしょうか。

○加藤国務大臣 今こちら側から御説明いたしましたように、労働基準法では労働時間等の規定を設け、三六協定の締結の有無にかかわらず、使用者は、労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適正に管理する責務がある。そして、労働時間の正確な把握を徹底するためガイドラインを策定し、このガイドラインを周知して、それにのっとりやってほしいというところで指導をさせていただいてゐるわけでありまして、今委員御指摘のように、事業所数が非常に大きい数でありますから、それを全数ということ、これはなかなか難しいのではないかとこのように思ひます。したがつて、労働基準監督官が実施する監督指導において、労働時間管理の状況を確認し、適正

な管理が行われていない場合には必要な指導を行う、こういう姿勢で、それぞれの地域において管理が徹底されて、そして適正な管理がなされていくように対応させていただきたいというふうに思ひます。

○浅野委員 ガイドラインを周知徹底することなどですけれども、やはり、民間でもそうですけれども、PDCAをしつかり行政の取組についても回すべきだと思ふんですね。

今PDCAのうちの、Dをやつていこうということだと思ひます、ガイドラインの周知。それによつてどれだけ実労働時間を把握できている事業場がふえるのか、こうしたことをしつかり把握していかなければ、次の手が打てないと思ひます。

アイデアはいろいろあると思ひますけれども、やはり実態把握なくしてすぐれた施策は生まれてこないと思ひますので、ぜひそういう姿勢で、今後、実態把握、一気に四百万事業所全てをやつてほしいというわけではありせん。少なくとも、今二万数千社しかやつていない、しかもちゃんとした調査ではないという現状を踏まえて、ぜひ行政には実態をよりよく知ろうという姿勢を持つていただくことをお願いしたいと思ひます。

では、時間も少なくなつてきましたので、地方における医師不足対策についてお伺いをしたいと思ひます。

本日の資料の図の六、最終ページになりますけれども、今、地方では医師不足対策、あるいは地域医療体制の強化に向けて、さまざまなIT機器の導入が進んでおります。

ただ、医療関係の機器は非常に高額で、経営状況のいい医療機関でなければ導入が難しかったり、あるいは行政からの多額の補助金が必要な状況となつております。

しかし、地方における少子高齢化、医師不足問題、これは待つてはくれませんので、国として、医療機関のIT設備投資に対する財政支援事業の課題について、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○武田政府参考人 お答えいたします。医療機関のIT設備に関する投資でございますけれども、これは医療機関の資産となるために、一義的には医療機関の自己資金によつて整備するのが基本と考えているところでございますけれども、一定の政策目的、例えば遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器、通信機器等の整備につきましては、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保する観点から補助事業が実施されていくところでございます。

一方、経済産業省におきましては、中小企業向けのIT導入補助事業が実施をされておりますので、医療機関はこれを活用することも可能となっております。

こういった支援、補助金又は税制の支援もございますので、こういったことを活用しながら、IT設備を導入する医療機関が必要な支援を受けられるように、私どもとしても努めてまいりたいと思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。まさに今御紹介いただきましたけれども、今国会で、経済産業委員会では、生産性向上特別措置法ですとか産業競争力強化法の改正の中において、事業者のIT設備投資に対するさまざまな税制優遇もされたようでございます。

ただ、厚労省の職員の方々と経産省の職員の方々、こういった省をまたがるそれぞれの施策に対しては、若干情報共有がされてないところもあるというふうな認識をしております。厚労省が課題として取り組んでいるものに対して経済産業省の施策が適用できるとか、こういった横展開をぜひ積極的に行つていただきたいということを最後にお願ひ申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○橋本委員長代理 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。本日、最後の質疑になります。よろしくお願ひいたします。

冒頭、委員長にお願いをしようと思っていたんですけれども、橋本委員長代理と厚生労働委員会の皆さんと大臣、副大臣、政務官の皆さんに、一つお願いいたしますか、この質問の冒頭において黙禱をさせていただいては思っております。

もし皆さんが許可をいただけるなら、皆さんと一緒に、児童虐待でお亡くなりになった子供に対して、黙禱……(発言する者あり)理事会協議ということになりますか。それでは、それは無理だということですので、今回はできないということでは。

委員長はどうですか。

○橋本委員長代理 今の話、急にやるというのは、やはり協議が必要でございますので、理事会で協議させていただきたいと思っております。

○浦野委員 ありがとうございます。またよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に行きたいと思っております。

私も、きょうは児童虐待についてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、私もずっと、地方議会にいらしたときから、児童虐待についていろいろと質問させていただいてまいりました。

今回の件も、いろいろ報道等で見えておりますと、やはり、最後の最後に兄相の職員が子供と会えていないとか、目黒区の結愛ちゃんのことをきょうはよく取り上げられていますけれども、実は、岩手の北上市でも、一歳九カ月の男の子が、十分な食事を与えられずに、餓死といいますが、栄養失調で亡くなっているんですね。これも、父親が保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕されました。これは六月六日の記事ですね。

今回、結愛ちゃんの日黒区のことを非常に大きく取り上げられておりますけれども、実際、こういった形で亡くなる子供さんが全国に本当にたくさんいます。

厚生労働省でも、虐待事案、死亡事案などについては情報収集をしつかりしていくということと、そういう仕組みをつくって情報共有に努めております。

その中で、聞いていきたいと思っておりますけれども、引越など転入元から情報提供を受けながら虐待死を防げなかった事案というものはこれまでどれくらいあるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

お尋ねいただきました、児童相談所が転入元から虐待に関する情報提供を受けながら、残念ながら虐待死を防げなかったという観点での統計そのものは持ち合わせてございません。

ただ、今御指摘いただきましたように、厚生労働省、子供虐待による死亡事例などを検証する児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会というものを設けておりますので、そこにおける報告によりまして、平成二十七年に把握いたしました心中以外の虐待死、これが四十八件ございました。

この四十八件の心中以外の虐待死のうち、お子さんが出生してから転居があったという形での家庭が十五件、三十一、転居がなかったという御家庭が二十七件、五十六、転居の事実が不明であるというのが六件、一三、ということを知承をしております。

○浦野委員 それでは次に、今回の結愛ちゃんの記事と一緒ですけれども、直前まで行政が接触を試みながら、結局、子供に接触できずに亡くなっている事案というのはどれくらいありますか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

同じく、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の報告によりまして、平成二十七年に把握した心中以外の虐待死のうち、行政の関与の有無につきましては、児童相談所が関与していたという割合が三三・三、市町村の虐待対応担当部署が関与していたという割合が三九・六、となっております。

○浦野委員 ありがとうございます。

三つ目ですけれども、今回のように、子供と直接接接触できていれば、もしかしたら防げたんじゃないかという虐待死はたくさんあります。

なぜ、この児童相談所の皆さんがそこまで踏み込めないと判断をしているのかという、その判断基準をこれまで聞き取ったことはあるでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

同じく、専門委員会の、これは少し期間をとりまして、第十一次報告から第十三次の報告をあらわして見ますと、心中以外の虐待死の事例におきまして児童相談所や市町村に通告があった、これは三十四例ございます。

そのうち、一回目の通告で目視による安全確認を行わなかったというのが三十四例中七例ございまして、その理由について、この報告書において把握をされている限りにおきましては、きょうだいへの通告だったもので、本見、当該お子さんに関しては目視確認できなかったという事例、あるいは、目視、現認を関係機関に依頼をしたという形で、当該児童相談所においては目視による安全確認を行わなかった事例などが挙げられているというふうに承知をしております。

○浦野委員 それぞれのケースで、児童相談所、相談員の皆さんが、日々多忙な中で、一つのケースについてどういう対応をいくか、どういう判断をしていくか、本当に日々の業務に追われて非常に大変だと思っております。

私は、児童相談所の皆さんは、児童相談員の皆さんは、日ごろから非常にしっかりと対応してくれていると思っております。

救えた命というのが、それはもう世間からすれば救えたのは当たり前だと言うかもしれませんが、そうやって児童相談所の方々が日々頑張ってお救った子供の命は、恐らく、それこそ非常に多い数になると思うんですね。ただ、そこは評価の対象にはならない。

ですけれども、今回のようにこういった事例が出てしまつと、また児童相談所は何をやっているんだ、行政は何をしていたんだという、もちろんそれは当然受けてしかるべき批判はありますけれども、そうやっていってしまうんですね。

私は、相談所の相談員の皆さんが、そうやって自分たちの判断に、児童相談所というのは非常に大きな、それこそ虐待児童に関する権限であれば警察よりも権限を持っているのが児童相談所ですから、非常に大きな責任感を持ってやっていると承知しております。

私、この児童虐待の議論の中で、これは柚木さんも指摘をされておりましたし、大西先生も指摘をされて、今までも同じような指摘は何回もあつたと思っておりますけれども、やはり、今までずっと家族の形というのを非常に日本は大事にしてきた、そういういきさつがあつて、親と子をなかなか離さない、離さない方が子供のためになるんだというのが非常に濃く出ているのが日本だと思うんですね。

私は、もうここまで来てしまった、これだけいろいろな虐待死の事案が起きて、それでも、児童相談所が頑張ってもなかなかならない。であるならば、これは私は、これも今まで言ったことでもありますけれども、やはり虐待に限定して民事介入をするということを政治が決断をしないというだめなんじゃないかな。そうじゃないと子供を命を守れなくなっているんじゃないかというふうに私は思っています。

もちろん、児童相談所と警察との連携というのは非常に重要で、大阪でも過去に、堺市の男の子だったと思えますけれども、転入してきて長期不在であるにもかかわらず、警察が全くそれを把握していかなくて、結局その子は亡くなつていたわけですけれども、これを受けて、大阪府警では、児童虐待対策室というのを、その当時全国初で大阪府警の中につくりました。

警察は、児童相談所から依頼さえあれば助けます。児童相談員は、これも何度か言ったことがありますが、制服を着ているわけでも何でもないですから、例えば、子供を引き離すために家に向かう、そしたらお父さん、お母さんに猛抵抗を受ける、中にはどつかれたたりすることもあるそうです。非常に困難な中で児童の保護をしてい

く。それが、制服警官がいればすんなりそのことが済んだりとか、そういったことができるんですね。

警察にお願いをするかしないかも含めて、児童相談所が判断をせなあかんのですね。その判断が結果的に間違つていて、その結果子供が亡くなつてしまふというのであれば、はなから判断する必要がなくて、ある程度の条件がそろえば自動的に警察が民事介入をする、強制的に保護をして親権を制限する、そういったことも考えられると思うんです。今までも答弁をされていますので、これに対する十分な答弁は多分いただけないとは思いますが、それでも。

私、更に言うならば、保護した後、では子供をどうするか。先ほど木村委員が施設の充実をとつた話をしました。私は、養育里親、里親制度というものがあつて、それを活用した方がいいと思うんですね。今、里親制度もどんだんどん、里親になつていただいている方、どこでもふえています。そういった里親の皆さんを活用して、子供をしっかりと見ていくということも、少し視野を広げていただけてやっていたらと思つております。

答弁は先ほどから同じような答弁になつていますけれども、もし大臣、答弁していただければ、先ほどの強制介入の件と子供を保護した後の里親制度の活用、そういった部分に關しても少しお考えを聞かせていただけたらと思います。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤国務大臣 まず、先ほどから申し上げておられるけれども、この子供さんのケースに關してはどういうことが原因だったのかを含めて、虚心坦懐、白紙でしっかり当たっていききたいというふうに思います。

その上で、今委員がお話があつた、警察で。これはたしか平成十九年の児童虐待防止法改正時、あのころは青少年特別委員会がたしかあつたように記憶をしているんですけども、そこで議論をしていた記憶があるんです。

このときもかなりかんかんがくがく、いろんな議論がありました。結果において今の姿になつたわけでありまして。見直しというのは常にあるんだろうと思ひますけれども。

そういった意味で、この仕組みをどううまく活用していくのか、そういった意味では、先ほどから警察と児相との連携というお話もありました。そういった意味で、さまざまな工夫がそれぞれの地域で行われているわけでありまして、そういった実態も我々もしっかり勉強させていただきなうら、よりよい仕組み、一人でも多くの子供を救えていく、こういう仕組みにしていくべく、しっかりと努力をさせていただきたいと思ひます。

それから、今、養育里親のお話がありました。これも、どこで判断していくのかはなかなか難しい問題もあるんだろうと思ひますけれども、いろんな選択肢が用意されているということは、これは非常に大事なことになると思ひますので、そういった意味において、何かそういった児童虐待への対応として、まさに養育里親、受け手がいて、そこで、そういった形でまさに家庭的な養育がなされていく、そういったことも私は非常に大事だと。

要するに、幅広く、いろんな子供の状況に応じて、よく見ながら、やはり家族に帰した場合がい場合もあるかもしれない。やはり、どう見ても難しい場合もあるかもしれない。これも判断が非常に難しいんですけれども、その判断をどうしていくかということについては、さまざまな研修等をしていく、あるいは、さまざまな仕組みを講じていく。と同時に、先ほど申し上げたように、その場合の選択肢としてもいろんな選択肢が用意されていくということが非常に大事だと思ひます。

○浦野委員 その判断基準が児相によつて多分まちまちであるし、ケース・バイ・ケースで非常に難しい判断が多いというのは確かだと思ひます。だからこそ、判断に迷つて、後手になつて、結

局子供が亡くなつてしまふというのであれば本末転倒だというのがありますので、ぜひ、これは本當にしっかりと議論をして、考えていただけたらと思ひます。

私はアメリカの事例なんかもよく言ひますけれども、アメリカははっきりと、まずは警察が介入して、有無を言わず離したりしますね。その後いろいろなケーススワーカーが入つて、話をまとめていく。親も、そういうことになるのかな自分たちの養育権、親権が戻つてこない、とられたら戻つてこないというのをわかつていて、一生懸命また子供を取り返すためにいろんなプログラムに参加したりとか、また、人生を考え直したり、そういったことをしていくわけですね。

私は、全部、別にアメリカのまねをせえとは思ひませんけれども、ある意味、やはり合理的なやり方だと私は思ひます。日本はそこまでなかなか行けていない。あとどれぐらいの子供が犠牲になつたときにそういう制度になるのか。

私は本當に、それだけが、非常に悔しいといひますか、こういうことが起こるたびに、もつと早く子供たちを親元から離してあげていればこの子たちの命は助かつたんだという事案が余りにも多いものですから、そこはしっかりと、家族のあり方というのはわかります、わかりますけれども、虐待を受けている子供は専門の方が見たらすぐわかるんですよ。

北上市の男の子もそうだったんですけれども、無認可の保育園に通つていて、無認可の園長先生はちゃんとやっているんですね。毎日同じ服で来たとか、尿や便で服が汚れたままで、保育園に来たら異常なぐらい給食を食べる。毎日ちゃんときれいに洗つて、服をきれいに洗つてあげて、着せてあげて帰すのに、次の日、また同じように尿と便で汚れて、汚い形でまた来る。これはもう完全にネグレクトですよ。それで市役所は緊急性があると思ひなかつたと言ひますよ。

だから、その判断は一体誰がして、誰が責任を持つのかというのは、本當に僕はここは、難しい

と言われるけれども、まあ、はっきりとわかるケースもありますけれども、難しいのであるならば、そういった方々が判断する前に、まずは切り離して、子供の命を守るためにしっかりと対応するということを優先していただきたいと思ひます。

この件については、ふだん余り柚木さんの言うことを、ううんとうなるときはありますけれども、これに關してはもう本當に柚木さんのおっしゃるとおりだと私も思ひますので。何か僕、山井さんと柚木さんと仲よくなつてしまつて仕方がないんですけれども。

ぜひ、これは本當に与野党を超えて、しっかりと議論をしていただきたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○高島委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、健康増進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

健康増進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国では、平成十五年以来、健康増進法により、多数の者が利用する施設を管理する者に受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられ、これまで一定の成果を上げてきました。しかし、依然として多くの国民がこうした施設において受動喫煙を経験している状況にあり、二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要です。

このため、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定めることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととします。

第二に、多数の者が利用する施設等を第一種施設、第二種施設、喫煙目的施設及び旅客運送事業自動車等に区分して喫煙可能な場所を定め、何人も、その場所以外の場所で喫煙をしてはならないこととします。

また、これらの施設等の一部の場所において、厚生労働省令で定める基準に適合した室等を専ら喫煙をすることができるところとして定めることができることとし、当該場所を定めるときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこととします。

第三に、多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所に喫煙器具及び設備を設置してはならないこととし、喫煙可能な場所に二十歳未満の者を立ち入らせてはならないこととします。

第四に、現に存する飲食営業が行われている施設のうち、一定の要件を満たす施設については、受動喫煙の防止に関する国民の意識や当該施設における受動喫煙を防止するための取組の状況等を勘案して別に法律で定める日までの間、当該施設の管理権原者は、当該施設の屋内の全部又は一部の場所を喫煙をすることができるところとして定めることができることとし、当該場所を定めるときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこととします。

第五に、第二種施設等の管理権原者は、加熱式

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十七号

たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該施設等の屋内の一部の場所のうち、厚生労働省令で定める基準に適合した室を加熱式たばこのみの喫煙をすることができるところとして定めることができることとし、当該場所を定めるときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこととします。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十二年四月一日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○高鳥委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

健康増進法の一部を改正する法律案

健康増進法の一部を改正する法律

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

「第五章 特定給食施設等

目次中 第一節 特定給食施設における栄養管理(第二十条―第二十四条)を「第五章 特定給食施設(第二十条―第二十四条)」を「第六章 受

定給食施設(第二十条―第二十四条)に、動喫煙防止(第二十五条―第二十五条の六)」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第五章の章名を次のように改める。
第五章 特定給食施設
第五章第一節の節名を削る。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、

平成三十年六月八日

第六章を第七章とする。

第二十五条に見出しとして「(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)」を付し、同条中「受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)」を「望まない受動喫煙」に改め、第五章第二節中同条を第二十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(受動喫煙に関する調査研究)

第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第五章第二節の節名を削る。

第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章 受動喫煙防止

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、

喫煙をすることができるところを定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙・蒸気を含む。次号において同じ。)を生じさせることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 受動喫煙防止(第二十五条―第二十五条の六)」を「第六章 受動喫煙防止(第二十五条―第二十五条の六)」を「第二章 受動喫煙を防

止するための措置(第二十五条の五―第二十五条の十三)」に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。

第二十五条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第二十五条の二中「次条第二項及び第二十五条の五」を「以下この章に、」を管理する者を「の管理権原者(施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)」に改める。

第二十五条の三第一項中「何人も、」の下に「特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。

第二十五条の四に次の三号を加える。

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができるところである旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

第六章中第二十五条の六を第二十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条の五を削り、第二十五条の四の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 受動喫煙を防止するための措

置

（特定施設における喫煙の禁止等）
第二十五条の五 何人も、正当な理由がなく、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設の管理権原者等の責務）

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言）

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

（特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等）

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができている状態が設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）
第二十五条の十 多数の者が利用する施設（特定施設を除く。）の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（適用除外）

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定（第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十六条の十第一項中「第四十条」を「第四十二条第二号」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

本則に次の二条を加える。

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第三条 健康増進法の一部を次のように改正す

る。

目次中「第二十五条の四」を「第二十八条に、
「第二十五条の五―第二十五条の十三」を「第二十九
九条―第四十二条」に、「第二十六条―第三十三
条」を「第四十三条―第六十七条」に、「第三十
四条・第三十五条」を「第六十八条・第六十九
条」に、「第三十六条―第四十二条」を「第七十
七―第七十八条」に改める。

第四十二条第二号中「第二十六条の十第一項」
を「第五十二條第一項」に改め、同号を同条第三
号とし、同条第一号中「第二十五条の九第一項」
を「第三十八條第一項」に改め、同号を同条第二
号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備
え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽
の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
第四十二条を第七十八条とする。

第四十一条中「第二十五条の五第二項の規定
に基づく命令に違反した」を「次の各号のいづれ
かに該当する」に改め、同条に次の各号を加え
る。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に
違反した者

二 第三十三條第七項又は第三十五条第十項
の規定に違反した者

第四十一条を第七十七条とする。
第四十条中「第二十五条の八第三項の規定に
基づく命令に違反した」を「次の各号のいづれ
かに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又
は第三十六条第四項の規定に基づく命令に
違反した者

二 第三十三條第三項、第三十五条第三項又
は第三十七条の規定に違反した者

第四十条を第七十六条とする。
第三十九条中「第三十七条」を「第七十二条」に
改め、同条を第七十五条とする。

第三十八條第二号中「第二十七條第一項(第二
十九條第二項)」を「第六十一條第一項(第六十三
條第二項)」に改め、同条を第七十一条とする。

第一類第七号 厚生労働委員會議録第二十七号

条第一項」に改め、同条を第七十四条とする。

第三十七條の二第一号中「第二十六条の九」を
「第五十一條」に改め、同条第二号中「第二十六
条の十四」を「第五十六条」に、「の記載をせず、
」を「を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは
」に改め、同条第三号中「第二十六条の十六」を
「第五十八條」に改め、同条第四号中「第二十六
条の十七第一項」を「第五十九條第一項」に改め、
同条を第七十三条とする。

第三十七條第二号中「第二十六条第一項」を
「第四十三條第一項」に改め、同条第三号中「第
二十六條の十五第二項」を「第五十七條第二項」
に改め、同条を第七十二条とする。

第三十六條の二中「第三十二條第二項」を「第
六十六條第二項」に改め、同条を第七十一条と
する。

第三十六條第三項中「第二十六条の十一第一
項」を「第五十三條第一項」に改め、同条第四項
中「第二十六條の十三」を「第五十五条」に改め、
同条を第七十条とし、第八章中第三十五条を第
六十九條とする。

第三十四條中「第二十六条第二項」を「第四
十三條第二項」に、「第二十七條第一項(第二十九
條第二項)」を「第六十一條第一項(第六十三條第
二項)」に改め、同条を第六十八條とする。

第三十三條中「第二十七條第一項(第二十九
條第二項)」を「第六十一條第一項(第六十三條第
二項)」に改め、第七章中同条を第六十七條とする。
第三十二條第三項中「第二十七條」を「第六十
一條」に、「第二十九條第一項」を「第六十三條第
一項」に改め、同条を第六十六條とし、第三十
一條を第六十五條とする。

第三十條中「第二十六条第一項」を「第四十三
條第一項」に、「第三十七條第二項」を「第七十二
條第二項」に改め、同条を第六十四條とする。

第二十九條第二項中「第二十六条第二項」を
「第四十三條第二項」に、「第二十七條の二」を「第
六十一條の二」に、「第二十七條第一項」を「第六十
一條第一項」に改め、「前条第一号中」第二十

六条第六項」とあるのは「次条第二項において準
用する第二十六条第六項」とを削り、同条を第
六十三條とする。

第二十八條中「第二十六条第一項」を「第四
十三條第一項」に改め、同条第一号中「第二十六
條第六項」を「第四十三條第六項」に改め、同条を
第六十二條とし、第二十七條を第六十一條とす
る。

第二十六條の十八第一号中「第二十六条第三
項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第二号
中「第二十六條の五第一項」を「第四十七條第一
項」に改め、同条第三号中「第二十六條の七」を
「第四十九條」に改め、同条第四号中「第二十六
條の九」を「第五十一條」に改め、同条第五号中
「第二十六條の十三」を「第五十五條」に改め、同
条を第六十條とし、第二十六條の十七を第五十
九條とし、第二十六條の十六を第五十八條と
し、第二十六條の十五を第五十七條とし、第二
十六條の十四を第五十六條とする。

第二十六條の十三第一号中「第二十六條の三
第一号」を「第四十五條第一号」に改め、同条第
二号中「第二十六條の六、第二十六條の七、第
二十六條の九、第二十六條の十第一項」を「第四
十八條、第四十九條、第五十一條、第五十二條
第一項」に改め、同条第三号中「第二十六條の十
第二項各号」を「第五十二條第二項各号」に改め、
同条第四号中「第二十六條の八第一項」を「第五
十條第一項」に改め、同条第五号中「第二十六條
の八第三項」を「第五十條第三項」に改め、同条
第六号中「第二十六條第三項」を「第四十三條第
三項」に、「第二十六條の五第一項」を「第四十七
條第一項」に改め、同条を第五十五條とする。

第二十六條の十二中「第二十六條の四第一項
各号」を「第四十六條第一項各号」に改め、同条
を第五十四條とし、第二十六條の十一を第五十
三條とする。

第二十六條の十第一項中「第四十二條第二号」
を「第七十八條第三号」に改め、同条を第五十二
條とし、第二十六條の九を第五十一條とし、第

二十六條の八を第五十條とし、第二十六條の七
を第四十九條とし、第二十六條の六を第四十八
條とし、第二十六條の五を第四十七條とする。

第二十六條の四第一項中「第二十六條の二」を
「第四十四條」に、「すべてを」を「全て」に改め、同
項第三号中「第二十六條第一項」を「第四十三條
第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十三條
第一項」に、「第二十六條の十第二項」を「第五十
二條第二項」に改め、同条を第四十六條とする。

第二十六條の三中「第二十六條第三項」を「第
四十三條第三項」に改め、同条第二号及び第三
号中「第二十六條の十三」を「第五十五條」に改
め、同条を第四十五條とし、第二十六條の二を
第四十四條とし、第二十六條を第四十三條と
し、第六章第二節中第二十五条の十三を第四十
二條とし、第二十五条の十二を第四十一條とす
る。

第二十五条の十一第一項中「第二十五条の六
第三項、前条」を「第三十條第四項」に改め、同
項第一号中「場所」の下に「次号に掲げる場所を
除く。」を加え、同項第二号中「前号」を「前二
号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一
号の次に次の一号を加える。

二 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八
号)第二条第一項に規定する旅館業の施設
の客室の場所(同条第三項に規定する簡易
宿所営業の施設及び同条第四項に規定する
下宿営業の施設の客室(個室を除く。))の場
所を除く。

第二十五条の十一第二項中「特定施設」を「特
定施設等」に改め、同条第三項中「特定施設」を
「特定施設等」に、「現に運行している自動車」を
「一般自動車等(旅客運送事業自動車等以外の自
動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。が現
に運行している場合における当該一般自動車
等)」に改め、同条を第四十條とする。

第二十五条の十を削る。
第二十五条の九第一項中「特定施設」を「特定
施設等」に改め、同条を第三十八條とし、同条

平成三十年六月八日

の次に次の一条を加える。

(適用関係)

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車に関するこの章の規定は、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

第二十五条の八の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に、「第二十五条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の

場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。

一 当該場所が専ら喫煙をすることができるところである旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室(前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下この節において「喫煙専用室設置施設

等」という。)の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができるところとし、かつしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができるところとし、かつしようとするときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識(喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を

受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙目的室)

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができるところとして定めることができる。

2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙目的室標識」という。)を掲示しなければならない。

一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならない。ただ

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

第二十五条の五第二項中「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十五条の四第二号中「次号」の下に「及び次節」を加え、同条第四号中「多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるもの」を「第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六号を同条第十四号とし、同条第五号中「特定施設」を「第一種施設」に改め、同条第十三号とし、同条第四号の次に次の八号を加える。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためそ

の事業の用に供する自動車をいう。

十 旅客運送事業航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。

第六章第一節中第二十五条の四を第二十八条とする。

第二十五条の三第一項中「第二十五条の五第一項」を「及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「多数の者が利用する施設」を「特定施設等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の二中「の管理権原者（施設）」及び「旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等）」に改め、同条を第二十六条とする。

別表中「第二十六条の四関係」を「第四十六条関係」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。
一 附則第七条の規定 公布の日
二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（既存特定飲食提供施設に関する特例）
第二条 既存特定飲食提供施設についてのこの法律の施行の日から受動喫煙（第三条の規定によ

る改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。附則第五条第一項を除き、以下同じ。）の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間における新法第二十九条第一項第二号、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項第二号イ及び第三十三条の見出し		喫煙専用室	
第三十三条第一項	一部	専ら喫煙	全部又は一部
第三十三条第二項	を専ら喫煙	を喫煙	を喫煙
この節			この条及び次条第一項
喫煙専用室標識		喫煙可能室標識	喫煙可能室標識
第三十三条第二項第一号	専ら喫煙	喫煙	喫煙
第三十三条第三項	喫煙専用室標識を	喫煙可能室標識を	喫煙可能室標識を
この節			この条及び次条第一項
喫煙専用室設置施設等標識		喫煙可能室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設等標識
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室（）	喫煙可能室（）	喫煙可能室（）
喫煙専用室標識		喫煙可能室標識	喫煙可能室標識
第三十三条第四項	喫煙専用室が	喫煙可能室が	喫煙可能室が
この節			この条及び次条
喫煙専用室設置施設等		喫煙可能室設置施設等	喫煙可能室設置施設等
喫煙専用室の		喫煙可能室の	喫煙可能室の
喫煙専用室設置施設等		喫煙可能室設置施設等	喫煙可能室設置施設等
第三十三条第五項	喫煙専用室に	喫煙可能室に	喫煙可能室に

第三十三条第六項	喫煙専用室設置施設等 喫煙専用室の 専ら喫煙 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 専ら喫煙 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室設置施設等 喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室が 喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室設置施設 喫煙可能室設置施設の 喫煙可能室の 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室が 喫煙可能室設置施設
第三十三条第七項	喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 専ら喫煙 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室設置施設等 喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室が 喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室設置施設 喫煙可能室設置施設の 喫煙可能室の 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室が 喫煙可能室設置施設
第三十四条の見出し	喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室が 喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室が 喫煙可能室設置施設
第三十四条第一項	喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室が 喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室が 喫煙可能室設置施設
第三十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設等 喫煙専用室の 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室が 喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設 喫煙可能室の 喫煙可能室に 喫煙可能室標識 喫煙可能室設置施設に 喫煙可能室設置施設標識 喫煙可能室が 喫煙可能室設置施設

2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八條第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上を有する会社

ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）

3 喫煙可能室設置施設第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条及び附則第四條第二項第三号において同じ。）の管理権

原者（新法第二十六條に規定する管理権原者をいう。次條第一項及び附則第四條において同じ。）は、前項に規定する既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等（新法第三十條第一項に規定する管理権原者等をいう。次項並びに次條第二項及び第三項において同じ。）は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

5 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。次條第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十九條第一項第二号イ及び第五号並びに第三十三條の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第三十三條第一項	たばこ	指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指

円以下の過料に処する。

一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者

二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第三條 新法第三十三條第一項に規定する第二種施設等（以下この項並びに次條第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。）の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（新法第二十八條第一号に規定するたばこ（以下この項において「たばこ」という。）のうち、当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）のみの喫煙（新法第二十八條第二号に規定する喫煙をいう。）をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九條第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす。

第三十三条第二項	を専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
	この節	この条及び次条第一項
第三十三条第二項第一号	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	専ら喫煙	喫煙
第三十三条第三項	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
	この節	この条及び次条第一項
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
	喫煙専用室（	指定たばこ専用喫煙室（
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
第三十三条第四項	この節	この条及び次条
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十三条第五項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十三条第六項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十三条第七項	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三条第七項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
第三十三条第七項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
第三十三条第七項	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に

2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等（前項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。）の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等であることを明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立ち入り検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（標識の使用制限に関する経過措置）

第四条 何人も、新法第三十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七条第一項に規定する特定施設等（次条第二項において「特定施設等」という。）において新法第三十三条第二項に規定する喫煙専用室標識（以下この条において「喫煙専用室標識」という。）、新法第三十三条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識（以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）、新法第三十五条第二項に規定する喫煙目的室標識（以下この条において「喫煙目的室標識」という。）、新法

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定

める。
(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後

の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。
(地方自治法の一部改正)

第九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の頁中「第二十六条第二項及び第二十七条第

一項(第二十九條第二項)を「第四十三條第二項及び第六十一條第一項(第六十三條第二項)に改

(登錄免許説去の一邵攷正)
める。

（登録免許税法の一部改正）
第十條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十（五号）の一部を改正する）

別表第一第七十三号中「第二十六条第三項」を「第四十三号第三項」に改める。

「第四十三條第三項」に改める。
(労働安全衛生法の一部改正)

第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の二「事業者は」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、「室内又

はこれに準ずる環境において、他人のたはこの煙を吸わされること」を「健康増進法（平成十四

年法律第百三十三号)第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙」に改める。

第七十条の三(平成十四年法律第百三号)を削る。

第十二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第六十八條の二中「第二十五條の四第三号」を「第二十八條第三号」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「第二十六条第三項(同法第二十九条第二項)を「第四十三条第三項(同法第六十三条第二項)に、「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項)を「第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項)に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)
第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

理由

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年七月九日印刷

平成三十年七月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇